

尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）
尾張北部環境組合ごみ処理施設整備事業に係る
環境影響評価準備書

要 約 書

令和2年8月

江 南 市

目 次

第1章	都市計画決定権者の名称	1
第2章	都市計画対象事業の目的及び内容	2
第3章	環境影響の調査、予測及び評価を行う範囲	32
第4章	方法書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の の見解	34
第5章	方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者 の見解	56
第6章	都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目の選定及び その選定理由等	60
第7章	環境影響の調査、予測及び評価の概要	77
1	大気質	78
2	騒音及び超低周波音	86
3	振動	90
4	悪臭	93
5	水質	94
6	地盤・土壌（土壌環境）	95
7	地下水の状況及び地下水の水質	96
8	日照阻害	97
9	動物	101
10	植物	103
11	生態系	105
12	景観	108
13	人と自然との触れ合いの活動の場	113
14	廃棄物等	116
15	温室効果ガス等	117
第8章	総合評価	118
第9章	事後調査計画	119
巻末資料		
資料1	調査期間	121
資料2	調査地点	124

第1章 都市計画決定権者の名称

都市計画決定権者の名称

江南市

(参考)

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 : 尾張北部環境組合

代表者 : 管理者 澤田 和延

所在地 : 江南市赤童子町大堀 90 番地

(備考)

本事業は、「都市計画法」(昭和 43 年 法律第 100 号) の手続を伴う事業であることから、都市計画決定権者である江南市が、「愛知県環境影響評価条例」(平成 10 年 愛知県条例第 47 号) 第 31 条の規定に基づき、環境影響評価手続を行うものである。

2.1 都市計画対象事業の目的

2.1.1 事業の目的

国は、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減等を図るため、平成9年5月に各都道府県に対して、ダイオキシン類削減対策、焼却残渣の高度処理対策、マテリアルリサイクルの推進、サーマルリサイクルの推進、最終処分場の確保対策、公共事業のコスト削減を踏まえた、ごみ処理の広域化を推進するよう通知を行った。

これを受けて、愛知県は、平成10年10月に平成19年度までの10年間を計画期間とする「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定した。その後、市町村合併の進展やごみ処理技術の進歩を受けて、広域化ブロックの区割りの見直しを実施し、平成21年3月に「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」（以下「広域化計画」という。）を策定した。

「広域化計画」では、県内を13のブロックに分け、焼却能力300t/日以上全連続炉への集約化を目指しており、犬山市、江南市、大口町及び扶桑町（以下「2市2町」という。）においては、犬山市都市美化センターと江南丹羽環境管理組合環境美化センターを平成30年度以降に統合することとされた。

2市2町で構成する尾張北部地域ごみ焼却処理広域化第1小ブロック会議（以下「第1小ブロック会議」という。）は、この「広域化計画」を踏まえ、平成21年6月に、新ごみ処理施設の建設を目的として「尾張北部地域第1小ブロックごみ処理広域化実施計画」（以下「広域化実施計画」という。）を策定し、その後、平成28年7月には、2市2町の人口やごみ減量状況等の変化、大規模災害時の廃棄物処理体制の確立などの社会情勢の変化に対応するため、広域化実施計画の改訂（以下「広域化実施計画（改訂版）」という。）を行い、令和7年度（平成37年度）の新ごみ処理施設稼働を目標とした。

このような状況を踏まえ、2市2町は、構成団体の意向を反映しながら、ごみ処理を共同で独立した事業として実施することにより、効率的かつ確実にごみ処理事業を推進し、循環型社会の形成に取り組んでいくため、平成29年4月に一部事務組合「尾張北部環境組合」（以下「組合」という。）を設置した。

本事業は、2市2町の新ごみ処理施設の建設を目的とするものである。

2.1.2 ごみ処理施設の現状

2市2町では、犬山市都市美化センターと江南丹羽環境管理組合環境美化センターにおいて、一般廃棄物の処理を行っている。しかし、両施設とも供用開始より30年以上経過しており、施設の老朽化への対応が課題となっている。これらの既存施設の概要は、表2.1.1に、位置は図2.1.1に示すとおりである。

表2.1.1 既存施設の概要

施設名		犬山市都市美化センター	江南丹羽環境管理組合 環境美化センター
設置主体		犬山市	江南丹羽環境管理組合 (江南市、大口町、扶桑町)
所在地		犬山市大字塔野地字田口洞 39番地 128	大口町河北一丁目 131番地
処理対象区域		犬山市	江南市、大口町、扶桑町
焼却 処理 施設	処理能力	135 t/日 (67.5 t/日×2炉)	150 t/日 (75 t/日×2炉)
	処理方式	ストーカ式焼却炉 (全連続式焼却施設)	流動床式焼却炉 (全連続式焼却施設)
	供用開始	昭和58年4月 (平成20年度 大規模補修工事実施)	昭和57年11月 (平成23年度 基幹整備補修工事実施)
粗大 ごみ 処理 施設	処理能力	30 t / 5 h	30 t / 5 h
	処理方式	破碎・選別	破碎・選別
	供用開始	昭和59年12月	昭和57年11月



図2.1.1 既存施設の位置

2.1.3 建設地の決定経緯

国や県のごみ処理広域化の方針を受けて、これまで尾張北部地域の関係市町では広域のごみ焼却施設の候補地の検討を行ってきた。尾張北部ブロックを構成する4市2町（犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町）では、平成13年8月に犬山市塔野地地区を候補地として選定し、平成15年2月には犬山市善師野地区を再選定したが、どちらも地元調整が難航したため断念している。

その後、尾張北部ブロックは平成17年11月に、当面、第1小ブロック（2市2町）と第2小ブロック（小牧市及び岩倉市）の2つの小ブロックに分け、それぞれ施設を建設することとし、平成22年5月には、2市2町で構成する第1小ブロック会議で犬山市池野地区を候補地として選定したが、地元調整が難航し、凍結状態となった。

そのような中、既存の両施設も稼働後30年以上経過し、老朽化への対応も必要で先送りできない状況もあったことから、建設地については、平成24年10月の第1小ブロック会議において、江南市が最も多くのごみを排出すること、広域の処理施設が一つもないことから受入を表明し、その後、江南市において候補地の選定がなされている。

江南市による候補地の選定にあたっては、市内の3ヘクタール以上の一団となったエリアとして抽出された5つの候補地について、一定の評価基準に基づき、評価がなされている。

江南市による候補地の評価基準を表2.1.2に、評価結果を表2.1.3に、候補地の位置を図2.1.2に示す。

表2.1.2 江南市による評価基準

評価項目		評価基準		
		○	△	×
基本要素	敷地面積の確保	4 ha以上の整形地が確保できる	3 ha以上4 ha未満の整形地が確保できる	3 ha未満の整形地が確保できる
	アクセスのしやすさ	主要道路(国道、県道、都市計画道路)に接続している	主要道路(国道、県道、都市計画道路)に近接している	主要道路(国道、県道、都市計画道路)に接続・近接していない
重要要素	用地確保のしやすさ	地権者が少なく土地取得が容易である	地権者はまあまあ多いが、土地取得はなんとか可能である	地権者が非常に多く土地取得が困難である
	近くの住居の少なさ	周囲500m以内の住宅等が200戸未満である	周囲500m以内の住宅等が200戸以上500戸未満である	周囲500m以内の住宅等が500戸以上である
	運搬経費の安さ	構成市町からの運搬経費が一番安い	構成市町からの運搬経費は中間的なものである	構成市町からの運搬経費が他に比べて極めて高い
参考要素	学校、病院、保育所、老人福祉施設等の有無	周囲500m以内に学校、病院、保育所、老人福祉施設等がない	—	周囲500m以内に学校、病院、保育所、老人福祉施設等がある
	搬入道路における集落等の通過	集落等を通過せず施設に搬入が可能	施設に搬入するために一部集落・住宅団地を通過する	施設に搬入するために相当規模の集落・住宅団地を通過する
	行政計画とのつりあい	土地利用構想、土地利用計画上支障がない	土地利用構想、土地利用計画とは異なるが、大きな支障でない	土地利用構想、土地利用計画上著しい支障がある
	土地造成のしやすさ	地形等による構造上の支障がなく、土地造成が容易である	地形上の問題により造成上の開発投資が必要である	急峻な地形等により土地造成が困難である
	土地利用の現況	現在のところ土地はほとんど利用されていない	—	現在のところ土地の多くが他の目的(田、畑等)に利用されている

表2.1.3 江南市による評価結果

評価項目			中般若町北浦		宮田町河沼		五明町福森		曾本町二子前		小折町八反畑	
			評価	得点	評価	得点	評価	得点	評価	得点	評価	得点
基本要素	○: 5点 △: 3点 ×: 1点	敷地面積の確保	○	5	○	5	○	5	○	5	○	5
		アクセスのしやすさ	○	5	△	3	○	5	△	3	△	3
重要要素	○: 10点 △: 6点 ×: 2点	用地確保のしやすさ	△	6	△	6	△	6	△	6	△	6
		近くの住居の少なさ	○	10	×	2	×	2	×	2	△	6
		運搬経費の安さ	○	10	△	6	△	6	△	6	△	6
参考要素	○: 3点 △: 2点 ×: 1点	学校、病院、保育所、老人福祉施設等の有無	×	1	○	3	○	3	×	1	×	1
		搬入道路における集落等の通過	○	3	○	3	○	3	○	3	○	3
		行政計画とのつりあい	○	3	○	3	○	3	○	3	△	2
		土地造成のしやすさ	△	2	○	3	○	3	○	3	○	3
		土地利用の現況	○	3	○	3	×	1	×	1	×	1
合計得点			48		37		37		33		36	

江南市は平成24年12月の第1小ブロック会議において、評価結果の最も高かった中般若町北浦を候補地として提示し、地元（江南市中般若区、草井区、般若区、扶桑町山那区、小淵区、南山名区）の同意を得ることを目的として地元説明会や施設見学会等を実施し、江南市の3地区から同意を得た。

そして、平成28年3月の第1小ブロック会議において、こうした江南市の取組や地元が実施したアンケート結果等を総合的に勘案し、概ね地元の合意形成は得られたものと判断し、中般若町北浦地内を正式な建設地として決定した。



図2.1.2 候補地の位置

なお、候補地の選定は地元の理解が非常に重要なものであり、選定段階において複数の候補地を公表することは、それぞれの地元にも多大な影響を及ぼすことが懸念されたため、候補地の選定後に計画段階環境配慮書の手続きを実施した。

2.2 都市計画対象事業の内容

2.2.1 都市計画対象事業の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年 法律第137号)第8条第1項に規定する
ごみ処理施設(ごみ焼却施設)の設置事業

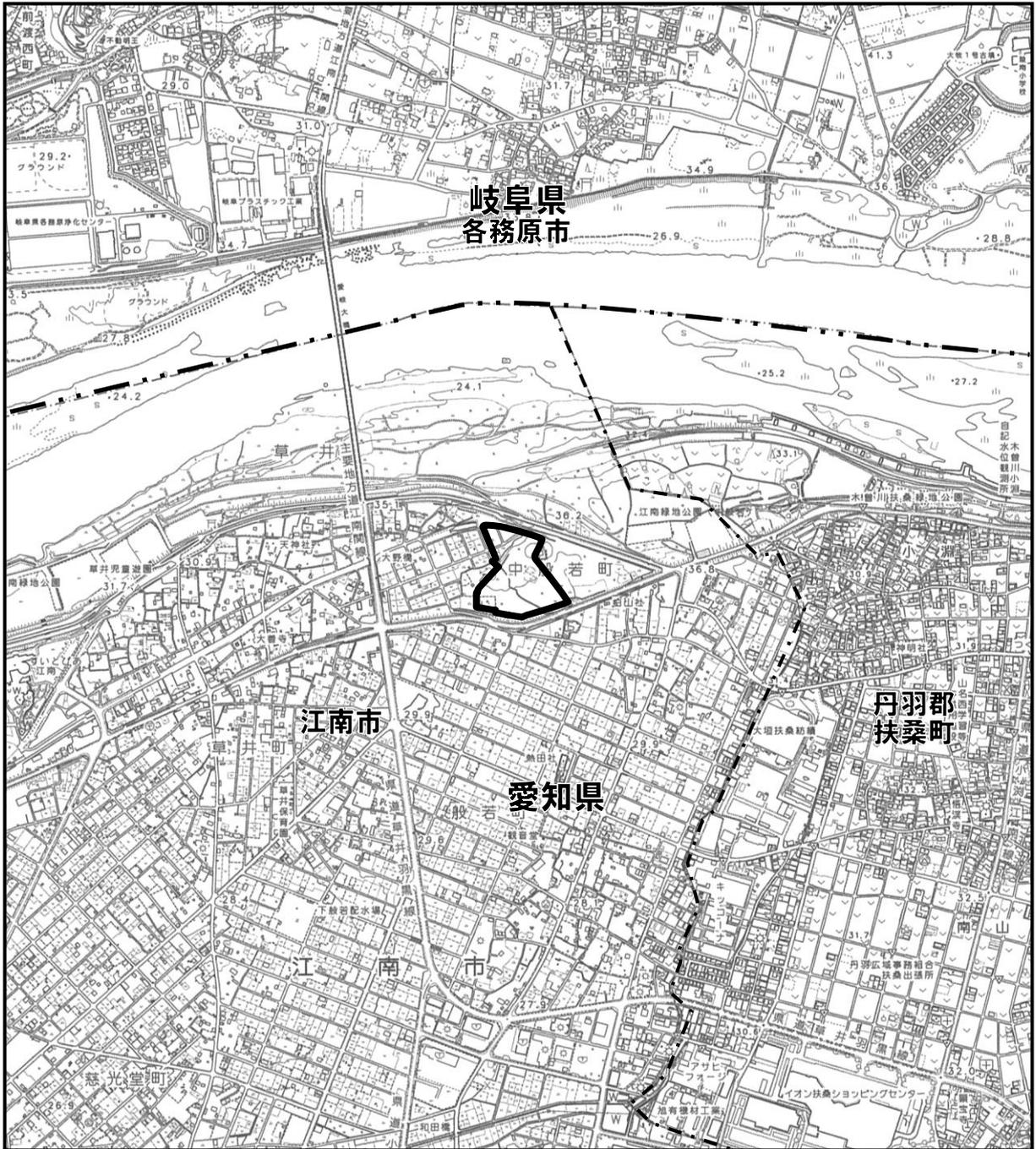
2.2.2 都市計画対象事業の規模

ごみ焼却施設 処理能力：196 t/日

2.2.3 都市計画対象事業実施区域の位置

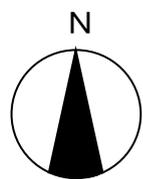
位置：江南市中般若町北浦地内(図2.2.1参照)

面積：約3.0ha



凡 例

-  都市計画対象事業実施区域
-  県境
-  市町境



1 : 15,000



この地図は、各務原市発行「1 : 15,000 各務原市全図」を使用したものである。

図2.2.1 都市計画対象事業実施区域の位置

2.2.4 都市計画対象事業の諸元

2.2.4.1 ごみ処理施設の諸元

本事業において都市計画対象事業実施区域（以下「事業実施区域」という。）に設置するごみ処理施設（以下「計画施設」という。）の諸元は表 2.2.1 に、計画ごみ質は表 2.2.2 に示すとおりである。

本事業では、ごみ焼却施設のほかに粗大ごみ処理施設を設置する計画である。

なお、本事業は、PFI 導入可能性調査や令和 2 年 3 月に組合が策定した「ごみ処理施設整備基本設計報告書」（以下「基本設計」という。）での検討結果を踏まえ、可燃ごみ処理施設については DB+0 方式（長期包括運營業務委託方式）※¹、粗大ごみ処理施設では DBM 方式※²とした。

表 2.2.1 計画施設の諸元

処理施設	項目	計画諸元
可燃ごみ処理施設	処理能力	196 t/日（98 t/日×2 炉）
	処理方式	未定（以下の処理方式から決定） ・ストーカ式焼却炉+灰の外部資源化 ・ガス化溶融炉・シャフト式 ・ガス化溶融炉・流動床式
	処理対象ごみ	可燃ごみ、破碎選別可燃残渣、し渣及び脱水汚泥、災害廃棄物
	公害防止設備	適切な公害防止設備を備えた施設を整備する
	煙突高さ	未定（航空法による高さ制限を受ける。） ^{注)}
	運転計画	24 時間連続運転
	エネルギー回収率	19%以上
粗大ごみ処理施設	処理能力	14 t/日（5 h）
	処理方式	破碎・選別
	運転計画	5 時間運転
稼働目標年度		令和 7 年度（平成 37 年度）

注) 航空法による高さ制限は以下のとおりであり、造成高さにより煙突の高さが異なるため、現段階では未定である。

航空法に係る制限高さ＝45m（水平表面の制限高さ）＋39.6m（飛行場標点の標高）
＝84.6m

設置可能な煙突高さ＝84.6m（航空法に係る制限高さ）－（事業実施区域の標高）

※1 DB+0 方式（長期包括運營業務委託方式）は公設民営方式の一種で、組合が主体となり、公共資金を用いて、施設的设计・建設を行い、施設の所有権は組合が保持し、その下で運営・維持管理を民間の事業者（特別目的会社（SPC：Special purpose company）または維持管理を行う既存の民間の事業者）に別途発注し、長期間包括的に責任委託する方式である。本事業においては、施設的设计・建設及び運営・維持管理を一括発注・契約することとしている。（契約者について、以下「民間事業者」という。）

※2 DBM 方式は公設民営方式の一種で、組合所有の下で新たに施設を整備し、運転は組合が行い、定期整備修繕等の維持管理を長期包括責任委託による一括発注・契約する方式である。

表2.2.2 計画ごみ質

項目	単位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
水分	%	56.6	43.3	30.3
可燃分		37.9	50.0	61.9
灰分		5.5	6.7	7.8
単位体積重量	kg/m ³	201.4	178.6	155.8
低位発熱量	kJ/kg	6,000	9,770	13,500

出典：「ごみ処理施設整備基本設計報告書」（令和2年3月 尾張北部環境組合）

2.2.4.2 処理能力の算定

(1) 可燃ごみ処理施設

可燃ごみ処理施設の処理能力は、196 t/日（24h）を計画している。

処理能力については、平成29年2月に策定した「新ごみ処理施設整備計画」（以下「整備計画」という。）及び令和元年度に見直しを行った2市2町のごみ処理基本計画を踏まえ、「基本設計」において以下のとおり算出されている。

① 計画処理量

計画処理量は、「整備計画」及び「基本設計」において、計画施設の稼働目標年度（令和7年度）の可燃ごみ及び粗大ごみ破碎選別可燃残渣（処理後可燃物）の可燃ごみ焼却処理量に、し尿処理施設（愛北クリーンセンター）のし渣及び脱水汚泥並びに災害廃棄物の処理量の推計値を加えて設定している。その算定方法は以下に示すとおりである。

<可燃ごみ焼却処理量>

計画施設で処理を行う可燃ごみ処理量の推計値は、「基本設計」において、各市町の人口推計及びごみ処理基本計画における推計値をもとに、表2.2.3及び図2.2.2に示すとおり算出されている。

可燃ごみ処理量は、計画施設の稼働目標年度である令和7年度に、47,147 t/年で最大になると推計される。また、令和7年度の可燃残渣は2,230 t/年になり、可燃ごみ焼却処理量の合計は49,377 t/年になると推計される。

表2.2.3 人口推計及び可燃ごみ処理量（推計値）

年度	人口（人）	可燃ごみ（t/年）
R1	233,497	49,106
R2	233,336	48,636
R3	232,735	48,157
R4	232,104	47,878
R5	231,470	47,685
R6	230,838	47,345
R7	230,106	47,147
R8	229,374	46,975
R9	228,616	46,887
R10	227,758	46,613
R11	227,001	46,417
R12	226,144	46,232
R13	225,366	46,163

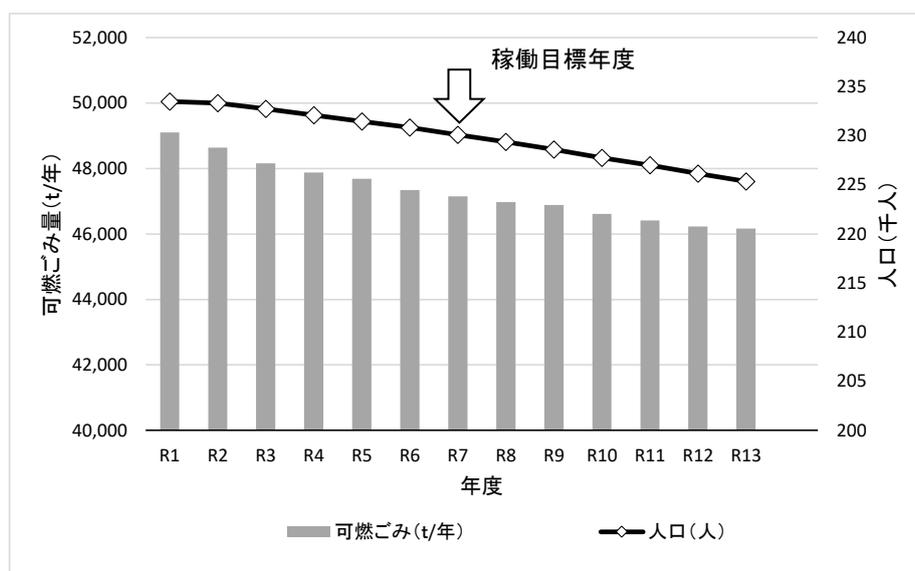


図2.2.2 人口推計及び可燃ごみ処理量（推計値）

<し渣及び脱水汚泥処理量>

し尿処理施設（愛北クリーンセンター）からのし渣及び脱水汚泥の処理量については、し尿処理施設を管理する愛北広域事務組合によると、計画施設の稼働開始後で推計人口が最大となる令和7年度では、2,249 t/年になると推計している。

<災害廃棄物の処理量>

災害廃棄物量（選別後の可燃物）については、「愛知県災害廃棄物処理計画における災害廃棄物等発生量（推計値）について」（平成27年7月 愛知県）より、表2.2.4に示すとおり推計されており、2市2町の合計である2,640 tを処理対象とする。なお、この推計値は、南海トラフ地震を想定して推計されたものである。

この処理対象の災害廃棄物（2,640 t）を3年間で処理することとし、災害廃棄物の処理量は880 t/年になると推計される。

表2.2.4 災害廃棄物量（推計値）

単位：t

市町	選別前		選別後
	災害廃棄物	津波堆積物	可燃物
犬山市	6,494	0	653
江南市	7,760	0	1,016
大口町	4,136	0	391
扶桑町	4,484	0	580
合計	—	—	2,640

<令和7年度における計画処理量>

上記の可燃ごみ、可燃残渣、し渣及び脱水汚泥、災害廃棄物の年間処理量より算出した、令和7年度における計画処理量は表2.2.5に示すとおりであり、1日あたり143.85tとなる。

表2.2.5 令和7年度における計画年間処理量（可燃ごみ処理施設）

項目	年間処理量 (t/年)
可燃ごみ	47,147
可燃残渣	2,230
し渣及び脱水汚泥	2,249
災害廃棄物	880
合計	52,506 (143.85 t/日)

② ごみ焼却処理能力

ごみ焼却処理能力は、1日あたりに処理する能力を示し、「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱いについて」(環境省通知 環廃対発第031215002号 平成15年12月15日)に基づき、次式で算定する。

$$\text{処理能力} = \text{処理対象ごみ量 (a)} \div \text{実稼働率 (b)} \div \text{調整稼働率 (c)}$$

a 処理対象ごみ量：143.85 t/日

b 実稼働率：0.767 (実稼働日数 (365日 - 85日^{注)}) ÷ 365日

注) 補修整備期間 (30日) + 補修点検期間 (15日 × 2回) + 全停止期間 (7日)
+ 起動に要する日数 (3日 × 3回) + 停止に要する日数 (3日 × 3回)

c 調整稼働率：0.96

注) 調整稼働率：正常に運転される予定の日でも故障の修理、やむを得ない一時休止等のために処理能力が低下することを考慮した係数。

これにより、可燃ごみ処理施設の処理能力は、

$$\begin{aligned} \text{処理能力} &= (143.85 \text{ t/日}) (a) \div ((365 \text{ 日} - 85 \text{ 日}) \div 365 \text{ 日}) (b) \div 0.96 (c) \\ &= 195.36 \text{ t/日 (小数点以下第三位四捨五入)} \\ &\approx 196 \text{ t/日 (小数点以下繰上げ)} \end{aligned}$$

(2) 粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設の処理能力は、14 t/日（5 h）を計画している。

計画処理量は、2市2町のごみ処理基本計画における令和7年度の年間搬入量の目標値を踏まえ、「基本設計」において以下のとおり算出されている。

① 計画処理量

令和7年度における計画処理量は、表2.2.6に示すとおりであり、1日あたり7.6 tとなる。

表2.2.6 令和7年度における計画年間処理量（粗大ごみ処理施設）

項目	年間処理量 (t/年)
粗大ごみ	1,658
不燃ごみ	1,092
合計	2,750 (7.6 t/日)

② 処理能力

粗大ごみ処理施設の処理能力は、次式で算定する。

$$\text{処理能力} = \text{計画年間日平均処理量 (a)} \div \text{実稼働率 (b)} \times \text{計画月間変動係数 (c)}$$

a 計画年間日平均処理量：7.6 t/日

b 実稼働率：0.685（実稼働日数（365日－115日）÷365日）

c 計画月間変動係数：1.26^{注)}

注) 2市2町の過去5年間における月別搬入量より算出。

これにより、粗大ごみ処理施設の処理能力は、

$$\begin{aligned} \text{処理能力} &= (7.6 \text{ t/日}) (a) \div ((365 \text{ 日} - 115 \text{ 日}) \div 365 \text{ 日}) (b) \times 1.26 (c) \\ &= 13.98 \text{ t/日 (小数点以下第三位四捨五入)} \\ &\approx 14 \text{ t/日 (小数点以下繰上げ)} \end{aligned}$$

2.2.4.3 処理方式の選定

(1) 施設整備の基本方針

ごみ処理施設の整備に関する基本方針は「整備計画」に従い、以下のとおりとする。

- ①迅速、安全、環境にやさしいごみ処理の実現
地域住民の不安を和らげるために、安全で安心なごみ処理施設の建設を実現する。
- ②3Rの拠点として、ゼロ・エミッションを目標とした施設の実現
環境学習機能や情報発信機能の充実により、ごみの減量化並びに再資源化の実現のための啓発促進に寄与する施設とする。
- ③地域との調和を考慮し周辺の生活環境に配慮した地域密着(コミュニティ型)の施設の実現
渋滞対策を含めた周辺の生活環境に対して十分な保全対策を実施し、住民とともに公害を防止、監視するためのシステムを構築するとともに、環境学習機能や情報発信機能を充実するなどし、住民に開かれた施設とする。
- ④ごみ処理時に発生する熱エネルギーを有効に回収し、積極的に再利用できる施設の実現
単にごみを焼却処理し減容化するにとどまらず、積極的、効率的な余熱利用を行うことにより、サーマルリサイクルを実現する。
- ⑤ごみ処理後の残渣を可能な限り有効活用する再資源化システムの構築
ごみ処理後の残渣のリサイクル先の確保について十分な調査、検討を行い、ごみ処理後の残渣を可能な限り有効活用する再資源化システムを構築する。
- ⑥公平性を基本とした運用・費用分担の構築
新ごみ処理施設の建設、運営にあたっては、公平性を基本とした運用と費用負担の方法を構築する。
- ⑦最終処分量を極力削減する施設の実現
ごみ処理後の残渣を可能な限り有効活用する再資源化システムの構築とあわせて、最終処分量を極力削減する施設の実現を目指す。
- ⑧経済性に優れた施設の実現と運営
建設費及び維持管理費を含めた、ライフサイクルコストでの経済性に優れた施設を目指す。

(2) 処理方式選定の経緯

処理方式の選定については、「広域化実施計画」において7つの処理方式を検討対象とし、そのうちの1つは「ストーカ式等(従来型)」としていた。その後、「整備計画」の策定にあたり平成22年7月に第1小ブロック会議が設置した「新ごみ処理施設整備検討委員会」において、従来型の方式のうち、近年の採用はストーカ式と流動床式の2方式が一般的であることを踏まえ、従来型はこの2方式を検討対象とし、以下の8つの処理方式に整理し直したうえで比較検討を行うこととした。

- ①ストーカ式焼却炉+灰溶融又は灰の外部処理
- ②流動床式焼却炉+灰溶融又は灰の外部処理
- ③ガス化溶融炉・シャフト式
- ④ガス化溶融炉・流動床式
- ⑤ガス化溶融炉・キルン式
- ⑥ガス化溶融炉・ガス化改質式
- ⑦炭化炉方式
- ⑧バイオガス化方式+ストーカ式等(従来型)+灰溶融又は灰の外部処理

平成 28 年 10 月の第 2 回検討委員会において、技術の成熟度、処理の安定性の面から、比較的採用実績の多い「①ストーカ式焼却炉+灰溶融又は灰の外部処理」、「②流動床式焼却炉+灰溶融又は灰の外部処理」、「③ガス化溶融炉・シャフト式」、「④ガス化溶融炉・流動床式」の 4 つの処理方式に絞り込み、平成 29 年 2 月に「整備計画」を策定した。

さらに、平成 30 年 4 月に組合が設置した「ごみ処理方式検討委員会」において、プラントメーカーにヒアリング調査（平成 30 年 8 月依頼、9 月提出）を行ったところ、「①ストーカ式焼却炉+灰溶融」及び「②流動床式焼却炉+灰溶融又は灰の外部処理」については、提案がなかった（プラントメーカーにおいて当該事業における諸条件を勘案した結果、最も適切な処理方式とされなかった）こと、新設が少ないことから選定の対象から除外することとした。

また、「①ストーカ式焼却炉+灰の外部処理」の灰の外部処理については、基本方針において、「ごみ処理後の残渣を可能な限り有効活用する再資源化システムの構築」、「最終処分量を極力削減する施設の実現」が基本方針として定められていることに基づき、資源化業者へのアンケート調査により焼却灰等の全量資源化の長期的な受入れが可能であることが確認できたため、「灰の外部資源化」とすることとした。

これらの状況及び「ごみ処理方式検討委員会」において、ごみ処理の技術的には特定の処理方式に優位性はないと評価されたことを踏まえ処理方式は、「①ストーカ式焼却炉+灰の外部資源化」、「③ガス化溶融炉・シャフト式」、「④ガス化溶融炉・流動床式」の 3 方式から選定を行うものとして、平成 31 年 2 月の組合議会全員協議会にて公表した。

各処理方式の処理フローは、図 2.2.3(1)～(3)に示すとおりである。

(3) 処理方式の選定の考え方

処理方式については、これまで 1 つの方式に選定して入札する方法が多く採られてきたが、競争性の向上と優れた事業者提案の採用という観点から複数の方式で入札を行い、選定自体を競争的に行うことが最適であると考えられる。

したがって、組合が行うごみ処理方式の選定にあたっては、基本方針を踏まえ、品質面、機能面、環境面、経済面及び地域性などの条件を整理し、工事発注のための要求水準を定め、上記 3 方式について総合的な評価を行うものとする。

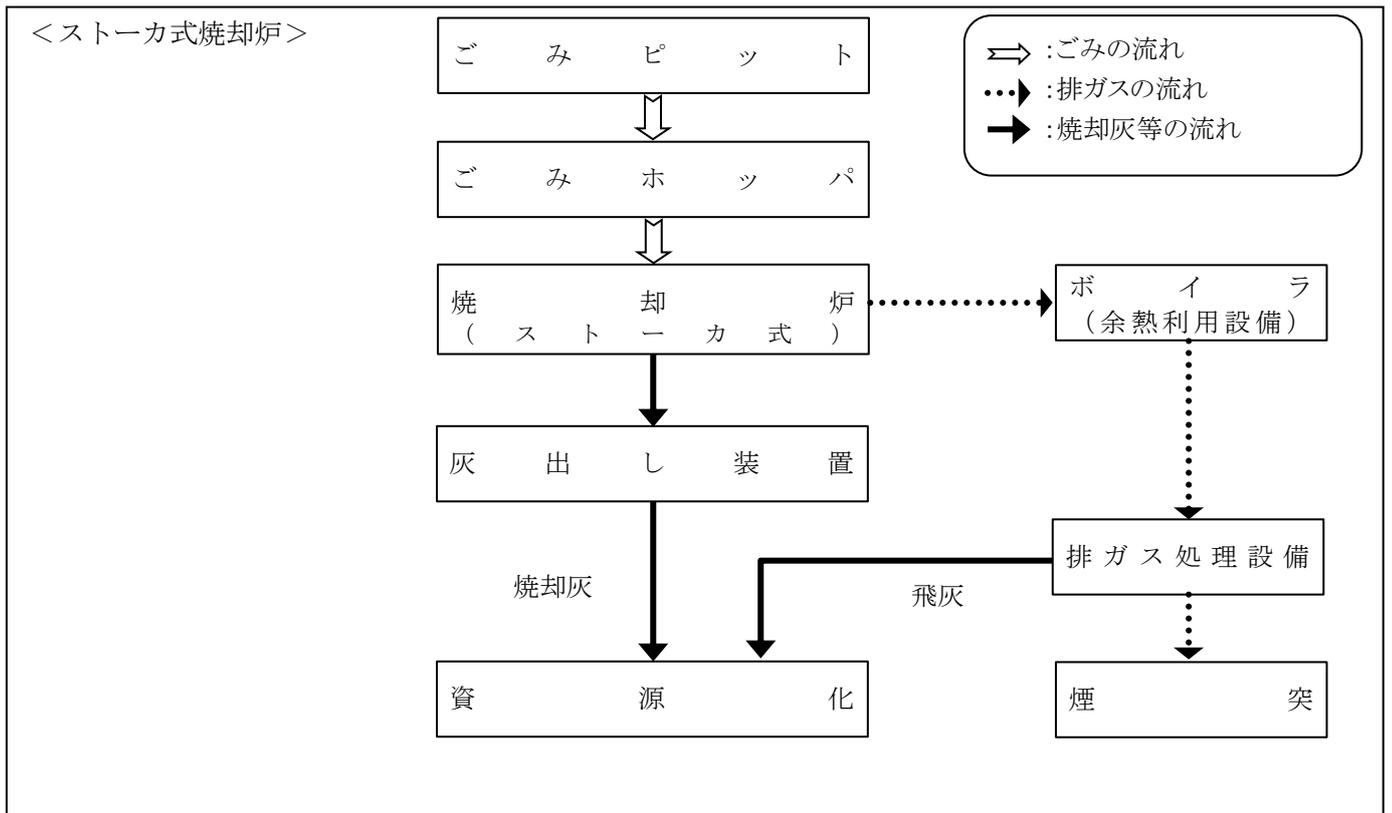


図 2.2.3(1) ストーカ式焼却炉の基本フロー

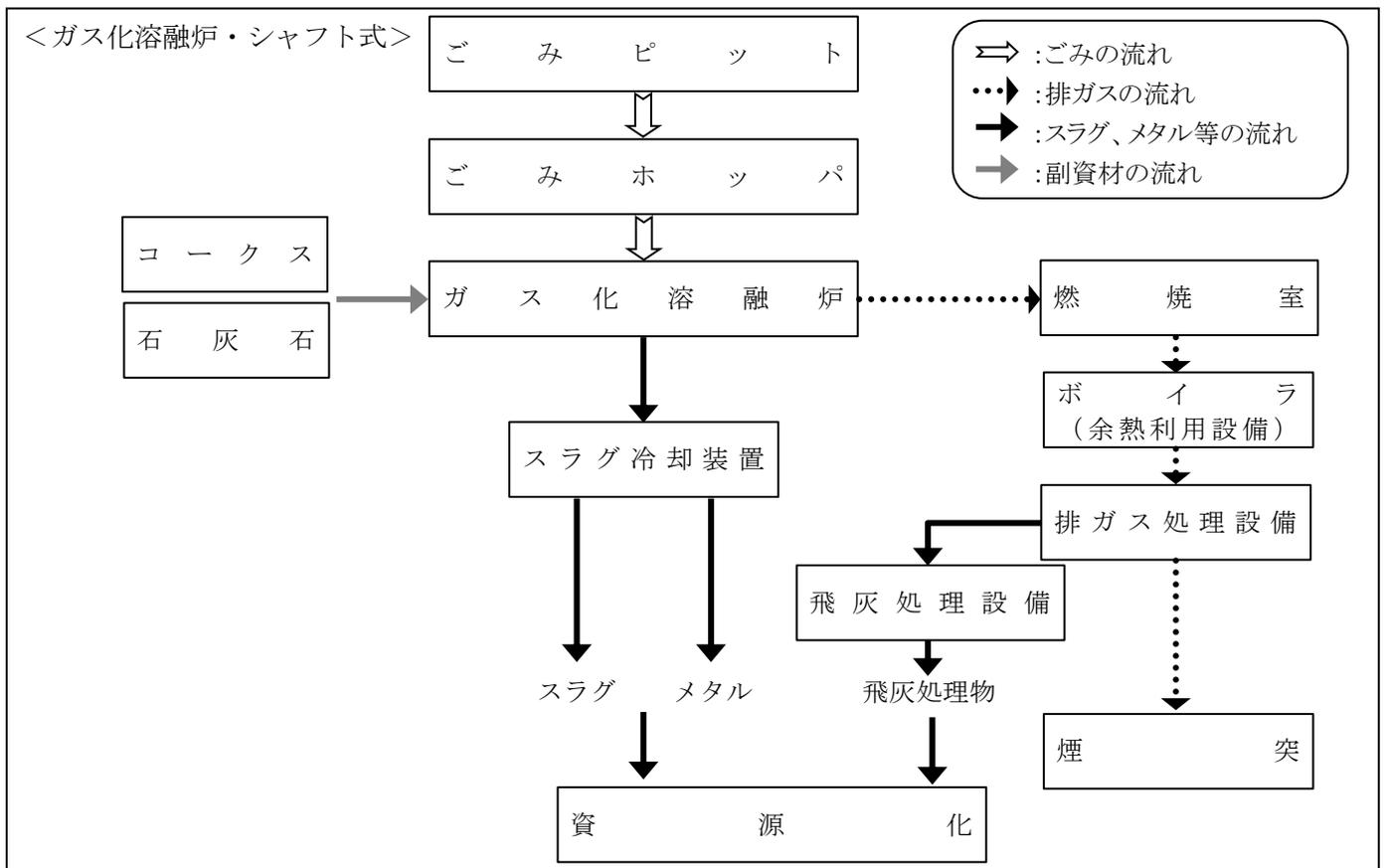


図 2.2.3(2) ガス化溶融炉・シャフト式の基本フロー

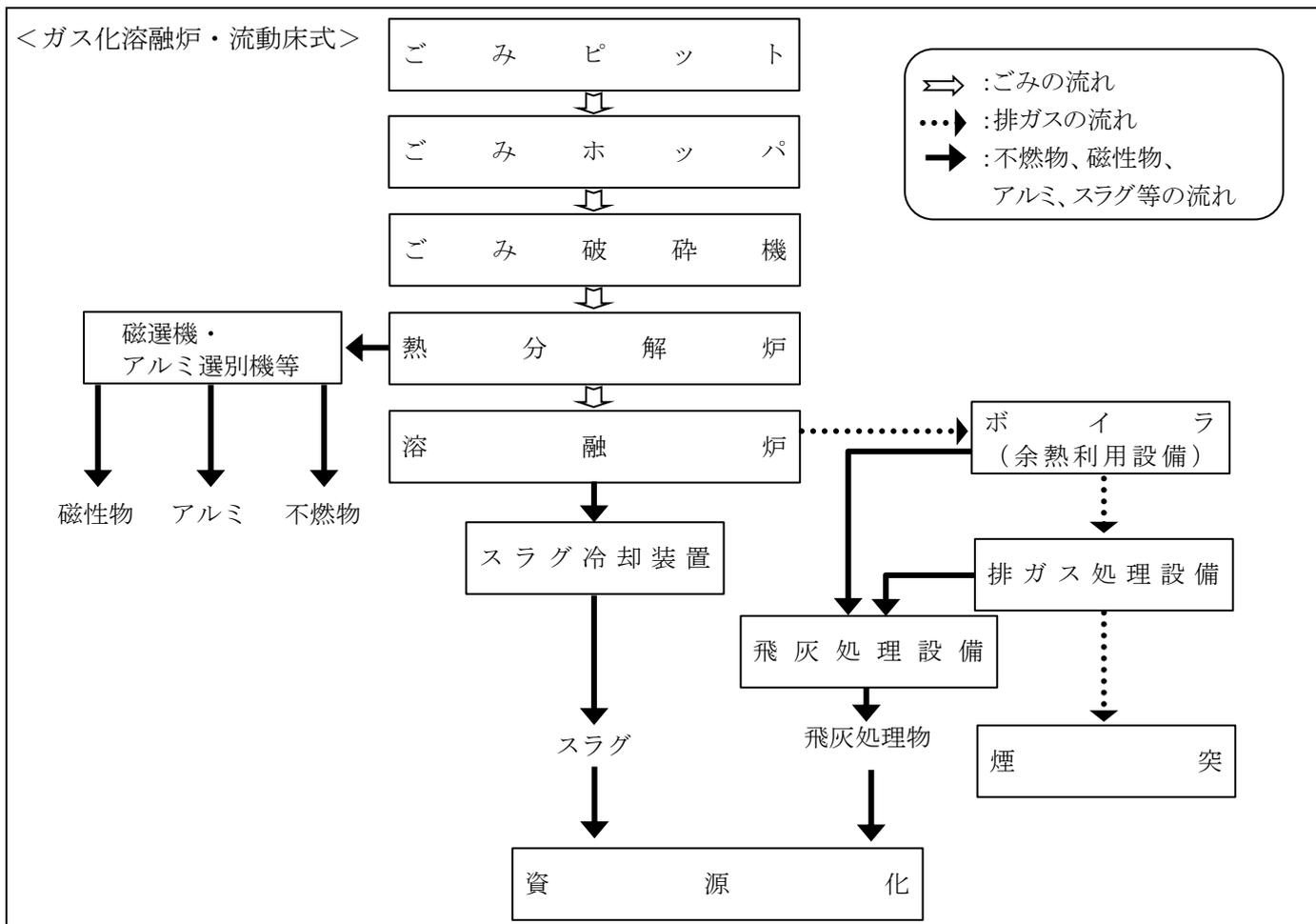


図 2.2.3(3) ガス化溶融炉・流動床式の基本フロー

2.2.4.4 建設計画

計画施設の施設配置図は図 2.2.4 に、断面図は図 2.2.5 に、立面図は図 2.2.6 に示すとおりである。

「木曽川水系洪水浸水想定区域図」（平成 28 年 12 月 木曽川上流河川事務所）において事業実施区域は浸水想定区域に指定されており、浸水対策として、計画地盤高さを T.P. 31m 以上とするほか、防水扉や防水シャッター等を整備する計画である。

なお、本事業では事業方式を可燃ごみ処理施設については DB+0 方式、粗大ごみ処理施設については DBM 方式としたことから、民間事業者へ設計・建設を性能規定により一括発注することとなり、実際の施設の配置・構造、造成高さ等は事業者との契約締結後に確定することとなる。

したがって、計画施設の建設計画については、組合が令和 2 年 3 月に策定した計画施設に係る仕様条件や事業手法等を示す「基本設計」において設定したものをを用いて環境影響の予測・評価を行った。

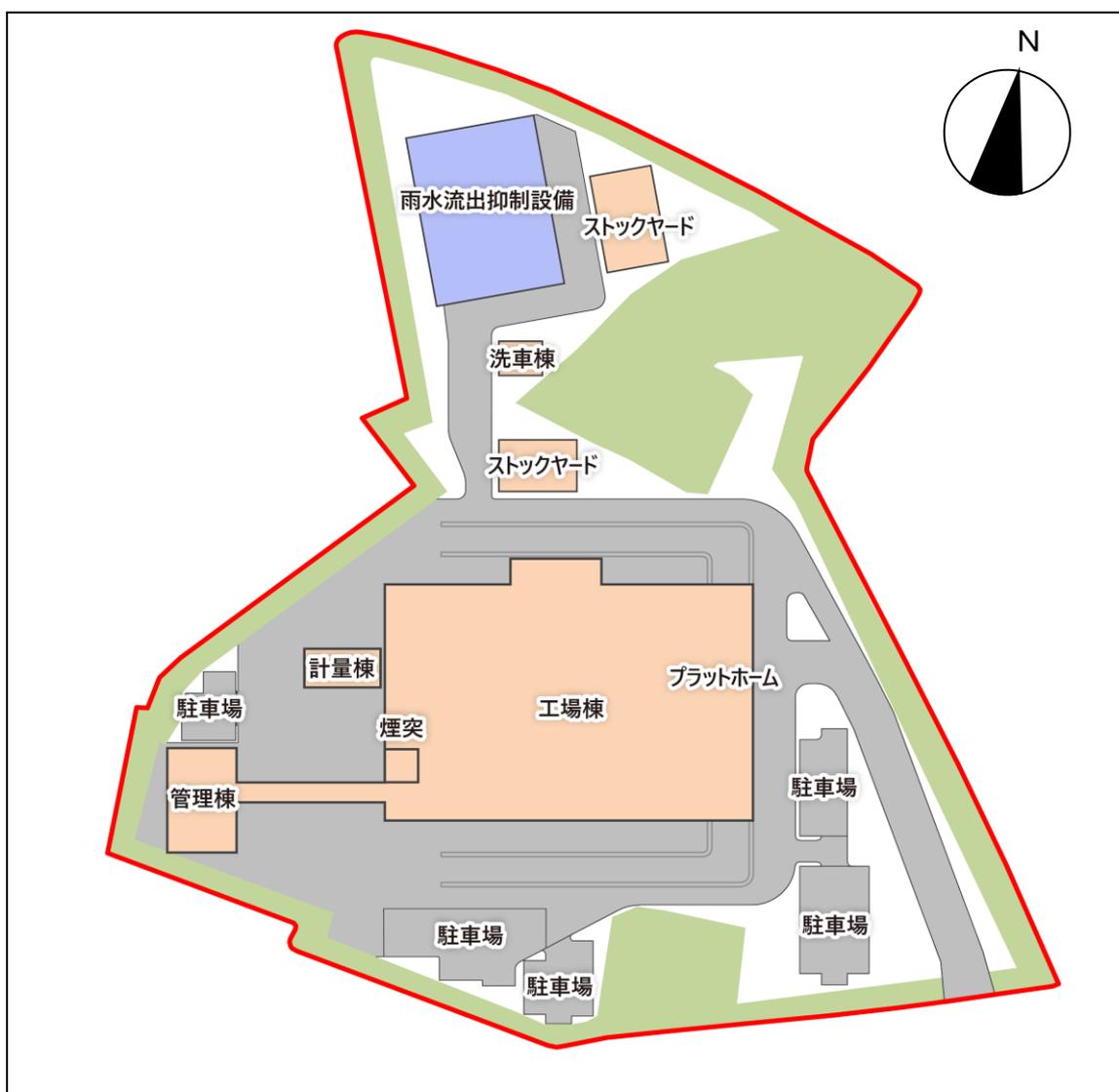


図2.2.4 施設配置図

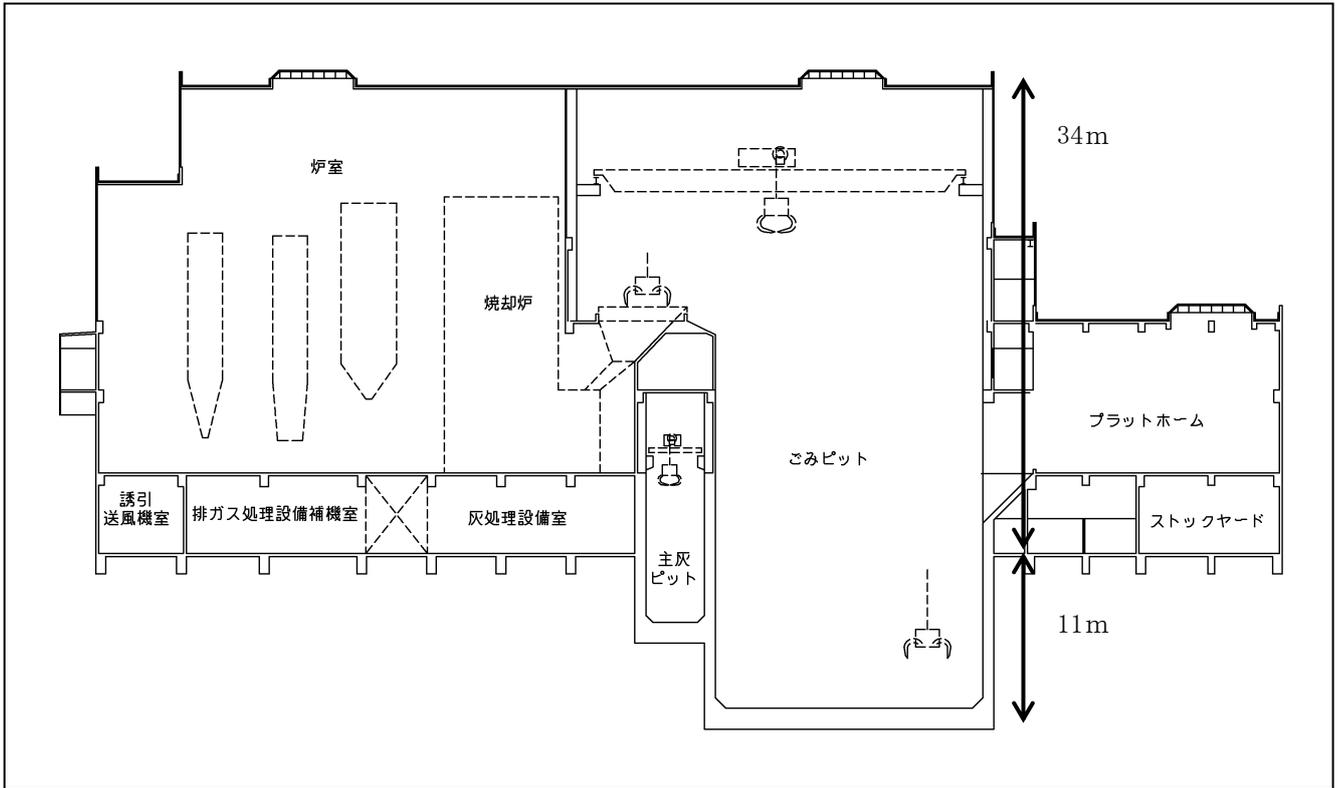
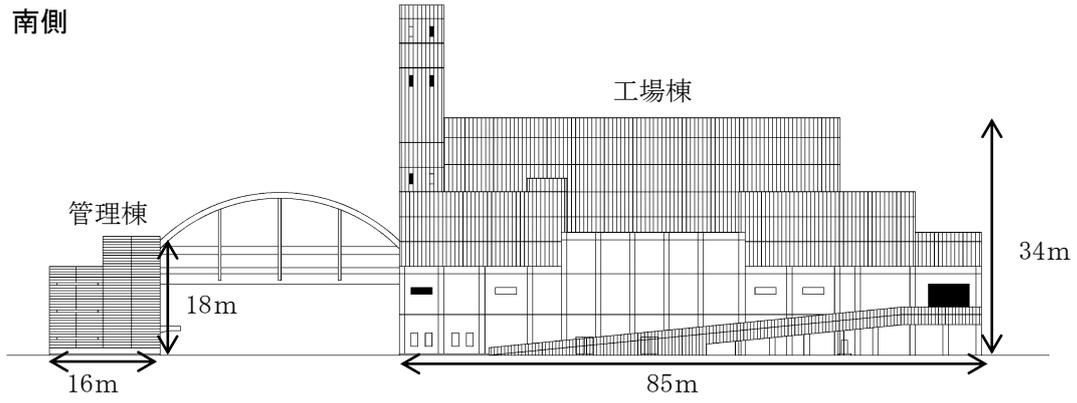
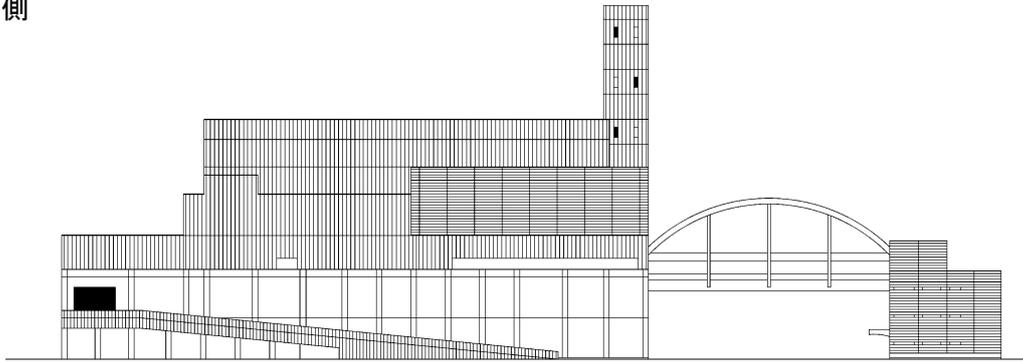


図2.2.5 断面図

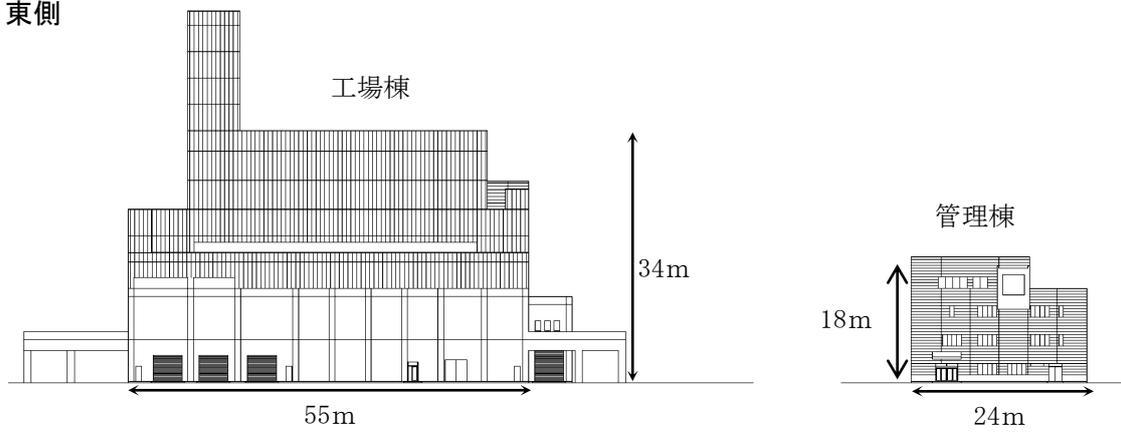
南側



北側



東側



西側

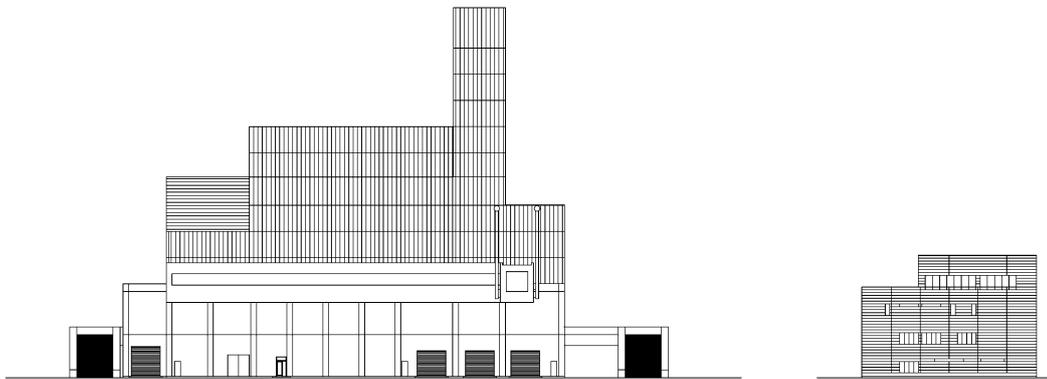


图2.2.6 立面图

2.2.4.5 公害防止基準

計画施設における公害防止に係る自主規制値は、表 2.2.7 に示すとおりである。

本事業では、周辺環境への影響を可能な限り低減するため、排出ガス、悪臭、騒音、振動について大気汚染防止法等の規制基準値に比べ、より厳しい値を自主規制値として設定した。自主規制値の設定にあたっては地元地区（江南市中般若区、草井区、般若区、扶桑町山那区、小淵区、南山名区）とそれぞれ公害防止協定を締結した。また、施設供用時には協定の遵守の履行を確認するための組織として、公害防止委員会を設置する計画である。

表2.2.7 公害防止に係る自主規制値等

項目	単位	自主規制値 ^{注3)}	計画施設に係る法令等による規制基準値	＜参考＞ 既存施設の自主規制値及び規制基準値				
				犬山市都市美化センター		江南丹羽環境管理組合 環境美化センター		
				^{注3)} 自主規制値	法規制値	^{注3)} 自主規制値	法規制値	
排出ガス ^{注1)}	硫黄酸化物(SO _x)	ppm	10	— (K 値=9.0)	100	K 値=9.0	—	K 値=9.0
	窒素酸化物(NO _x)	ppm	25	250	—	250	—	250
	塩化水素(HCl)	ppm (mg/m ³ _N)	10 (16)	430 (700)	—	(700)	—	(700)
	ばいじん	g/m ³ _N	0.01	0.04	0.05	0.15	0.02	0.15
	水銀 ^{注2)}	μg/m ³ _N	30	30	—	50	—	50
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ _N	0.01	0.1	—	5	1	5
騒音 ^{注5)}	昼 (8時～19時)	dB	50	60	55	60	—	60
	朝・夕 (6時～8時、 19時～22時)	dB	50	55	—	55	—	55
	夜 (22時～翌6時)	dB	50	50	45	50	—	50
振動 ^{注5)}	昼間 (7時～20時)	dB	55	65	—	65	—	65
	夜間 (20時～翌7時)	dB	55	60	—	60	—	60
悪臭 ^{注5)}	臭気指数 (敷地境界)	—	13	18	—	12	10	18
	臭気指数 (気体排出口) ^{注6)}	—	※	※	—	※	—	※
	臭気指数 (排水水)	—	27	34	—	28	—	34

注1) 排出ガス濃度は酸素濃度 12%換算値。

注2) 大気汚染防止法の改正に伴い、平成 30 年 4 月 1 日より廃棄物焼却炉から排出される水銀について、排出基準が定められた。

注3) 自主規制値は、法令とは別に自主的に規制を設けている値である。

注4) ばいじん、ダイオキシン類、水銀の規制基準値は施設の設置年により設定されるため、既存施設と計画施設では規制基準値が異なる。

注5) 悪臭、騒音及び振動の規制基準値は用途地域の定めにより規制地域が区分されるため、各既存施設と計画施設では規制基準値が異なる。

注6) ※は、悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める方法により算出した値を用いることを示す。

2.2.4.6 排ガス処理計画

本事業における排ガスの処理計画は、表 2.2.8 に示すとおりである。

自主規制値を遵守できる最新・最善の排ガス処理設備を備えた施設を整備する計画である。

表2.2.8 排ガス処理計画

項 目		内 容		
排ガス処理設備 ^{注1)}		硫黄酸化物、 塩化水素除去設備	乾式法	
		窒素酸化物除去設備	触媒脱硝法または無触媒脱硝法 + 触媒脱硝法を基本とする	
		ばいじん除去設備	ろ過式集じん器	
		水銀除去設備、 ダイオキシン類	ろ過式集じん器 + 活性炭吹き込み	
排出ガス諸元	湿り排出ガス量 ^{注2)}	最大 約23,900m ³ _N /時		
	乾き排出ガス量 ^{注2)}	最大 約19,800m ³ _N /時		
	煙突高さ	未定（航空法による高さ制限を受ける。） ^{注3)}		
	煙突形状	外筒 1 本、内筒各炉 1 本		
	排出ガス濃度 ^{注4)} (酸素濃度 12%換算値)	硫黄酸化物	10ppm以下	
		ばいじん	0.01g/m ³ _N 以下	
窒素酸化物		25ppm以下		
塩化水素		10ppm以下		
ダイオキシン類		0.01ng-TEQ/m ³ _N 以下		
	水銀	30 μg/m ³ _N 以下		
排出ガスの流れ				
<pre> graph RL A[ごみ] --> B[受入供給設備] B --> C[燃焼設備] C --> D[燃焼ガス冷却設備] D --> E[排ガス処理設備] E --> F[煙突] F --> G[排気] </pre>				

注 1) 現時点で想定される処理設備である。

注 2) 1 炉当たりのガス量。

注 3) 航空法による高さ制限は以下のとおりであり、造成高さにより煙突の高さが異なるため、現段階では未定である。

$$\begin{aligned} \text{航空法に係る制限高さ} &= 45\text{m (水平表面の制限高さ)} + 39.6\text{m (飛行場標点の標高)} \\ &= 84.6\text{m} \end{aligned}$$

$$\text{設置可能な煙突高さ} = 84.6\text{m (航空法に係る制限高さ)} - (\text{事業実施区域の標高})$$

注 4) 排出ガス濃度は、施設整備の前提となるものであり、いずれの処理方式を採用した場合でもこの値を遵守できるような施設を整備していく。

2.2.4.7 給排水計画

(1) 給水計画

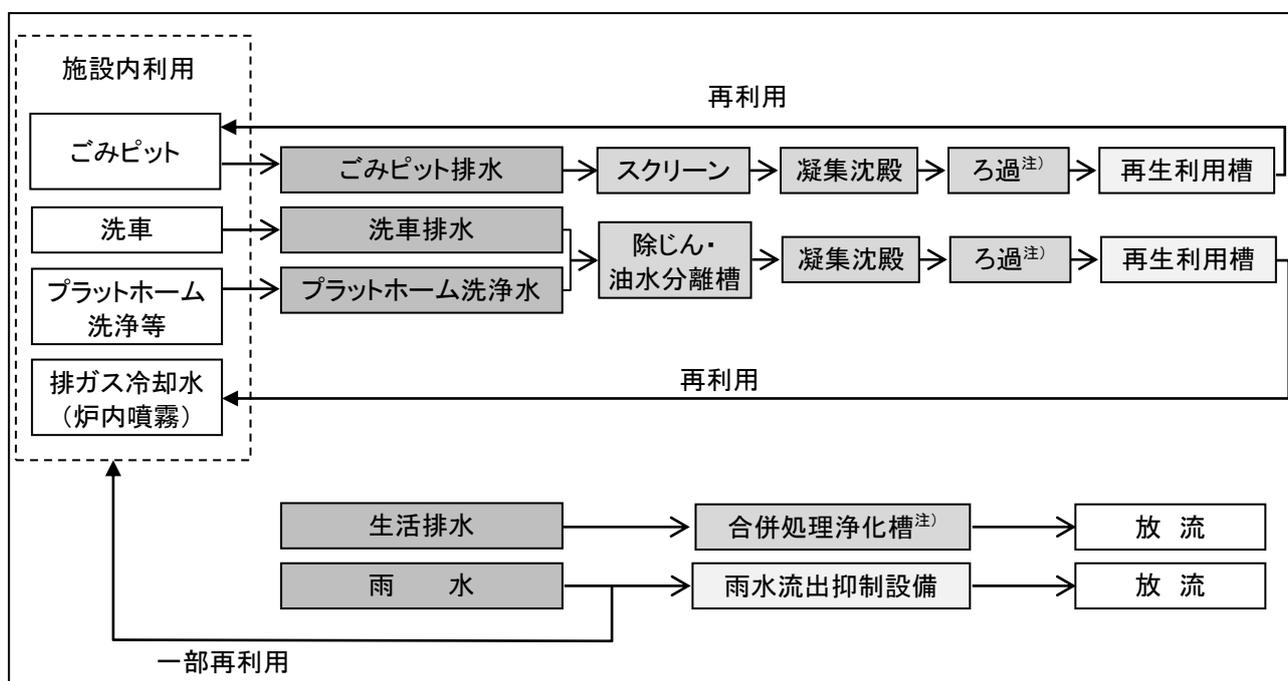
給水は、上水を使用する計画である。

(2) 排水計画

生活排水処理水（合併処理浄化槽処理水）及び雨水を除き、場内で発生するごみピット排水、洗車排水、プラットホーム洗浄水については、排水処理を行ったのち場内で使用する計画であり、公共用水域への排水は行わない。

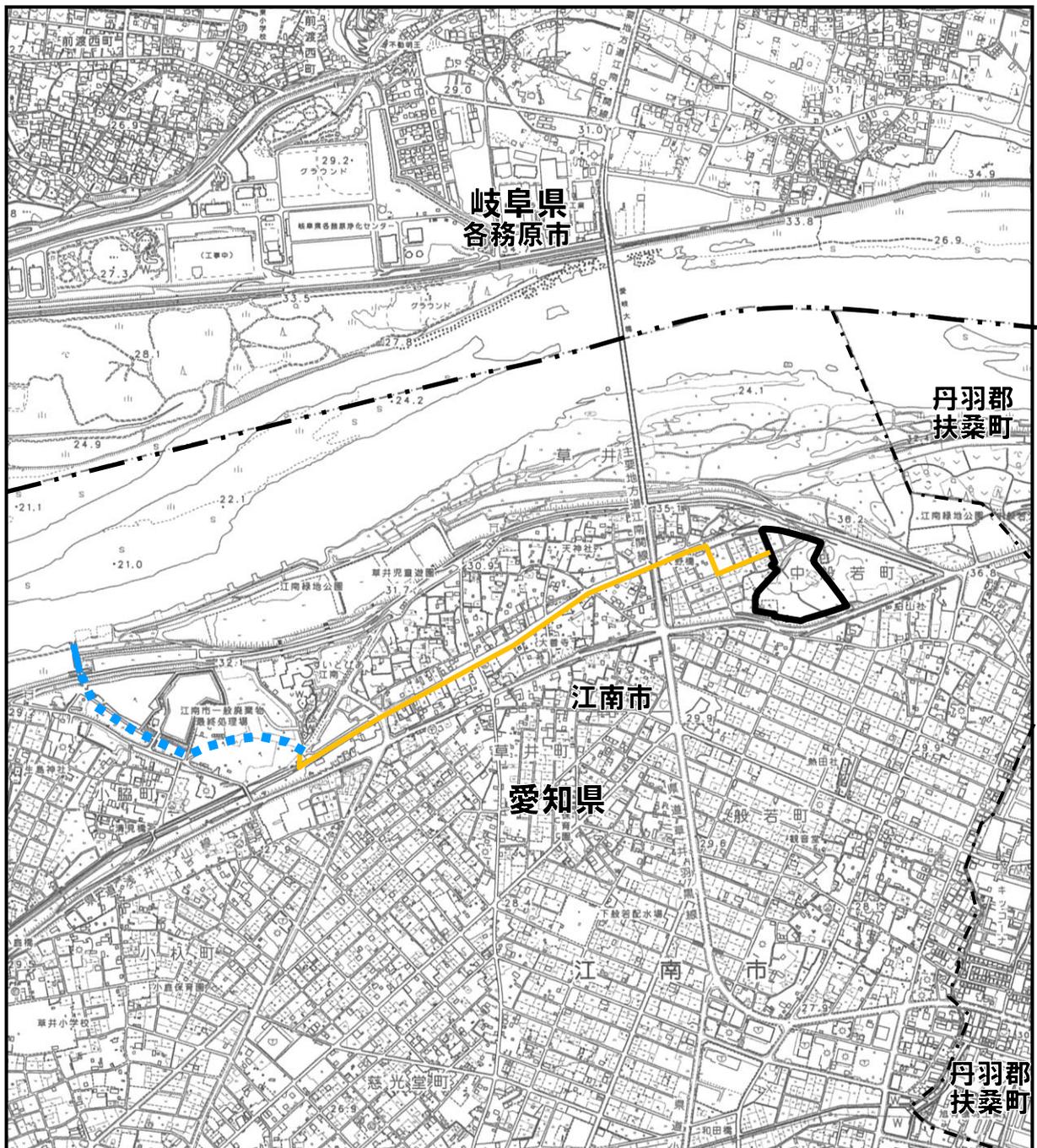
生活排水については合併処理浄化槽で処理した後、事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する計画である。また、雨水については、積極的に施設内で再利用する計画とし、余剰分は雨水流出抑制設備にて貯留した後、生活排水と同様に事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する計画である。なお、既存の排水路（側溝）は鴨川排水路へ合流しており、排水する雨水等は、最終的には木曾川に放流される。

排水処理のフローは図 2.2.7 に、現段階で計画している排水ルートは図 2.2.8 に示す。



注) 排水の処理に伴い汚泥が発生する。

図2.2.7 排水の処理フロー



凡 例

- 事業実施区域
- 県境
- 市町境
- 排水ルート（鴨川排水路※）
※宮田導水路の排水路（余水）も合流している。
- 排水ルート（側溝）

注1) 排水ルートのうち、暗渠部分は点線で示した。
 注2) 既存の側溝については、必要に応じて改修を行う予定である。

この地図は、各務原市発行「1：15,000 各務原市全図」を使用したものである。

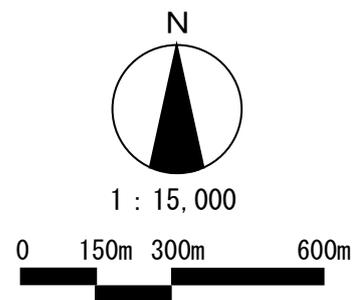


図 2.2.8 排水ルート

2.2.4.8 収集運搬関連

(1) 収集区域

廃棄物の収集区域は、2市2町の全域とする。

(2) 廃棄物運搬車両等の主な走行経路

廃棄物運搬車両等の関係車両の想定される主な走行経路を図2.2.9に示す。

事業実施区域南側の県道浅井犬山線等を利用して、事業実施区域に出入りする計画である。なお、事業実施区域への進入路として、県道浅井犬山線に右折レーンを整備することを予定している。

また、廃棄物運搬車両等の関係車両の台数を表2.2.9に示す。廃棄物運搬車両の運行台数は120台/日程度を想定しており、廃棄物運搬車両の受付時間は月曜日から金曜日の8時30分～17時までと土曜日の8時30分～13時30分までを予定している。

表2.2.9 関係車両の台数

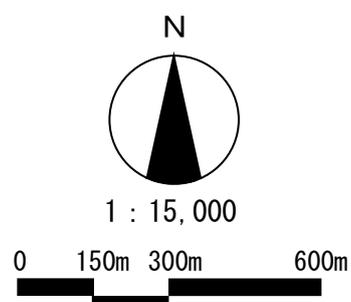
項 目	型 式	台/日	
		大 型	小 型
廃棄物運搬車両	パッカー車	120	—
直接搬入車両	トラック、普通自動車	35	132
合 計	—	155	132

注1) 関係車両の台数は、犬山市都市美化センターと江南丹羽環境管理組合環境美化センターでの実績等をもとに推計した台数である。

注2) このほか、薬品等を搬入する車両や、決定した処理方式に応じて灰搬出車両や飛灰処理物搬出車両等が、1日数台程度走行する。



- 凡 例
- 事業実施区域
 - 県境
 - 市町境
 - 主な走行経路



この地図は、各務原市発行「1 : 15,000 各務原市全区」を使用したものである。

図 2.2.9 関係車両の主要走行経路

2.2.5 都市計画対象事業に係る工事計画の概要

2.2.5.1 工事の概要

本事業における工事工程は、表 2.2.10 に示すとおりである。

本事業の工事着手は令和 3 年度を予定しており、その後約 4 年間に渡り工事を実施する予定である。主な工事の工種としては、事業実施区域の造成工事、施設建設のための土木・建築工事、プラント設備工事及び外構工事を予定しており、供用開始は令和 7 年度を予定している。

なお、事業実施区域は現在主に樹林地となっており、既存のごみ処理施設等は存在しないことから、解体撤去工事は生じない。

工事中に発生する濁水は、仮設沈砂池等の設置により濁水対策を実施した後に、供用時と同様に事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する計画である。

工事中の資材等運搬車両等の主な走行経路は廃棄物運搬車両等と同様であると想定され、図 2.2.9 に示したとおりである。

表 2.2.10 工事工程表（予定）

項目		年度				
		令和 3 年度 (1 年目)	令和 4 年度 (2 年目)	令和 5 年度 (3 年目)	令和 6 年度 (4 年目)	令和 7 年度 (5 年目)
造成工事		→				
ごみ処理 施設等 建設工事	杭工事、 山留・掘削工事		→			
	躯体工事		→			
	仕上げ工事 附属棟工事				→	
	プラント設備 工事			→		
	外構工事				→	
試運転					→	
供用						→

2.2.6 事業計画の策定時における環境配慮事項

2.2.6.1 環境保全の配慮に係る検討の経緯

環境配慮事項は、ごみ処理計画等や他の類似事例、既存施設の実績等を踏まえ、建設時の工事に係る事項として、工事中の資材等運搬車両等の対策、建設機械の対策、排水対策、土壌汚染対策及び廃棄物等の対策について検討を行った。

また、供用時の施設の稼働に係る事項として、排ガス対策、廃棄物運搬車両等の対策、施設の騒音、振動及び悪臭対策、排水対策、エネルギー等の有効利用並びに環境啓発について、施設の存在に係る事項として、動植物の生息、生育環境、景観等への配慮について検討を行った。

2.2.6.2 環境保全の配慮の内容

事業実施区域周辺の環境に及ぼす影響を低減するための事業計画の策定時における環境配慮事項は、表 2.2.11(1)～(4)に示すとおりであり、予測・評価の前提条件としている。

表2.2.11(1) 事業計画策定時の環境配慮事項

環境要素の区分	区分	環境への配慮事項
大気質	工事中	<ul style="list-style-type: none"> 資材等の搬入時期・時間帯の分散化を図り、車両の集中を避ける。 資材等運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。 資材等運搬車両は、NOx・PM法の車種規制適合車を使用する。 資材等運搬車両等が工事区域から退場する際には、タイヤ洗浄を実施する。
		<ul style="list-style-type: none"> 施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。 建設機械は、可能な限り排出ガス対策型の建設機械を使用する。 粉じんの発生が予想される作業を行う場合や乾燥時、強風時など、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。 事業実施区域の周囲には仮囲いを設置し、周辺地域への粉じんの飛散を防止する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染防止法等に基づく規制基準に比べ、より厳しい値を自主規制値として設け、これを遵守する。 高効率な排ガス処理設備の導入により、大気汚染物質の排出濃度の低減を図るとともに、定期的な調査を実施して、適正に管理する。 燃焼温度、ガス滞留時間等の管理による安定燃焼の確保に努め、ダイオキシン類の発生を防止する。
		<ul style="list-style-type: none"> 車両が短時間に集中することを避けるため、2市2町及び組合で運行計画を策定し、搬入及び搬出時間帯の車両の分散を図る。 廃棄物運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。 廃棄物運搬車両は、NOx・PM法の車種規制適合車を使用する。

表2.2.11(2) 事業計画策定時の環境配慮事項

環境要素の区分	区分	環境への配慮事項
騒音及び超低周波音	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・資材等の搬入時期・時間帯の分散化を図り、車両の集中を避ける。 ・資材等運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。 ・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、可能な限り低騒音型の建設機械を使用する。 ・事業実施区域の周囲には仮囲いを設置し、周辺地域への騒音を防止する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制法等に基づく規制基準に比べ、より厳しい値を自主規制値として設け、これを遵守する。 ・設備機器類については、低騒音型機器の採用に努めるとともに、建屋内への配置を基本とし、騒音の低減に努める。 ・著しい騒音が発生する設備機器類は、騒音の伝搬を緩和させるため、防音室を設け、壁や天井には吸音材を設置する。 ・緩衝緑地帯を敷地境界に設置することで、騒音の伝搬を防止する。 ・低周波音の伝搬を防止するために、設備機器類は壁面からの二次的な低周波音が発生しないよう配慮する。
		<ul style="list-style-type: none"> ・車両が短時間に集中することを避けるため、2市2町及び組合で運行計画を策定し、搬入及び搬出時間帯の車両の分散を図る。 ・廃棄物運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。
振動	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・資材等の搬入時期・時間帯の分散化を図り、車両の集中を避ける。 ・資材等運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。 ・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、可能な限り低振動型の建設機械を使用する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・振動規制法等に基づく規制基準に比べ、より厳しい値を自主規制値として設け、これを遵守する。 ・設備機器類については、低振動型機器の採用に努めるとともに、建屋内への配置を基本とし、振動の低減に努める。 ・振動の大きい設備機器は、防振ゴムの設置や、防振架台又は独立基礎上に設置する。 ・緩衝緑地帯を敷地境界に設置することで、振動の伝搬を防止する。
		<ul style="list-style-type: none"> ・車両が短時間に集中することを避けるため、2市2町及び組合で運行計画を策定し、搬入及び搬出時間帯の車両の分散を図る。 ・廃棄物運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。
悪臭	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭防止法等に基づく規制基準に比べ、より厳しい値を自主規制値として設け、これを遵守する。 ・廃棄物の保管場所、設備機器類は建屋内への配置を基本とし、搬入や荷下ろし等の作業を屋内で行うことで、臭気の漏洩を防止する。 ・廃棄物運搬車両が出入するプラットホームの出入口には、エアカーテン等を設置し、搬出入時以外は可能な限りシャッターで外部と遮断することにより、外気の通り抜けによる臭気の漏洩を防止する。 ・ごみピット、プラットホームなどは常に負圧を保つことにより、外部への臭気の漏洩を防止する。 ・ごみピットの空気を燃焼用空気として炉内に吹き込むことで、燃焼による臭気成分の分解を行う。 ・全炉停止時のごみピット悪臭対策として、活性炭吸着方式の脱臭設備を設置し、悪臭防止に努める。

表2.2.11(3) 事業計画策定時の環境配慮事項

環境要素の区分	区分	環境への配慮事項
水質	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流する。 ・コンクリート工事による排水については、仮設沈砂池等に貯留した後、河川の環境基準等を参考に自主的に設定する基準値内になることを確認した上で既存の排水路に放流する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・生活排水処理水（合併処理浄化槽処理水）及び雨水を除き、場内で発生するプラント系排水については、排水処理を行ったのち場内で使用し、公共用水域への排水は行わない。 ・生活排水は、合併処理浄化槽で処理した後、事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する。 ・雨水は、積極的に施設内で再利用する計画とし、余剰分は雨水流出抑制設備にて貯留した後、既存の排水路へ放流する。
地盤・土壌	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着手前の土壌汚染対策法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく調査で土壌汚染が判明した場合は、掘削除去等適切に対応する。 ・盛土を行う場合には、必要に応じて地盤改良等の対策を行う。 ・盛土を行う場合には、適切な品質が確保できる良質な盛土材を利用する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみピットは、ごみ汚水が土壌中へ浸透・流出しない構造とする。
地下水の状況及び地下水質	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削にあたり、止水性が高く周辺地下水位の低下を防止する山留壁工法を採用する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・生活排水処理水（合併処理浄化槽処理水）及び雨水を除き、場内で発生するプラント系排水については、排水処理を行ったのち場内で使用し、公共用水域への排水は行わない。 ・生活排水は、合併処理浄化槽で処理した後、事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する。 ・雨水は、積極的に施設内で再利用する計画とし、余剰分は雨水流出抑制設備にて貯留した後、既存の排水路へ放流する。 ・ごみピットは、ごみ汚水が土壌中へ浸透・流出しない構造とする。
日照阻害	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・日影規制を満足し、周辺への日影の影響が小さくなるよう建築物の配置、形状、高さ等について配慮する。
動物植物生態系	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、可能な限り低騒音型、低振動型の建設機械を使用する。 ・雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流する。 ・コンクリート工事による排水については、仮設沈砂池等に貯留した後、河川の環境基準等を参考に自主的に設定する基準値内になることを確認した上で既存の排水路に放流する。 ・事業実施区域の周囲には仮囲いを設置し、周辺地域への粉じんの飛散を防止する。 ・粉じんの発生が予想される作業を行う場合や乾燥時、強風時など、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。 ・資材等運搬車両等が工事区域から退場する際には、タイヤ洗浄を実施する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界の周辺には緩衝緑地帯を設ける。 ・周辺への日影の影響が小さくなるよう建築物の配置、形状、高さ等について配慮する。

表2.2.11(4) 事業計画策定時の環境配慮事項

環境要素の区分	区分	環境への配慮事項
景観	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域との調和を図るよう、建築物の色調、デザイン等について検討する。 ・緩衝緑地帯を設け、圧迫感の低減に努める。
人と自然とのふれあいの活動の場	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・資材等の搬入時期・時間帯の分散化を図り、車両の集中を避ける。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域との調和を図るよう、建築物の色調、デザイン等について検討する。 ・緩衝緑地帯を設け、圧迫感の低減に努める。 ・車両が短時間に集中することを避けるため、2市2町及び組合で運行計画を策定し、搬入及び搬出時間帯の車両の分散を図る。
廃棄物等	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴って発生する廃棄物等については、種類に応じた分別を徹底し、適正に再資源化、処理及び処分を行う。 ・工事に伴う発生土は可能な限り再利用を図り、残土の発生を抑制する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の供用に伴って発生する廃棄物等については、種類に応じた再資源化方法を検討し、最終的な処分量の低減に努める。
温室効果ガス等	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は、可能な限り低炭素型建設機械を使用する。 ・資材等運搬車両は、低燃費車両を可能な限り使用する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・余熱は場内で電力や温水等として利用するとともに、他施設への電力供給や余剰電力の売電、蒸気の供給を検討する。 ・廃棄物運搬車両は、低燃費車両を可能な限り使用する。
その他	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理を通じて住民の学習・体験・交流を図り、ごみと環境について理解を深めるとともにごみの排出抑制、リサイクル等の意識啓発を図る。

第3章 環境影響の調査、予測及び評価を行う範囲

環境影響の調査、予測及び評価を行う範囲は、図 3.1 に示す範囲を基本とし、適宜、対象項目により適切な範囲を設定した。

なお、事業実施区域から概ね半径 3 km を基本としており、設定にあたっては本事業による環境への影響が最も広範囲に及ぶものとして考えられる煙突排出ガスの最大着地濃度出現予想距離をもとに、次の点を勘案して設定した。

- ・「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月 環境省）において、煙突排出ガスによる影響の調査対象地域として、最大着地濃度出現予想距離の概ね 2 倍を見込んで設定した例が示されている。
- ・類似事例（処理能力：200 t / 日～660 t / 日、煙突実体高：59m～100m）のシミュレーションにおいて、年平均値の最大着地濃度出現予想距離が概ね 1 km 程度の結果であった。

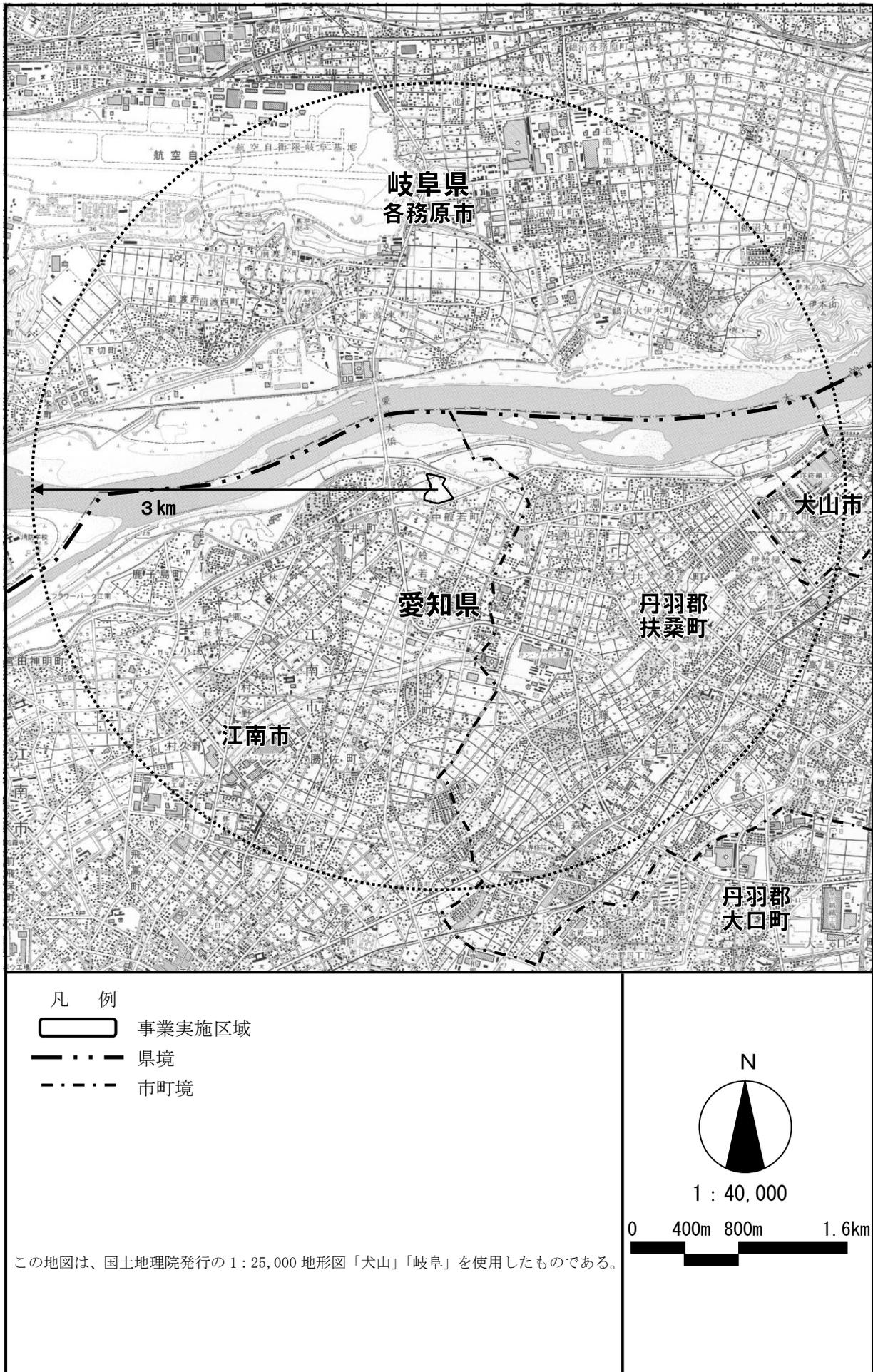


図 3.1 環境影響の調査、予測及び評価を行う範囲

第4章 方法書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

4.1 方法書についての縦覧状況及び意見書の提出状況

4.1.1 縦覧状況

- ・縦覧期間：平成31年2月12日（火）～3月12日（火）
- ・意見書提出期限：平成31年3月26日（火）

表4.1.1 方法書についての縦覧状況

縦覧場所			閲覧者数
愛知県	江南市	経済環境部環境課	1
		布袋支所	2
		宮田支所	0
		草井支所	0
	犬山市	経済環境部環境課	0
	大口町	産業建設部環境経済課	0
	扶桑町	産業建設部産業環境課	3
岐阜県	各務原市	市民生活部環境室 環境政策課	0
合 計			6

4.1.2 意見書の提出状況

方法書を上記の期間において縦覧し、意見書提出期限までに提出された環境の保全の見地からの意見書は計5通（71件）であり、その意見書に記載された意見の分類は、表4.1.2に示すとおりである。

表4.1.2 方法書についての意見書の意見の分類

分 類	意見数
第1章 都市計画決定権者の名称	0
第2章 都市計画対象事業の目的及び内容	33
第3章 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況	4
第4章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果	0
第5章 配慮書の案についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解	0
第6章 配慮書についての縦覧状況並びに愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解	4
第7章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	25
第8章 方法書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地	0
その他の事項	5
合 計	71

4.2 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

方法書についての環境の保全の見地からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解は、表

4.2.1(1)～(21)に示すとおりである。

注1) 意見中「*p●」は方法書の通しページ番号を示しており、意見書の意見の概要は、提出された意見書の原文を掲載している。

注2) 本章は環境影響評価準備書の内容をそのまま抜粋しており、都市計画決定権者の見解中「第●章」は環境影響評価準備書の章番号を示している。

表4.2.1(1) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
1	都市計画対象事業の目的及び内容に関する意見 (計 33 意見)	
	(1) 建設地の決定経緯に関すること (計 3 意見)	
1	<p>*p 7</p> <p>建設地の決定経緯として、“平成 13 年 8 月に犬山市塔野地地区を候補地として選定し、平成 15 年 2 月には犬山市善師野地区を再選定したが、どちらも地元調整が難航したため断念している。…平成 22 年 5 月に…犬山市池野地区を候補地として選定したが、地元調整が難航し、凍結状態となった。”とあるが、それぞれ 3 回の地元調整が難航した理由を明記すべきである。こうした事実を明らかにすることが、今回の計画地で同様の問題が発生しないかを判断できる重要な要素である。</p>	<p>過去の地元調整が難航した理由については、ごみ処理施設という性質から主に生活環境への影響に対する懸念によるものと考えております。今回の建設地の決定にあたっては、地元との意見交換会をはじめ、地元との対話に努めてまいりました。そのような取り組み及び経緯等を総合的に勘案し、概ね地元の合意形成は得られたものと判断し、正式な候補地として決定しております。また、令和 2 年 4 月には、地元 6 地区との公害防止協定を締結しており、今後も、地元の皆様と協議しながら、より良い事業となるよう引き続き検討を進めていくこととしておりますので、同様の問題は発生しないと考えております。</p>
2	<p>*p 7</p> <p>建設地の決定経緯として、“平成 24 年 10 月…江南市が最も多くのごみを排出すること、広域の処理施設が一つもないことから受入を表明し、その後、江南市において候補地の選定がなされている”という点については、いわゆる嫌悪施設の受入を表明した江南市の態度は評価できるが、その後の経緯で、“江南市による候補地の選定にあたっては、市内の 3 ヘクタール以上の一団となったエリアとして抽出された 5 つの候補地について、一定の評価基準に基づき、評価がなされている。”という点に違和感を覚える。</p> <p>中環審答申「今後の環境影響評価制度の在り方について」で、計画段階配慮書の手続に関する事項として、「対象とする計画の段階は、個別事業の計画・実施段階前における事業の位置、規模又は施設の配置、構造等の検討段階とすべき。」としており、本来はこうした候補地選定という重要なことこそ、ごみ処理施設の計画段階配慮書で、第 1 に扱うべき事項である。位置が決まってから、その中の施設配置、煙突の高さ・位置などを検討するような配慮書ではほとんど意味がない。“一定の評価基準”項目が適切なものか、評価結果が適切かなど、検討すべき点はいろいろあり、事務局の江南市が作成し、それを地元だけに説明するという事は避けるべきであった。こうした点に注意して今後の手続きを進めるべきである。</p>	<p>ごみ処理施設という性質上、建設候補地の選定にあたっては地元の理解が非常に重要なものであり、選定段階において複数の候補地を公表することは、それぞれの地元にも多大な影響を及ぼすことが懸念されました。このため、候補地決定後に配慮書の手続きを実施しています。その旨を「第 2 章」に追記しました。</p> <p>また、候補地の選定状況については、江南市のホームページに掲載するとともに、選定結果についての検証業務を外部委託し、候補地の洗い出し条件、評価項目、判定基準、重みづけや判定結果の妥当性について検証を行っています。その検証結果として、江南市が実施した候補地選定結果は妥当であると評価されています。</p>

表4.2.1(2) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
3	<p>*p 9 建設地の決定経緯として、“江南市は…評価結果の最も高かった中般若町北浦を候補地として提示し、地元（江南市中般若区、草井区、般若区、扶桑町山那区、小淵区、南山名区）の同意を得ることを目的として地元説明会や施設見学会等を実施し、江南市の3地区から同意を得た。そして、平成28年3月…江南市の取組や地元が実施したアンケート結果等を総合的に勘案し、概ね地元の合意形成は得られたものと判断し、中般若町北浦地内を正式な建設地として決定した。”とあるが、同意を得た3地区とは中般若区、草井区、般若区、扶桑町山那区、小淵区、南山名区の6地区のうち、どの区なのか。事業計画地及び直近の地区は含まれるのか。残る3地区はどのような判断をしているのか。“概ね地元の合意形成は得られたものと判断し”の根拠を、具体的、詳細に示すべきである。</p>	<p>同意を得たのは、江南市の3地区であり、扶桑町の3地区については、すべての地区で同意が得られていない状況でしたが、これまでに、地元との意見交換会を開催し、地元との対話に努めてまいりました。そのような取り組みや経緯等を総合的に勘案し、概ね地元の合意形成は得られたものと判断しました。これまでの取組内容については、江南市や組合のホームページに掲載しています。</p> <p>なお、現在はごみ処理施設の建設及び操業（供用）を前提として、地元6地区から各地区の代表者に「尾張北部環境組合公害防止準備委員会」に参画いただいているほか、地域振興策の事業内容についても、組合と協議を進めている状況です。</p>
(2) 都市計画対象事業の規模に関すること（計1意見）		
4	<p>*p 10 “ごみ焼却施設 処理能力:197 t/日”とあるが、焼却炉数を記載すべきである。1炉では、修理・定期補修などで、全停止とせざるを得ないので、まず考えていないはずであるが、2炉なのか、3炉なのか、4炉なのか。あまり小規模にするとダイオキシン類対策が取りづらいが、処理能力の割り振りはどうするのか。これらが決まらないと公害防止設備の規模、能力、性能が決められないはずである。</p>	<p>焼却炉数については、令和元年度に作成した「基本設計」の中で検討を行い、2炉に決定しておりますので、「第2章」に炉数を記載しています。</p>
(3) 都市計画対象事業の諸元に関すること（計19意見）		
5	<p>*p 12 処理能力の算定で、ごみ焼却施設については説明があり、既設の犬山市が135t/日、江南丹羽環境管理組合150t/日の計285t/日 p4 を、約7割の197t/日にまとめているが、粗大ごみ処理施設については、既設の犬山市30t/5h、江南丹羽環境管理組合150t/日の30t/5h計60t/5h p4 を、1/4の能力の15t/5hにまとめるという結論だけである。その根拠を示すべきである。既設施設の稼働実績から、その能力が過大でなかったのかなどの検討も必要である。そもそも運転計画として“5時間運転”と限定する理由が不明である。ごみ焼却施設の運転計画が“24時間連続運転”とされていることとも大きくかけ離れている。</p>	<p>粗大ごみ処理施設の処理能力については、2市2町のごみ処理基本計画における令和7年度の年間搬入量の目標値を踏まえ、「基本設計」において見直しを行いました。その算定方法等は「第2章」に記載しています。</p> <p>また、粗大ごみ処理施設の稼働時間につきましては、施設の稼働等による騒音及び振動の影響を最小限に抑えることや日常保全のための時間を確保する必要があることから、昼間5時間が一般的とされており、既存2施設の稼働時間も同様であることから、計画施設の粗大ごみ処理施設の稼働時間は1日あたり5時間としております。</p>

表4.2.1(3) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解															
6	<p>*p 12</p> <p>処理能力の算定で、ごみ焼却施設について“計画処理量は、「整備計画」において、計画施設の稼働目標年度（平成 37 年度）の可燃ごみ及び粗大ごみ破碎選別可燃残渣（処理後可燃物）…し尿処理施設…のし渣及び脱水汚泥並びに災害廃棄物の処理量の推計値を加えて設定している。…可燃ごみ焼却処理量…各市町の人口推計及びごみ処理基本計画における目標値をもとに、…稼働目標年度である平成 37 年度に、49,569 t/年で最大になると推計される。”とあるだけで、それらの根拠がどこにも記載されていない。但し、同時期に環境影響評価手続きを先行している「豊橋田原ごみ処理施設整備事業」（2019 年 1 月準備書）では、具体的な人口推計もない非科学的なものであるが、さすがに人口推計結果だけは表 2.2.2. に含めている。しかしながら、市町の人口推計及びごみ処理基本計画における目標値というだけである。重要な処理量を判断できるように、市町ごとの可燃ごみ量、その根拠を示すべきである。</p> <p>なお、人口推計については、多くに自治体が参考にしてている「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」国立社会保障・人口問題研究所の「市区町村総人口」で検討すると、目標の 2023 年度までは、ほぼ同程度であり、ほぼ妥当なもの判断できる。</p> <table border="1"> <caption>人口推計比較表</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>方法書人口</th> <th>人口問題研究所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2018年</td> <td>231,312</td> <td>231,312</td> </tr> <tr> <td>2023年</td> <td>226,625</td> <td>226,583</td> </tr> <tr> <td>2028年</td> <td>221,172</td> <td>220,077</td> </tr> <tr> <td>2033年</td> <td>214,056</td> <td>214,056</td> </tr> </tbody> </table>	年	方法書人口	人口問題研究所	2018年	231,312	231,312	2023年	226,625	226,583	2028年	221,172	220,077	2033年	214,056	214,056	<p>ごみ焼却施設の処理能力については、「整備計画」及び令和元年度に見直しを行った 2 市 2 町のごみ処理基本計画を踏まえ、「基本設計」において見直しを行いました。その算定方法等は「第 2 章」に記載しています。</p> <p>なお、各計画については組合ホームページや各市町のホームページ等からご確認いただけます。</p>
年	方法書人口	人口問題研究所															
2018年	231,312	231,312															
2023年	226,625	226,583															
2028年	221,172	220,077															
2033年	214,056	214,056															
7	<p>*p 13</p> <p>処理能力の算定で、し渣及び脱水汚泥処理量については、“し尿処理施設を管理する愛北広域事務組合によると、計画施設の稼働開始後で推計人口が最大となる平成 37 年度では、2,249 t/年になると推計している。”とあるだけである。重要な処理量を判断できるように、下水道の普及によるし尿処理量の減少、浄化槽普及による汚泥増加などの内訳を、根拠を示して、市町ごとに示すべきである。事業者が出した数値をそのまま信用するなら環境影響評価は必要ない。納得できる根拠で必要な施設能力を算定することが重要である。まして、どんどん人口が減少していく時代に、過大投資をしないよう、細心の検討が必要である。</p>	<p>し渣及び脱水汚泥処理量については、愛北広域事務組合において、過去の実績をもとに、2 市 2 町の人口推計値から供用開始後で人口が最大となる令和 7 年度の値を算出したものです。</p> <p>し渣及び脱水汚泥の処理量は人口等から推計して算出するため、基本的には人口が最大になる年度の処理量が最大になると考えられます。</p>															

表4.2.1(4) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
8	<p>*p 13</p> <p>処理能力の算定で、災害廃棄物の処理量については、“「愛知県災害廃棄物処理計画における災害廃棄物等発生量（推計値）について」（平成 27 年 9 月愛知県）より…推計されており、2 市 2 町の合計である 2,640 t を処理対象とする。”とある。この文献そのものは見当たらず 2015 年 7 月 2 日公表資料があり、4 市町の災害廃棄物量等は同じである。正式な出典と思われる愛知県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 10 月）の参考資料として、災害廃棄物等発生量推計方法、災害廃棄物等発生量が記載されており p6、全壊・半壊・焼失・津波堆積物から、選別後の量を求め、それぞれの単位床面積当たりの廃棄物重量、選別による量の減少率（選別率）なども記載され p4～5、それなりに根拠も検討でき、4 市町の災害廃棄物等発生量、選別後の可燃物量も同じ値が表 2.2.3 に記載してある。</p> <p>ただし焼却施設の処理可能量推計 1,509,658t/3 年の内訳 p8 は、犬山市の都市美化センター135t/日 2 基、江南丹羽環境管理組合の環境美化センター150t/日 2 基で計算してあるため、今回の計画で約 7 割に焼却能力を減少させると、愛知県災害廃棄物処理計画の基礎が崩れてくる。このため、5 年を目途に見直す災害廃棄物処理計画の改訂でこうした事情を組み込むよう求めるべきである。</p> <p>また、この参考資料には市町村災害廃棄物処理計画の策定予定が示されている p2。このなかで、犬山市は 2017 年度策定予定、江南市、大口町、扶桑町は 2018 年度策定予定とされている。ただし、表の注で※市町村廃棄物担当課意向調べ（平成 28 年 10 月）とあり、公式な見解ではなさそうだが、4 市町ともホームページで確認する限りでは 2018 年度末になっても市町の災害廃棄物処理計画が策定された形跡はない。策定について特に法的義務もないが、施設の処理能力算定に加える以上、災害廃棄物処理計画を策定すべきである。</p>	<p>災害廃棄物の処理量については、愛知県災害廃棄物処理計画の前提となる災害廃棄物等発生量について、県防災局の調査結果における建物被害棟数及び津波浸水想定をベースに推計された量であり、愛知県災害廃棄物処理計画の参考資料としても愛知県ホームページに公表されています。なお、平成 27 年 7 月発表資料であったため、出典年月については修正いたしました。</p> <p>また、2 市 2 町の災害廃棄物処理計画について、江南市は令和 2 年 2 月に、犬山市は令和 2 年 3 月に策定しており、扶桑町及び大口町についても令和 2 年度中に策定する計画としています。</p>

表4.2.1(5) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解																																																																																																		
9	<p>*p 17</p> <p>公害防止基準で“周辺住民等と公害防止協定等を締結する”とあるが、締結対象を明確にすべきである。周辺住民等とは、地元説明会を開いた中般若区、草井区、般若区、扶桑町山那区、小淵区、南山名区)であり、尾張北部環境組合(管理者江南市長)とそれぞれ公害防止協定を令和2年4月に締結しました。</p>	<p>公害防止協定の締結対象は、地元6地区(江南市中般若区、草井区、般若区、扶桑町山那区、小淵区、南山名区)であり、尾張北部環境組合(管理者江南市長)とそれぞれ公害防止協定を令和2年4月に締結しました。</p>																																																																																																		
10	<p>*p 17</p> <p>公害防止基準で“既存施設の自主規制値は法令に基づく基準値に比べ厳しく定めているが、本施設においてもこの考え方を踏襲し、さらなる項目の精査と併せて同等または排出濃度をさらに低減した値を自主規制値とする計画である。”としている段階であるため、以下の各項目への意見を充分検討し、準備書段階では、事業者として可能な限りの低減策を講じて、法規制値を大きく下回る自主基準値とすべきである。</p> <p>また、既設2箇所では窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類(1箇所は自主基準値あり)、水銀、悪臭、騒音・振動の大部分についての自主基準値がないが、こうしたことの無いよう、項目をすべて自主基準値に追加すべきである。</p> <div data-bbox="528 801 1007 1153" style="text-align: center;"> <p>表4.2.5 既存施設の自主規制値等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">計画施設に係る法令等による規制基準値</th> <th colspan="2">大山市都市美化センター</th> <th colspan="2">江南丹羽環境管理組合環境美化センター</th> </tr> <tr> <th>自主規制値</th> <th>法規制値</th> <th>自主規制値</th> <th>法規制値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硫黄酸化物(SO₂)</td> <td>—</td> <td>K値=0.0</td> <td>100ppm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ばいじん</td> <td>g/m³</td> <td>0.08</td> <td>0.05</td> <td>0.15</td> <td>0.02</td> <td>0.15</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物(NOx)</td> <td>ppm</td> <td>250</td> <td>—</td> <td>250</td> <td>—</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>塩化水素(HCl)</td> <td>mg/m³</td> <td>700</td> <td>—</td> <td>700</td> <td>—</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>ng-TEQ/m³</td> <td>0.1</td> <td>—</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>水銀^(注1)</td> <td>μg/m³</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>悪臭</td> <td>臭気指数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>10</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">騒音</td> <td>昼(8時~19時)</td> <td>dB</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>夜(19時~22時)</td> <td>dB</td> <td>55</td> <td>—</td> <td>55</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>朝・夕(6時~8時, 19時~22時)</td> <td>dB</td> <td>55</td> <td>—</td> <td>55</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>夜(22時~6時)</td> <td>dB</td> <td>50</td> <td>45</td> <td>50</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">振動</td> <td>昼間(7時~20時)</td> <td>dB</td> <td>65</td> <td>—</td> <td>65</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>夜間(20時~翌7時)</td> <td>dB</td> <td>60</td> <td>—</td> <td>60</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>注1) 排出ガス濃度は商業施設(2)の規制値。 注2) 大気汚染防止法の改正に伴い、平成30年4月1日より廃棄物焼却から排出される水銀について、排出基準が定められた。 注3) 自主規制値は、法令とは別に自主的に規制を設けている値である。</small></p> </div>	項目	単位	計画施設に係る法令等による規制基準値	大山市都市美化センター		江南丹羽環境管理組合環境美化センター		自主規制値	法規制値	自主規制値	法規制値	硫黄酸化物(SO ₂)	—	K値=0.0	100ppm	—	—	—	ばいじん	g/m ³	0.08	0.05	0.15	0.02	0.15	窒素酸化物(NOx)	ppm	250	—	250	—	250	塩化水素(HCl)	mg/m ³	700	—	700	—	700	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.1	—	5	1	5	水銀 ^(注1)	μg/m ³	50	—	50	—	50	悪臭	臭気指数	—	—	—	10	18	騒音	昼(8時~19時)	dB	50	50	50	50	夜(19時~22時)	dB	55	—	55	—	朝・夕(6時~8時, 19時~22時)	dB	55	—	55	—	夜(22時~6時)	dB	50	45	50	—	振動	昼間(7時~20時)	dB	65	—	65	—	夜間(20時~翌7時)	dB	60	—	60	—	<p>公害防止基準については、公害防止準備委員会を設置し、その中で既存施設や周辺市町の状況、事業実施区域周辺の土地利用や技術的な動向、地元からの意見等も検討しながら決定しました。悪臭、騒音、振動についても規制基準に比べさらに厳しい値を自主規制値として設定しております。</p> <p>また、施設の供用時には協定の遵守の履行を確認するための組織も設置する計画としています。</p>
項目	単位				計画施設に係る法令等による規制基準値	大山市都市美化センター		江南丹羽環境管理組合環境美化センター																																																																																												
		自主規制値	法規制値	自主規制値		法規制値																																																																																														
硫黄酸化物(SO ₂)	—	K値=0.0	100ppm	—	—	—																																																																																														
ばいじん	g/m ³	0.08	0.05	0.15	0.02	0.15																																																																																														
窒素酸化物(NOx)	ppm	250	—	250	—	250																																																																																														
塩化水素(HCl)	mg/m ³	700	—	700	—	700																																																																																														
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.1	—	5	1	5																																																																																														
水銀 ^(注1)	μg/m ³	50	—	50	—	50																																																																																														
悪臭	臭気指数	—	—	—	10	18																																																																																														
騒音	昼(8時~19時)	dB	50	50	50	50																																																																																														
	夜(19時~22時)	dB	55	—	55	—																																																																																														
	朝・夕(6時~8時, 19時~22時)	dB	55	—	55	—																																																																																														
	夜(22時~6時)	dB	50	45	50	—																																																																																														
振動	昼間(7時~20時)	dB	65	—	65	—																																																																																														
	夜間(20時~翌7時)	dB	60	—	60	—																																																																																														
11	<p>*p 17</p> <p>公害防止基準で“ばいじん”の法規制値が0.04g/m³sとなっているが、自主基準値は江南丹羽環境管理組合環境美化センターの0.02g/m³s なみ以下にすべきである。ちなみに環境影響評価手続きを先行している豊橋田原ごみ処理施設の公害防止基準は0.01g/m³sとしている。既設の自主基準は0.02と0.05g/m³sであり、今回の尾張北部環境組合と同じ条件である。</p>	<p>(意見番号10に同じ)</p>																																																																																																		
12	<p>*p 17</p> <p>公害防止基準で“窒素酸化物”の法規制値が、既設2箇所の法規制値と同じ250ppmとなっているが、自主基準値はもっと低くすべきである。ちなみに、豊橋田原ごみ処理施設の公害防止基準は50ppmとしている。</p>	<p>(意見番号10に同じ)</p>																																																																																																		
13	<p>*p 17</p> <p>公害防止基準で“塩化水素”の法規制値が、700mg/m³s(約430ppm)となっているが、新たに自主基準値に入れるので、とりあえず法基準を守りますということなら環境影響評価は不要である。事業者として可能な低減努力をすることが求められる。ちなみに、豊橋田原ごみ処理施設の公害防止基準は65mg/m³sとしている。また、他の施設(塩素化エチレン製造用の塩素急速冷却施設、塩化第2鉄製造用の溶解槽、活性炭製造用の反応炉)の規制基準は80mg/m³sとなっている。</p>	<p>(意見番号10に同じ)</p>																																																																																																		

表4.2.1(6) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解																				
14	<p>*p 17</p> <p>公害防止基準で“ダイオキシン類”の法規制値が 0.1 ng-TEQ/m³s となっているが、現在のダイオキシン類処理施設の能力からみて自主基準値としては一桁高い。ちなみに、豊橋田原ごみ処理施設の公害防止基準は 0.01ng-TEQ/m³s としている。</p> <p>また、海部地区環境事務組合の八穂クリーンセンターの地域住民との協定値は以下のようにになっており、今まで協定値を上回ったことは一度もない。</p> <p>(i) - 1 排ガスの排出濃度 (測定場所=煙突・測定回数=年6回)</p> <table border="1" data-bbox="311 571 965 728"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>協定値 (アセス目標値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ばいじん</td> <td>0.02 g/m³以下 (O₂=12%換算値)</td> </tr> <tr> <td>硫黄酸化物</td> <td>25ppm 以下</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物</td> <td>70ppm 以下 (O₂=12%換算値)</td> </tr> <tr> <td>塩化水素</td> <td>50ppm 以下 (O₂=12%換算値)</td> </tr> </tbody> </table> <p>さらに、3月1日から縦覧されている西知多医療厚生組合のごみ処理施設の準備書 p21 では、計画基準値として以下のようになっている。硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素については、事業者として可能な低減策を講ずるべきである。</p> <table border="1" data-bbox="295 862 981 1019"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>計画基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ばいじん</td> <td>0.02 g/m³以下 (O₂=12%換算値)</td> </tr> <tr> <td>硫黄酸化物</td> <td>20 ppm 以下</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物</td> <td>30 ppm 以下 (O₂=12%換算値)</td> </tr> <tr> <td>塩化水素</td> <td>40 ppm 以下 (O₂=12%換算値)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	協定値 (アセス目標値)	ばいじん	0.02 g/m ³ 以下 (O ₂ =12%換算値)	硫黄酸化物	25ppm 以下	窒素酸化物	70ppm 以下 (O ₂ =12%換算値)	塩化水素	50ppm 以下 (O ₂ =12%換算値)	項目	計画基準値	ばいじん	0.02 g/m ³ 以下 (O ₂ =12%換算値)	硫黄酸化物	20 ppm 以下	窒素酸化物	30 ppm 以下 (O ₂ =12%換算値)	塩化水素	40 ppm 以下 (O ₂ =12%換算値)	<p>(意見番号 10 に同じ)</p>
項目	協定値 (アセス目標値)																					
ばいじん	0.02 g/m ³ 以下 (O ₂ =12%換算値)																					
硫黄酸化物	25ppm 以下																					
窒素酸化物	70ppm 以下 (O ₂ =12%換算値)																					
塩化水素	50ppm 以下 (O ₂ =12%換算値)																					
項目	計画基準値																					
ばいじん	0.02 g/m ³ 以下 (O ₂ =12%換算値)																					
硫黄酸化物	20 ppm 以下																					
窒素酸化物	30 ppm 以下 (O ₂ =12%換算値)																					
塩化水素	40 ppm 以下 (O ₂ =12%換算値)																					
15	<p>*p 17</p> <p>公害防止基準で“水銀”の法規制値が 30 μg/m³となっているが、塩化水素と同様に事業者として可能な低減努力をする必要がある。また、既設 2 箇所は、自主規制値がなく、法規制値が 50 μg/m³となっており、今回の計画がより高度な処理をするように勘違いするが、これは既設施設についての法規制値と異なり、新設施設の法規制値である。このことを注 2 で追記すべきである。</p>	<p>(意見番号 10 に同じ)</p> <p>なお、ばいじん、ダイオキシン類及び水銀について、既存施設と計画施設で規制値が異なる旨を追記しました。</p>																				
16	<p>*p 17</p> <p>公害防止基準で“悪臭の臭気指数”の法規制値が 18 となっており、既設の法規制値が、犬山市都市美化センターでは 12、江南丹羽環境管理組合環境美化センターでは 15 と異なっており、形式的には既設 2 箇所より緩い規制値となっている。これは悪臭防止法の規制地域(第 1 種 12、第 2 種 15、第 3 種 18)の違いであると想定されるが、混乱を引き起こすため、注で追記すべきである。</p> <p>また、近くの住居の少なさが 10 点 p9 と他 4 地区より良かったとはいえ、“江南緑地公園(中般若):テニスコートやバーベキュー場が整備された緑地公園、木曾川扶桑緑地公園:サイクリングロードや散策の森が整備されており、サイクリングロードからは木曾川にやってくる野鳥を見ることができる。” p94 とあり、悪臭にも十分配慮が必要な地区であるため、臭気濃度は 12 以下とすべきである。</p>	<p>(意見番号 10 に同じ)</p> <p>なお、悪臭の規制について、規制値が規制地域によって異なる旨を追加しました。</p>																				
17	<p>*p 17</p> <p>公害防止基準で“騒音”の法規制値が昼間 60dB～夜間 50dB となっているが、犬山市都市美化センターの自主基準値だけが、昼間と夜間だけ規制値より 5 dB 低い値となっている。少なくともこの水準までは自主基準値を下げることはできるはずである。また、朝、夕の時間帯にも規制値があり、自主基準値を設けるべきであり、自主基準値は規制値より 5 dB 以上低い値とすべきである。</p>	<p>(意見番号 10 に同じ)</p>																				

表4.2.1(7) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
18	<p>*p 17 公害防止基準で“振動”の法規制値が昼間 65dB～夜間 60dB となっており、他の 2 箇所にも自主基準値がなかったが新たに設定すべきである。騒音と同様に規制値より 5 dB 以上低い値を自主基準値とすべきである。</p>	<p>(意見番号 10 に同じ)</p>
19	<p>*p 18 排水計画で“雨水については一旦調整池にて貯留した後、生活排水と同様に…既存の排水路へ放流する計画である。…排水する雨水等は、最終的には木曾川に放流される。”とあるが、雨水といえども、場内に散乱したごみや焼却灰に含まれるダイオキシン類や鉛などの有害物質が含まれる恐れがある。まして放流先は、この地域の農地を四百年來にわたり潤し続ける 3 つの農業用水（宮田用水、木津用水、羽島用水）の取水口である犬山頭首工こそ約 4 km 上流であるが、BOD 環境基準は 2002 年 7 月に国が A 類型に昇格させた水域であり、水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの、水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用などが求められる水域である。このため、調整池で貯留した水についての水質分析を実施することとし、それに伴う措置を検討し、準備書では記載する必要がある。</p>	<p>ごみや焼却灰は建屋内で処理する計画であり、雨水との接触がないよう適切に運営・管理を行ってまいります。このため、雨水に有害物質が混入することはありません。</p> <p>その他、施設からの排水のうち、プラント排水についてはクローズドシステムとする計画であり、公共用水域への排水は行いません。また、生活排水については合併処理浄化槽で適正に処理した後、公共用水域に放流する計画としており、これらについても、有害な物質が公共用水域に入ることはありません。</p>
20	<p>プラント水から発生する汚泥の処理について記載されていないように思います。</p>	<p>プラント水から発生する汚泥については、ごみピットへ投入し焼却処理することを想定しています。</p>
21	<p>施設からの排水の調査地点が一般廃棄物最終処分場の放流地点と同じですか。</p>	<p>施設から発生する排水としては、プラント排水、生活排水、雨水の 3 種類がありますが、プラント排水については、クローズドシステムとする計画であり、公共用水域への排水は行いません。</p> <p>生活排水、雨水については、既存の排水路に放流し、最終的には一般廃棄物最終処分場と同様に鴨川排水路に合流する計画です。</p> <p>水質の現地調査地点は鴨川排水路が木曾川と合流する地点であり、一般廃棄物最終処分場から鴨川排水路への放流地点とは異なります。</p>
22	<p>工事用物品の搬入は道路南から直接現場へ入るが、県道浅井線をまたぐことになり渋滞はさけられることは困難だが(信号機器は必要)、江南関線の出入りに渋滞が加速されることが予測される。このことは完成後もゴミ搬入で継続されるのではないか。</p> <p>上記のことを考えると扶桑～各務原の新大橋の建設が現行の愛岐大橋の複線増設が必要と思われる。</p>	<p>新愛岐大橋（仮称）の建設については、計画が進んでおり平成 30 年 10 月から、岐阜県側の下部（橋脚）工事が始まっていると聞いております。</p> <p>なお、渋滞への影響については多くの方から懸念の声をいただいたことから、工事用車両による交通への影響について予測を行い、その結果を「第 8 章 8.13 人と自然との触れ合いの活動の場」に記載しました。</p>

表4.2.1(8) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
23	計画地盤高が良くわかりません。明確にしてください。	<p>測量調査結果によると、事業実施区域内の地盤高さは29～32m程度となっています。また、地形図から読み取ると南側の堤防道路は35～36m、北側は36m程度となっています。</p> <p>「第2章」に記載のとおり、事業実施区域は木曾川上流河川事務所が作成した「木曾川水系洪水浸水想定区域図」により浸水想定区域に指定されていることから、浸水対策としてT.P.31m以上とする計画です。</p> <p>なお、可燃ごみ処理施設の事業方式はDB+0方式としており、計画地盤の高さは、周辺住民への圧迫感及び建設費に影響するとともに事業実施区域全てをほぼ同一高さにする必要もないと考えられることから、計画地盤高さを含めた設計・建築計画の提案を、民間事業者から受けることとしています。</p> <p>したがって、準備書の作成にあたってはプラントメーカーへのヒアリング結果等を踏まえ、造成工事の規模が最大となるT.P.32mとして予測を行いました。また、その旨は「第7章」に記載しています。</p>
(4) 配慮書の複数案から単一案に絞り込んだ検討の経緯及びその内容に関すること (計2意見)		
24	<p>14頁「複数案から・・・」</p> <p>「搬入車両動線(想定)」から、南堤防道路からの搬入が検討されていることが分かります。搬出入口の位置や利用道路は地域の住環境への影響が大きく中般若区民にとっても関心事であります。地元住民へ「北側堤防から南側へ変更した理由や影響等の説明」をしていただきたいと思います。</p>	<p>搬入路についてはこれまでに様々な検討を行ってきておりますが、北側堤防から乗り入れると決定し、地元の方へ説明した事実はございません。</p> <p>北側には堤防に沿って宮田導水路が通っており、重量のある車両の通過が制限されているため、乗り入れが困難であるとの判断から、南側から搬入する計画としました。</p>
25	事業用地北側の利用方法は、数十年後の建設予定地ですか。	<p>方法書における施設配置計画は、建屋の大きさや土地利用上の制限等を考慮した結果、想定される実施可能な配置として設定したものです。</p> <p>実際の施設配置については今後決定した民間事業者と詳細な検討を行います。雨水流出抑制設備(調整池)など、北側の敷地も必要な設備を配置するために利用する計画です。</p>

表4.2.1(9) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
(5) 事業計画の策定時における環境配慮事項に関すること (計8意見)		
26	<p>*p 29</p> <p>対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、“建設機械は、可能な限り排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械を使用する。”とあるが、“可能な限り”は削除すべきである。これは建設工事を発注する際の契約に含めば済むことであり、2018年12月21日現在で、第3次排出ガス対策型建設機械は741型式、2次基準値(平成22年9月指定終了)は2,527型式が国土交通省から認定されているので十分な建設機械がある。同様に低騒音型建設機械は、6,359型式が認定されている。</p> <p>また、低炭素型建設機械の使用も検討すべきである。この低炭素型建設機械は2018年9月現在49型式(ブルドーザ45型式、バックホウ4型式)が認定され国土交通省から認定されており、地球温暖化対策上、この低炭素型建設機械を可能な限り使用することが必要である。</p>	<p>ご意見のとおり、排出ガス対策型や低騒音型の建設機械は数多くありますが、使用するすべての種類の建設機械にはないため、このような記載としております。</p> <p>また、江南市では使用機器について届出を行い、規制値を超えない機器を使用することが必須となっており、民間事業者に対して、積極的に使用するよう指導を行ってまいります。</p> <p>なお、低炭素型建設機械の指定についても、積極的な機械の使用について、同様に指導を行ってまいります。</p>
27	<p>*p 29</p> <p>対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、“工事中の資材等運搬車両については、低公害車(最新規制適合車、低燃費車両等)を可能な限り使用するよう努める。”とあるが、“可能な限り使用するよう努める。”は、排出ガス対策型及び低騒音型建設機械の配慮事項より後退し、可能な限りに加えて、努めるまでについている。”可能な限り…努める”は削除すべきである。</p>	<p>民間事業者に対して、積極的に使用するよう指導を行っていくこととし、記載を修正いたしました。</p>
28	<p>*p 29</p> <p>対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、“適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。”とあるが、適宜では意味不明である。工事工程上で散水が必要な解体工事、風速等で散水が必要になるものなどを抽出し、記載すべきである。</p>	<p>粉じん対策の記載について、より具体的な内容としました。なお、本事業では解体工事を行いません。また、工事中の粉じんは、造成工事の時期が最も影響が大きいと考えられますが、それ以外の時期にも発生が懸念されることがあるため、工種は定めず適宜という表現としています。</p>
29	<p>*p 29</p> <p>対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、工事中に“雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流する。”とあるが、通常操作時の雨水経路に、仮設沈砂池等を設け、調整池にて貯留した後放流すると理解すればいいのか。いずれにしても“適正に処理を行う”の内容を項目、値など具体的に示すべきである。</p>	<p>排水経路はご意見のとおりです。処理項目については、水素イオン濃度(pH)、浮遊物質(SS)が基本になると考えております。なお、具体的な値や処理方法などの詳細な内容は、現地調査結果や本予測評価結果を踏まえ、民間事業者決定後に検討いたします。</p>
30	<p>*p 29</p> <p>対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、“緩衝緑地帯を敷地境界に設置することで、騒音・振動等の伝搬を防止する。”とあるが、どの程度の幅員で、どこに設置するかを明記すべきである。また、どのような植樹を行うのかも、景観上、生態系上必要になってくる。</p>	<p>緩衝緑地帯については、事業実施区域の敷地境界から5m設置する計画です。樹種については今後、詳細設計の段階で検討を行います。</p>
31	<p>*p 29</p> <p>対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、“生活排水及び雨水は、適正に処理を行った後、事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する。”とあるが、排水計画p17、18と異なっている。生活排水は確かに合併浄化槽で処理するが、雨水は“一旦調整池にて貯留した後、…既存の排水路へ放流する計画である。”としており、調整池で適正に処理を行うとは読み取れない。</p>	<p>ご意見のとおり、生活排水は合併処理浄化槽で処理した後に放流しますが、雨水は一旦調整池にて貯留した後に直接放流する計画としております。その旨がわかるように「第2章」に記載しました。</p>

表4.2.1(10) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
32	<p>*p 30 対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、“廃棄物運搬車両等は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用するよう努める。”とあるが、工事中の資材等運搬車両と同文であり、可能な限りに加えて、努めるまでについている。“可能な限り…努める”は削除すべきである。</p>	<p>事業者である尾張北部環境組合は、施設の整備・運営を行うものであり、ごみの搬入については、各市町及び民間事業者車両等が行います。</p> <p>このため、廃棄物運搬車両の更新の際には、低公害車の導入を促進するよう事業者から2市2町に要請するとともに、民間事業者に対しても、同様に要請を行ってまいります。</p>
33	<p>*p 30 対象事業の計画策定時における環境配慮事項として、“工事に伴う発生土は可能な限り再使用を図り、残土の発生抑制に努める。”とあるが、再使用の場所、量を具体的に示すとともに、残った発生土はどこに、どんな目的で、どのように運搬するかも示すべきである。</p>	<p>工事中の建設発生土については環境影響評価項目として選定し、予測・評価を行いました。予測はプラントメーカーへのヒアリングの結果等をもとに発生量や再使用方法について整理しており、「第8章 8.14 廃棄物等」に記載しました。</p> <p>なお、発生土の処理については今後決定する民間事業者が行うため、搬出先等は決まっておりませんが、適切に処理・処分できていることを組合でも確認しながら事業を実施します。</p>
2 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況に関する意見（計4意見）		
(1) 社会的状況に関すること（計4意見）		
34	<p>*p 128 騒音に係る環境基準のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準（特例）として、昼間70dB以下、夜間65dB以下が記載されているが、出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）だけでは“幹線交通を担う道路に近接する空間”がどの道路のことか分からない。高速道路、国道、県道、4車線以上の市道などと2001年1月5日環大企第3号で通知されているだけであることを明記すべきである。</p> <p>【参考】騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について 公布日：平成13年1月5日 環大企3号</p> <p>「騒音に係る環境基準について」の第1の1中「幹線交通を担う道路」とあるのは、次に掲げる道路をいうものとする</p> <p>(1)道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。)</p> <p>(2)前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。</p>	<p>ご意見を踏まえ、幹線交通を担う道路に近接する空間に該当する道路（国道、県道等）について、説明を追記しました。</p>

表4.2.1(11) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
35	<p>*p 130 自動車騒音に係る要請限度の注1)で“要請限度とは、自動車騒音 がその限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著し く損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に 道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。” とあるが、騒音規制法第17条を正確に引用すべきである。“措置を 執るよう要請する”ではなく、「措置を執るべきことを要請するもの とする」と非常に厳格な表現で市町村長の義務を定めている。</p>	<p>ご意見を踏まえ、記載の内容を 修正しました。</p>
36	<p>*p 130 自動車騒音に係る要請限度の注2)で、“幹線交通を担う道路 とは、次に掲げる道路をいう。”として、高速道路、国道、県道、4 車線以上の市町村道が説明してあるが、その根拠が環境省の環境基 準告示にもなく、単なる通知文であることが理解できるよう、出典 を追加すべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、幹線交通を担 う道路に近接する空間に該当す る道路(国道、県道等)について、 説明を追記しました。</p>
37	<p>*p 132 道路交通振動に係る要請限度の注)で“要請限度とは、道路交通振 動がその限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著 しく損なわれていると認められるときに、市町村長が道路管理者に振 動防止のための道路の修繕等の措置を要請し、又は県公安委員会に 道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。” とあるが、振動規制法第16条を正確に引用すべきである。“道路管 理者に振動防止のための道路の修繕等の措置を要請し”は「道路管 理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装 、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し」と具体的に舗装 、維持、修繕と要請項目があること。また、“県公安委員会に道路交 通法の規定による措置を執るよう要請する”は「県公安委員会に対し 道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする 。」と非常に厳格な表現で市町村長の義務を定めている。</p>	<p>ご意見を踏まえ、記載の内容を 修正しました。</p>
<p>3 配慮書についての縦覧状況並びに愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解に関する意見(計4意見)</p>		
38	<p>*p 209 配慮書への知事意見“木曾川の両岸に点在する樹林地のうち比較 的大きなシイ・カシ二次林を事業実施想定区域に選定した経緯につ いて、その内容を分かりやすく示すこと。”への見解は、“尾張北部 ブロックや第1小ブロックでの検討経緯など、第2章に詳細を記載 しました。”とあるのは、2.1.5建設地の決定経緯p7~9が中心と思 われる。しかし、犬山市塔野地、犬山市善師野、犬山市池野を候補 地としたが、地元調整が難航し、最も多くのごみを排出する江南市 が市内5か所の候補地について、評価基準を○、△、×で評価した というものだが、基本要素として、①敷地面積の確保、②アクセス のしやすさ、重要要素として、③用地確保のしやすさ、④近くの住 居の少なさ、⑤運搬経費の安さ、参考要素として、⑥学校、病院、 保育所、老人福祉施設等の有無、⑦搬入道路における集落等の通過、 ⑧行政計画とのつりあい、⑨土地造成のしやすさ、⑩土地利用の現 況の10項目であり、知事意見が意味している「なぜシイ・カシ二次 林を事業実施想定区域に選定した」のかに答える内容になっていな い。つまり、知事意見に答えているようで全く答えていない。この ような姿勢を改め、準備書以降の手続きでシイ・カシ二次林の保存 のため、例えば、敷地の北側に隣接するサイクリングロード沿いに 移植するなど、必要な環境保全措置を充分検討すべきである。</p>	<p>事業実施区域を選定した理由 は「第2章」に記載したとおりで あり、敷地面積やアクセスのしや すさ等、一定の評価基準を設定し て決定しました。 現地調査の結果、事業実施区域 周辺のシイ・カシ二次林の構成 は、アベマキが林冠を形成し、林 内にアラカシ、ヒサカキなどの常 緑広葉樹が生育する樹林である ことがわかり、また、このような 樹林地が周辺にもあることが明 らかになりました。群落は、単木 の移植により成立するものでは ないため、樹林の移植といった方 法を保全措置とすることは現実 的ではありませんので、事業実施 区域内の樹木については緩衝緑 地等、可能な限り残置するよう に努めます。</p>

表4.2.1(12) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
39	<p>*p 210</p> <p>配慮書への知事意見“事業実施想定区域が木曽川沿いに位置しているため特異な風向・風速を有すると考えられること、煙突の高さが航空法の制限を受けるためダウンドラフト等により塩化水素等の短期濃度が高くなることが懸念されることから、大気質について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。”への見解は、“本事業の事業特性、地域特性から、特殊な気象条件下における大気汚染物質による高濃度の影響が懸念されることを踏まえ、大気質の調査、予測及び評価の手法について検討し、その結果を第7章に記載しました。”とあるが、第7章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法p213～270では、その内容に全く触れていない。</p> <p>記載してあるのは“調査及び予測の手法は、配慮書の内容を踏まえるとともに、配慮書についての知事意見及び指針別表第2に掲げられている参考手法を勘案しつつ、事業特性及び地域特性を踏まえ、選定した。”p220という見解と同じ文章をくり返しているだけである。木曽川沿いという特異な風向・風速、煙突高さを低くせざるを得ないことによるダウンドラフト等による短期濃度上昇という具体的な指摘に対し、どのように検討し、結果として、予測の基本的な手法として、プルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーションp223を選定したかについて触れるべきである。</p> <p>そもその発端は、横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会が、独自に現地で実験し「科学的にはもっと正しい方法がある」と公害調停を申請した結果、2017年2月20日に公害調停合意が成立し、「環境影響評価の大気汚染予測の方法について、科学的知見に基づき最適な予測手法を用いるものとする。」と、これまで大気拡散予測時に採用されている「プルーム・パフ」モデルではなく、3次元流体モデルなど最適な方法を採用すべきという合意がされた。国土交通省からは「合意内容については誠実に対応していく」とのコメントを引き出したものである。こうした経緯と国の動きを調べ、予測手法の妥当性を検討すべきである。</p>	<p>大気質の短期予測にあたっては、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月 環境省）等のマニュアルを参考にするとともに、気象調査（地上気象、上層気象）の観測結果も踏まえて、予測を行いました。</p> <p>予測手法の選定理由等については、「第6章」及び「第8章 8.1 大気質」に記載しました。</p>
40	<p>*p 210</p> <p>配慮書への知事意見“2)既存の2施設が1施設に集約され、ごみ収集車等の交通量が増加することが想定されることから、ごみ収集車等の走行ルートに係る大気質、騒音及び振動の道路沿道への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。”への見解は、“…廃棄物運搬車両等は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用するよう努めるなど、道路沿道への影響に配慮した事業計画とします。”と計画策定時における環境配慮事項と同じ文章になっているが、知事は配慮書のこの部分を見て、不十分としてこのような意見を出したはずであり、それに対して同じ見解では知事意見を完全に無視したことになる。可能な限りに加えて、努めるまでについている。少なくとも”可能な限り…努める”は削除すべきである。</p>	<p>ご意見のP210に記載の知事意見は、配慮書に対する知事意見です。環境配慮事項の項目は方法書段階で新たに追加となった項目であり、ご意見の配慮事項については、配慮書に対する愛知県知事意見も踏まえ、方法書の段階で記載したものです。</p>

表4.2.1(13) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
41	<p>*p 210</p> <p>配慮書への知事意見“事業実施想定区域は木曽川沿いに位置しており、主にシイ・カシ二次林で構成されていることから、動物、植物及び生態系の影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査予測及び評価の手法を検討すること。”への見解は、“改変面積はできる限り小さくし、保全の可能な部分については極力保全を図るよう配慮するなど、動物、植物及び生態系の影響に配慮した事業計画とします。また、動物、植物及び生態系の調査範囲については、木曽川沿いも含んだ範囲とし、その他、調査、予測及び評価の手法を検討し、その結果を第7章に記載しました。”とあるが、配慮書に対する知事意見であるから、“改変面積はできる限り小さくし”は配慮書以後の検討のはずである。しかし、今回の方法書では、配慮書以後、改変面積を小さくする努力の結果がない。せいぜいわかるのは、計画施設への進入口の位置と施設場内の搬入車両動線（想定）p27程度であるが、敷地の北側1/3が残る程度であり、その部分もシイ・カシ二次林を保全する計画とは読み取れない。事業計画に、シイ・カシ二次林を“極力保全を図る”ことが理解でき、かつ敷地境界に設置する緩衝緑地帯を含め、シイ・カシの移植も含めた緑地計画を追加すべきである。</p>	<p>配慮書段階から方法書段階において、事業実施区域をさらに精査し、0.2haほど縮小しています。</p> <p>また、ご意見の施設配置は、方法書作成段階で建屋が設置可能な案として作成したものです。ごみ処理施設を供用するにあたっては、工場棟だけでなく、ストックヤード、雨水流出抑制設備や来場者用の駐車場、緩衝緑地帯など、様々な設備を整備する必要がありますので、今後詳細な設計等を行う中で、可能な限り建屋面積や事業実施区域内における改変面積の縮小、緩衝緑地帯の詳細を検討します。</p>
<p>4 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に関する意見（計25意見）</p>		
<p>（1）都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目の選定及び選定理由に関すること（計3意見）</p>		
42	<p>電波障害は予測しないのですか。</p>	<p>本環境影響評価は、「愛知県環境影響評価指針」に沿って実施しており、電波障害については項目とされていないため、環境影響評価の中では実施しません。</p> <p>なお、今後、工事の実施段階で必要に応じて調査の実施を検討します。</p>
43	<p>構造物の存在による地盤変形は考慮する必要はありませんか。</p>	<p>事業実施区域は、山地等ではなく平坦な地形となっており、また、工事に伴い土地の安全性（地盤変形）を懸念するような大規模な造成は行いません。なお、ごみピットの施工については、適切な山留工法を用い、安全性に十分配慮して実施します。</p>

表4.2.1(14) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
44	<p>*p 217</p> <p>環境影響評価の項目の選定・非選定理由で、水の汚れ（生物化学的酸素要求量等）について、“プラント系排水…、排水処理を行ったのち場内で使用する計画であり、公共用水域への排水は行わない。生活排水については合併浄化槽で処理した後、雨水については一旦調整池にて貯留した後、事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する計画であり、排水先に対する本事業における負荷量はわずかであり、本事業による影響は小さいと考えられるため”非選定としているが、主たる排水となる合併浄化槽で処理する生活排水の内容を示さないまま、“排水先に対する本事業における負荷量はわずか”と断定することはできない。環境影響評価の項目として選定し、少なくとも、排水先の水質、水量を調査し、必要な規模の合併浄化槽の人槽、水量、水質を決定し、排水先にどの程度の影響が出るのかを予測・評価すべきである。</p> <p>富栄養化についても、“水の汚れ（生物化学的酸素要求量等）の項目と同様に、本事業による影響は小さいと考えられるため”非選定としているが、同様の理由で選定すべきである。</p>	<p>生活排水は合併処理浄化槽で適正に処理した後、放流する計画であり、周辺環境への影響は小さいと考えられることから評価項目として選定していません。</p>
(2) 調査、予測及び評価の手法の選定並びに選定理由に関すること (計 22 意見)		
45	<p>このところの全国の環境影響評価を見ていると、特に焼却施設の環境影響評価は、設備機器の向上から環境への影響はほとんどないと思います。そのため、建設するために必要な書類を形式上に作っているように見受けられます。</p> <p>適切な調査と正確な予測を実施してください。</p>	<p>「愛知県環境影響評価指針」や「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省）」などの各種マニュアル等に基づき、適切な調査と予測を実施しました。</p>
46	<p>すべての予測については、環境保全措置を盛り込み予測してください。（安易に安全側の予測をしないでください。）</p>	<p>予測にあたっては、「基本設計」等での検討結果を踏まえ、現段階で確実に実施する環境保全措置（環境配慮事項）であり、予測に反映可能なものについては盛り込んで予測を行いました。</p> <p>事業計画策定時の環境配慮事項は「第2章」に記載するとともに、「第8章」では予測に反映した環境配慮事項を整理しております。</p>
47	<p>上層気象調査に流跡線調査を加えてください。</p> <p>拡散実験を実施してください。</p>	<p>事業実施区域は、木曾川沿いの平坦な地形であることから、ご指摘の調査を実施しなくても問題ないと考え、地上気象と上層気象調査の実施により、現況を把握しております。</p>
48	<p>大気の調査のうち周辺5地点については、地点間で測定日が異なることが無いように調査してください。</p> <p>自動測定器は、乾式、湿式のどちらか一方に全地点を統一するようにしてください。</p>	<p>周辺5地点における大気質調査や上層気象調査は、各季とも同一日で実施しました。</p> <p>また、自動測定機については全地点乾式で統一して実施しました。</p>

表4.2.1(15) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
49	<p>地点間及び計画地内での調査地点との間で風向、風速に相関がみられない場合は、それを考慮して予測してください。</p>	<p>現地での4季調査の結果、各地点の季節別の風向・風速に同様の傾向がみられ、また、事業実施区域での気象調査結果は、上空の風向・風速と相関がみられることを確認しました。</p> <p>このため、事業実施区域での調査結果を基に、大気質の予測を行っております。</p>
50	<p>1年を通じての気象調査の風向風速のデータを予測で使用するのであれば、調査高さを考慮してください。</p>	<p>風向風速計は、堤防道路の高さも確認のうえ、周辺の地形等の影響が少ない高さとして地上10mに設置しました。</p> <p>上層気象調査結果も踏まえ検討した結果、地上と上空の風向・風速に相関がみられることを確認し、地上気象調査結果から予測に必要な上空の気象条件を整理し、これを基に予測を行っております。</p>
51	<p>*p 223, 225 等</p> <p>調査、予測及び評価の手法（大気質）の窒素酸化物、浮遊粒子状物質について、予測の基本的な手法は“ブルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーションによる年平均値、1時間値の予測”とあるが、知事意見の木曾川沿いの特異な風向・風速、煙突の高さが航空法の制限を受けるためダウンドラフト等により短期濃度が高くなる懸念から、大気質について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討することを、どのように判断して従来通りのブルーム式及びパフ式を用いたのかを説明する必要がある。そのなかで、国と横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会で公害調停合意が成立し、3次元流体モデルなど最適な方法を採用すべきという合意がされたことへの判断も加えるべきである。</p>	<p>短期予測にあたっては、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省）」等のマニュアルを参考にするとともに、地上気象や上層気象調査結果も踏まえて、予測を行いました。</p> <p>予測手法の選定理由等については、「第6章」及び「第8章 8.1 大気質」に記載しました。</p>
52	<p>*p 230</p> <p>有害物質等の評価の手法として、塩化水素の基準・目標について“「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」（環境庁大気保全局長通達（昭和52年6月16日環大規第136号））による塩化水素の目標環境濃度”とあるが、この通達では「目標環境濃度は日本産業衛生学会「許容濃度に関する委員会勧告」に示された労働環境濃度（上限値5ppm）を参考として、0.02ppmとし、平均的な排出口高さを有する施設からの塩化水素の排出が、拡散条件の悪い場合であってもこれを満足するよう排出基準値を設定した。」とある。つまり、この目標環境濃度0.02ppmから塩化水素の排出基準値700mg/m³_Nが逆算された。しかし、この目標環境濃度0.02ppmは労働環境濃度（上限値5ppm）の0.4%を参考とただけであり、特に根拠のある数値ではないことに留意した評価が必要である。</p>	<p>大気質の評価にあたっては、整合すべき基準等との対比という観点から目標環境濃度0.02ppmとの対比を行うとともに、環境影響の回避・低減の観点から、現況からの変化の程度を整理し、事業者の実行可能な範囲で回避・低減が図られているかについての評価を行いました。</p>

表5. 2. 1 (16) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
53	<p>*p 230</p> <p>有害物質等の評価の手法として、水銀の基準・目標について「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（平成15年環境省通知 環管総発第03090004号）による水銀の指針値」とあるが、この通知では「長期曝露による健康影響を未然に防止する観点から、水銀蒸気の長期曝露に係る指針値として、年平均値0.04$\mu\text{g}/\text{m}^3$以下を提案する。」と、水銀蒸気の長期曝露に係る指針値を示したもので、水銀の排出規制がガス状水銀と粒子状水銀の合算で表示することとは異なっているため注意が必要である。</p> <p>また、この通知では指針値を提案した後に「しかしながら、新生仔期動物の曝露に対する感受性が高いというデータもあり、その定量的評価が定まっていなかったことは、今後の検討に際して考慮すべき点と考えられる。」と追加の注記があることに留意した評価が必要である。</p>	<p>大気質の評価にあたっては、整合すべき基準等との対比という観点から年平均値0.04$\mu\text{g}/\text{m}^3$との対比を行うとともに、環境影響の回避・低減の観点から、現況からの変化の程度を整理し、事業者の実行可能な範囲で回避・低減が図られているかについての評価を行いました。</p>
54	<p>*p 233</p> <p>建設作業等騒音の予測対象時期等が「建設機械の稼働に伴う騒音に係る環境影響が最大となる時期」とあるが、主要な騒音発生源が敷地境界に近い時、または最寄り住居側に近い時を追加すべきである。事業地全体での騒音発生量が最大の時が、敷地境界での騒音最大時にはならない例が多いので、注意が必要である。</p>	<p>予測対象時期は、工事内容や建設機械の稼働範囲も考慮の上、事業実施区域全体での騒音発生量が最大の時期を設定しました。</p>
55	<p>*p 236</p> <p>道路交通騒音の評価の手法として、基準・目標は「騒音に係る環境基準について」としているが、この環境基準は、①一般の環境基準、②ただし書きの道路に面する地域の環境基準、③特例としての幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準があり、幹線交通を担う道路としては、中央環境審議会の答申を経た環境省の告示ではなく、2001年1月5日環大企第3号で通知されているだけであり、高速道路、国道、県道、4車線以上の市道などである。今回の5地点はいずれも県道であるため、特例の環境基準を当てはめることになる。しかし、この特例の環境基準は、広島高裁判決（2010年5月20日）の最高裁決定により「昼間屋外値がLAeq65dBを超える場合…受忍限度を超える聴取妨害としての生活妨害の被害が発生していると認められる」とし、損害賠償を認容し、損害賠償に関する騒音の基準は完全に確定した。判決で確定した受忍限度を5dB上回るような特例の環境基準は廃止すべきものであることを理解したうえで、評価をすべきである。</p>	<p>現地調査の結果も踏まえ、いずれの地点も幹線交通を担う道路に近接する空間の値を設定しました。</p> <p>工事用車両や関係車両の走行による騒音の増加を低減できるよう、2市2町及び組合で協力し、低公害車の使用や適切な運行計画の策定等の措置を講じてまいります。</p>
56	<p>道路交通騒音については、そろそろ新しいモデル「ASJ RTN Model-2018」が出そうなので評価書提出時に新しいモデルが発表されていれば用いてください。</p>	<p>道路交通騒音については、新たに公表された「ASJ RTN-Model 2018」を用いて予測を行いました。また、その旨を「第7章」及び「第8章 8.2 騒音及び超低周波音」にも記載しました。</p>
57	<p>低周波音については、同規模（出れば処理方法も同じ）の類似施設でいくつか測定したデータも含めて予測してください。</p>	<p>低周波音については定量的な予測が実施できないことから、類似施設での調査結果を踏まえた定性的な予測を行いました。</p> <p>なお、現段階は3処理方式を候補としていることから、類似施設の調査結果については3方式すべての処理方式を対象とし、処理量が同等以上の施設を選定しました。</p>

表4.2.1(17) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
58	<p>*p 237</p> <p>低周波音の評価の手法として、“事業者の実行可能な範囲内で出来る限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。”だけで、通常の項目にある基準・目標がない。しかし、環境省は「低周波音問題対応の手引書（平成16年6月）」で、物的苦情に関する参照値、心身に係る苦情に関する参照値を示している。この参照値を基準・目標とすべきである。</p> <p>なお、この手引きの参照値の留意事項で「本参照値は、低周波音によると思われる苦情に対処するためのものであり、対策目標値、環境アセスメントの環境保全目標値、作業環境のガイドラインなどとして策定したものではない。」とあるが、苦情の発生の可能性を評価するための参照値として十分耐えうるものであり、他の事業者も環境影響評価の基準並みに扱っている。リニア新幹線の環境影響評価では、この値で評価している。また、同時期に先行している豊橋田原ごみ処理施設（業務委託者は、同じ八千代エンジニアリング株式会社名古屋支店）でも、準備書（2019年1月）で手引書の心身に係る苦情に関する参照値との比較をしている。</p>	<p>ご意見も踏まえ、「心身に係る苦情に関する参照値」との比較も行いました。</p> <p>また、その旨を「第7章」及び「第8章 8.2 騒音及び超低周波音」にも記載しました。</p>
59	<p>*p 240</p> <p>建設作業等振動の予測対象時期等が“建設機械の稼働に伴う振動に係る環境影響が最大となる時期”とあるが、主要な振動発生源が敷地境界に近い時、または最寄り住居側に近い時を追加すべきである。事業地全体での振動発生量が最大の時が、敷地境界での振動最大時にはならない例が多いので、注意が必要である。</p>	<p>予測対象時期は、工事内容や建設機械の稼働範囲も考慮の上、事業実施区域全体での振動発生量が最大の時期を設定しました。</p>
60	<p>*p 241</p> <p>施設からの振動の評価の手法で、基準・目標に、振動規制法と県生活保全条例の規制基準がかかっているが、法規制を守るのは当たり前、このような値以下だから問題なしとするようでは環境影響評価の意味がない。削除すべきである。</p> <p>また、基準・目標に、“振動の感覚閾値”があるが、振動については環境基本法に基づく環境基準は設定されていないため、この振動の感覚閾値で比較することは適切と思われる。規制基準を削除し、振動の感覚閾値だけで評価すべきである。</p>	<p>評価については、法令等の基準等との整合が図られているかと事業者の実行可能な範囲で影響を回避・低減しているかの2つの観点から行うことを基本としています。</p> <p>ご意見のとおり、施設の運営にあたって法規制を遵守することは当たり前ですが、遵守できる施設であることをお示しすることも、環境影響評価で実施すべきことと考えております。</p> <p>なお、施設からの振動については自主規制値を新たに設定したため、自主規制値との比較も行っています。</p>
61	<p>*p 243</p> <p>道路交通振動の評価の手法で、基準・目標が“「道路交通振動の要請限度」となっているが、これは、振動規制法第16条で「限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。」という重大事態であり、このような値を満足するから問題ないと評価するような環境影響評価なら必要なくなる。環境基準がないし、規制基準もないが、もっと緩やかでも要請限度で評価しようという姿勢は間違いである。少なくとも、施設からの振動の評価で用いる“振動の感覚閾値”とすべきである。</p>	<p>ご意見も踏まえ、「振動の感覚閾値」との比較も行いました。</p> <p>また、その旨を「第7章」及び「第8章 8.3 振動」にも記載しました。</p>

表4.2.1(18) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
62	<p>*p 247</p> <p>掘削・盛土等の土工による水の濁り(浮遊物質量)の評価の手法が、“事業者の実行可能な範囲内で出来る限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。”だけで、通常の項目にある基準・目標がない。しかし、水の濁り(浮遊物質量)については環境基準が定められているため、水素イオン濃度の評価の手法の基準・目標と同じく「水質汚濁に係る環境基準について」を追加すべきである。</p>	<p>環境基準は通常の状態を基本としていることから、濁水時など特異な状況について用いることは適切ではないと考えております。</p> <p>工事の実施にあたっては、現地調査結果も踏まえた十分な容量の仮設沈砂池を設置するなど、適切な環境保全措置を講じてまいります。</p>
63	<p>*p 249</p> <p>掘削・盛土等の土工で、有害物質による土壤汚染の調査場所が“土地利用の状況等を考慮して設定した事業実施区域内の3地点”とあるが、地下水位の調査地点 p255 と異なっている。この地下水位調査地点は“事業実施区域のうち、掘削深さが最も深くなると想定されるごみピット付近の観測井戸1地点” p253 ということなので、ごみピットのための掘削土壌が発生する場所であり、土地利用の状況等を考慮して設定する以上、ごみピット付近のこの地点は土壤汚染の調査場所として追加すべきである。</p> <p>また、調査地点1, 2, 3がそれぞれどのような土地利用が予定されているので選定したのかの理由を示すべきである。それなりの土地利用計画が示されていないので断定できないが、配慮書の複数案 p23 で見る限りでは、調査地点1, 2, 3は、新設建物の位置から外れており、もし、掘削するとしてもそれほどの量ではないと思われる。土壤汚染で重要なのは、掘削土が汚染されている場合にどう処理するかであり、掘削土の土壤汚染を重点的に調査すべきである。</p>	<p>環境の調査地点については住民の方からの懸念の声も踏まえ、環境影響評価項目として選定したものであり、住民の方からご意見のあった地点を調査地点として設定しています。なお、地点2についてはごみピット付近となる地下水位、地下水質調査地点と同様の地点に変更しました。</p> <p>事業実施区域については、土壤汚染対策法に基づく届出及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく地歴調査の報告対象となることから、工事着手前に法令に基づく調査を実施します。</p>

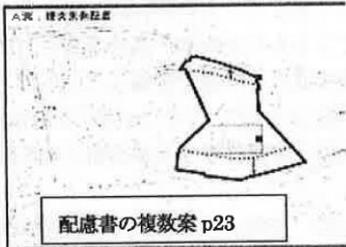
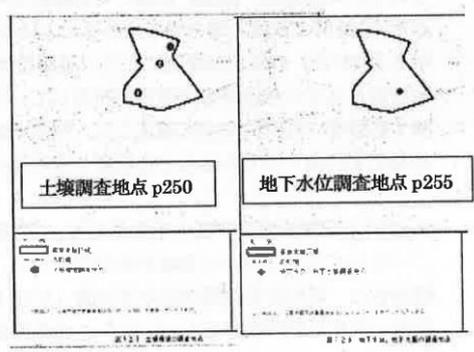


表4.2.1(19) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
64	<p>*p 254</p> <p>地下水の状況及び地下水質の評価の手法が“事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。”とあるが、これでは不十分である。地下水質の環境基準が有害物質、ダイオキシン類について定められているため、基準・目標として、水質の環境基準、ダイオキシン類（地下水）の環境基準を追加すべきである。</p> <p>配慮書への意見“事業実施想定区域内の南西地域にある民間ごみ集積場土地は、過去に穴が掘られ産廃等のごみが廃棄されていたとの近隣住民の証言がある。実施想定区域内の北側部分でも同様の住民の証言がある。”p205 への見解ではこの事実関係について触れていない。</p> <p>現に、知多南部クリーンセンターは、2007年に建設予定地を半田市クリーンセンター敷地内の最終処分場跡地（旧法処分場跡地）に決定し、新たなごみ処理施設の環境影響評価の手続きを開始したが、旧法処分場跡地内の廃棄物層保有水から、ダイオキシン類等が検出された。対策工事費等も膨大になるため2市3町で改めて検討することとし、武豊町地内を代替地にするという合意を得た。やっと2015年7月に、場所を変更した方法書が公表され、2017年11月に準備書が公表された。環境影響評価書が完成したのは2018年8月である。しかし、この武豊町の予定地でもダイオキシン類とフッ素の地下水質が環境基準をこえているため、現在もモニタリングを続けている。こうした事態にならないよう、方法書段階でしっかりした調査をすることを決めておく必要がある。</p>	<p>配慮書に対する意見にある地点については、土壤環境の項目の中で調査地点として選定し、土壤の調査を実施しています。その結果、土壤汚染に係る環境基準値等を超える値はみられませんでした。</p> <p>本事業については、基本的に地下水質に影響を及ぼすような行為は行わないため、定性的な予測・評価を行っていますが、事業実施区域は土壤汚染対策法に基づく届出及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく地歴調査の報告対象となることから、工事着手前に調査を実施し、汚染が確認された場合には、適切な対策を講じる計画としております。</p>
65	<p>*p 256</p> <p>日照障害の予測方法が“時刻別日影図及び等時間日影図の作成による”とだけあるが、日影規制の対象となる平均地盤面+4mとするのが通例である。日影規制の対象の平均地盤面+4mでは、法律を守っているかどうかを判断するだけであり、環境影響評価をする意味がない。法律を守るのは当たり前のことである。“事業実施区域は主にシイ・カシ二次林で、…周囲は市街地及び耕作地が多い地帯”p78であるため、知事からも“動物、植物及び生態系の影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査予測及び評価の手法を検討すること。”と特別に意見が出されている。この趣旨に従い、高さ4mではなく、地表面での予測・評価を行うべきである。植物にとっては日照が非常に大切である。</p> <p>また、その意味でも評価の手法の基準・目標が“「建築基準法」及び「愛知県建築基準条例」に基づく日影規制“だけでは不十分である。</p>	<p>日照障害については、日影による周辺住居への影響を基本としていることから、日影規制の対象となる平均地盤面+4mとし、日影の影響が最も大きくなる冬至日における影響を予測しており、予測の結果、長時間影がかかる範囲は建物周囲に留まるものとなります。</p> <p>春・秋分及び夏至の時期については、更に日影の範囲が小さくなることから、植物への影響は小さいものと考えます。</p> <p>今後、詳細設計の段階では、建築物を可能な限り小さくできるよう検討を行ってまいります。</p>

表4. 2. 1 (20) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
66	<p>*p 262</p> <p>図 7. 2. 9 動植物の調査地域で、鳥類のラインセンサスルートが事業予定地内に1本、事業予定地北側のケネザサーコナラ群集を中心に1本計画されているが、“事業実施区域及び周囲約200mの範囲を基本とし、現地の状況を考慮して、隣接する木曾川沿いの河畔林の特性を把握可能な範囲” p257と矛盾している。ヤナギ低木群落(図のピンク色)とオギ群落(図の黄色)の一部をかすめて哺乳類～昆虫類の任意探査だけであるし、ヤナギ低木群落とオギ群落も鳥類のラインセンサスルートに追加すべきである。</p> <p>これらオギ群落やヤナギ低木群落には“河川敷や水田等耕作地を利用するサギ科、クイナ科、チドリ科の種や、雑木林や草地に生息するキツツキ科、ヒタキ科、ホオジロ科の種が多く確認されている。” p63ため、その実態を正確に把握する必要がある。</p>	<p>ラインセンサスルートは調査範囲の代表的な場所に設定したものであり、この他に任意観察により、調査実施時の現地の状況も踏まえながら、踏査可能な場所を網羅的に調査しました。</p>
5 その他の事項に関すること(計5意見)		
67	<p>*p 273～287</p> <p>用語解説があるが、その出典を明記すべきである。環境影響評価の手続き中で2019年1月に準備書を公表した豊橋田原ごみ処理施設の委託業者は、今回の尾張北部環境組合ごみ処理施設と同じ八千代エンジニヤリング株式会社名古屋支店であるが、豊橋田原ごみ処理施設の用語解説では、最後に出典として、:「環境アセスメント用語集」(環境影響評価情報支援ネットワークホームページ http://www.env.go.jp/policy/assess/6term/index.html)と「EICネット環境用語集」(一般財団法人環境イノベーション情報機構ホームページ http://www.eic.or.jp/ecoterm/)が記載されている。</p> <p>例えば、「環境振動」、「寄与濃度」、「自動撮影法」、「大気汚染常時監視測定局」、「任意観察法」、「任意採集法」、「ポイントセンサス法」、「目撃法」、「有害物質」、「有害大気汚染物質」は「環境アセスメント用語集」、「EICネット環境用語集」にもないが、出典は何か。</p> <p>「要請限度」は「環境アセスメント用語集」で「対策を講じるよう要請することができる」としている。」と間違った説明がしてある。さすがに方法書ではそのままではなく、騒音、振動共に“要請するものとしている”と若干の修正をしている。</p> <p>必要な用語について正確な情報を記載すべきである。</p>	<p>用語の解説については「環境アセスメント用語集」、「EIC ネット環境用語集」やその他の専門書等の文献を参考に、住民の方にわかりやすくなるよう作成しているため、必ずしも各文献に記載の内容をそのまま引用しているものではありません。なお、用語の解説は条例等で規定されるものではなく、事業者の意向で作成しているものです。</p>
68	<p>意見をと云う事ですので、愛知県の建設部長さんが、住民や関係機関との合意形成が図られるよう努めて下さいと書いてあります。小淵地区に来てお話しをして下さい。</p>	<p>方法書に関する説明会については江南市、扶桑町及び岐阜県各務原市の3会場で実施しました。準備書に関する説明会も同様の会場で実施することを予定しています。</p>
69	<p>環境保全の意見ではないですが、ほかの環境影響評価では要約版のほかに、配布用の「あらまし」(A3を2枚つなげたぐらいの見開き)を配布してください。</p>	<p>江南市のホームページにおいて、方法書及び要約版を掲載しているので、そちらをご覧ください。</p>

表4.2.1(21) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見書の意見の概要	都市計画決定権者の見解
70	事後調査(工事中、供用後)の適切な時期、計画を明確にしてください。	調査、予測、評価結果を踏まえ検討し、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる計画であることから経過的な観察が必要となるものについて、事後調査を行うこととしました。その内容は「第10章」に記載しました。
71	建設北側の廃物の交渉は大変かと思われるが地主に付加価値的な建設物はないものか。 (具体的には焼却炉からの湯)	北側の焼却炉跡地については、事業実施区域外であるため、見解は控えさせていただきます。

第5章 方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解は、表 5.1(1)～(4)に示すとおりである。

注) 本章は環境影響評価準備書の内容をそのまま抜粋しており、都市計画決定権者の見解中「第●章」は環境影響評価準備書の章番号を示している。

表 5.1(1) 方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
<p>都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成する必要がある。</p>	<p>方法書に関する愛知県知事意見を十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ、準備書を作成しました。</p>
<p>1 全般的事項</p>	
<p>(1) 事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。</p>	<p>事業計画の具体化にあたっては、環境の保全に関する最新の知見等も踏まえ、周辺環境への影響を可能な限り低減するため、計画施設における公害防止基準の検討を行いました。</p> <p>その結果、排出ガス、悪臭、騒音、振動について、法令等よりも厳しい自主規制値を定めることとし、これを遵守し運転を行っていく計画としました。特に、大気質については、大気汚染防止法等の規制基準等に比べ、より厳しい値としています。なお、自主規制値の設定にあたっては、地元地区（江南市一般若区、草井区、般若区、扶桑町山那区、小淵区、南山名区）と協議を行い、それぞれの地区と公害防止協定を締結いたしました。</p> <p>また、工事計画については、現時点で民間事業者の選定を行っている段階であり、施工業者が決まっておきませんが、本環境影響評価の予測・評価結果を踏まえ、より一層の環境影響の低減について検討してまいります。</p>
<p>(2) 新たなごみ処理施設（以下「計画施設」という。）の処理方式は、3つの処理方式の中から今後検討して決定するとしているが、決定に係る比較検討の経緯及び内容をわかりやすく示すこと。</p> <p>なお、準備書作成までに処理方式が決定していない場合には、処理方式ごとに排出ガス等の諸元を適切に設定の上、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>計画施設の処理方式の検討の経緯については、「第2章」に示しました。なお、本事業では、可燃ごみ処理施設の事業方式をDB+0方式とし、民間事業者により設計・建設を性能規定により一括発注することにより、民間のノウハウを活かした事業コストの削減と、より質の高い公共サービスの提供を目指すこととしました。このため、準備書段階においては、3つの処理方式から1つの方式に絞り込んでおりません。</p> <p>環境影響評価の実施にあたっては、評価項目ごとに処理方式による影響の差異の有無を検討の上、必要と考えられる項目について、各処理方式での予測の諸元を設定し、原則として影響が最も大きくなると推定される方式について予測及び評価を行いました。</p> <p>予測評価の対象とした処理方式の設定方法等は、環境影響評価項目ごとに整理し、「第7章」に示しました。</p>

表 5.1(2) 方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
(3) 調査地点及び予測地点について、適切に設定するとともに、その理由をわかりやすく示すこと。	調査地点及び予測地点については、事業計画や現地 の状況、住民意見等を勘案し設定しました。設定理由 については、「第8章」の各項目に示しました。
(4) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関 し新たな事実が生じた場合等においては、必 要に応じて、選定された項目及び手法を見直 し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。	現地調査を実施する中で、希少猛禽類であるオオタ カの飛翔や生態系上位種となるホンドキツネの営巣が 確認されたことから、専門家へのヒアリングを行った うえで追加調査を実施し、環境保全措置の検討を行っ た上で、予測及び評価を行いました。
2 大気質、騒音及び超低周波音、振動、悪臭	
(1) 事業実施区域が木曾川沿いに位置している ため特異な風向・風速を有すると考えられる こと、煙突の高さが航空法の制限を受けるた めダウンドラフト等により塩化水素等の短 期濃度が高くなること懸念されることか ら、大気質について、適切に調査、予測及び 評価を行うこと。	事業実施区域は木曾川沿いに位置しており、特異な 風向・風速を有することも考えられることから、地上 の風向・風速については事業実施区域において1年間 の調査を実施するとともに、4季の上層気象調査を実 施し、現地の気象の状況を確認しました。 その結果、地上と上空の風向については、基本的に 同様の傾向となっていたことから、地上気象調査結果 を基礎データとして大気質の予測を行いました。 また、塩化水素等について、短期濃度の予測につい ても、現地の気象調査結果を基に予測を行い、その結 果を「第8章 8.1大気質」に示しました。
(2) 既存の2施設を1施設に集約して計画施設 が建設され、廃棄物運搬車両等の交通量が 増加することが想定されることから、大気質、 騒音及び振動の道路沿道への影響について、 適切に調査、予測及び評価を行うこと。 また、道路沿道の環境に十分配慮した廃棄 物運搬車両等の運行計画を作成するよう構 成市町に働きかけること。	本事業の実施により、廃棄物運搬車両等による交通 量の増加が想定される主な走行経路沿道の5地点にお いて、大気質、騒音及び振動の調査、予測及び評価を 行いました。 また、廃棄物運搬車両について、搬入及び搬出時間 の分散化や朝・夕の交通量増加時には廃棄物運搬車 両台数を抑えるなど、2市2町及び尾張北部環境組合 で協力し、適切な運行計画を策定してまいります。さ らに、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を 可能な限り使用するように努めるなど、道路沿道環境 への影響を可能な限り低減できるような計画として まいります。
(3) 事業実施区域の近隣に住居が存在すること から、施設の供用による騒音及び低周波音、 振動並びに悪臭について、適切に調査、予測 及び評価を行うこと。	事業実施区域の近隣に住居が存在することから、騒 音及び低周波音、振動並びに悪臭については、敷地境 界での調査のほか近隣の住宅地付近でも調査を実施 し、予測・評価を行いました。 また、施設の供用による騒音、振動及び悪臭につい ては、法令等に基づく規制基準よりもさらに厳しい値 を自主規制値として設定し、これを遵守する計画とし ております。さらに、設備機器類については、低騒音 型・低振動型機器の採用に努めるとともに、建屋内へ の配置を基本とするなど、近隣の住居に配慮し、周辺 環境への影響を可能な限り低減できるような計画とし てまいります。

表5.1(3) 方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
3 地盤・土壌	
<p>掘削・盛土等の土工に係る土壌環境の現地調査について、掘削が想定される位置及び深度を考慮して、調査地点及び調査深度を適切に設定すること。</p>	<p>事業実施区域の過去の土地利用の状況を見ると、主に農用地や樹林地となっています。</p> <p>土壌環境については住民の方からの懸念の声も踏まえ、環境影響評価項目として選定したものであり、住民の方からご意見のあった地点を調査地点として設定しています。なお、地点2については、ごみピット付近となる地下水位、地下水質調査地点と同様の地点に変更しました。</p> <p>調査深度は、土壌については、段階的に調査を行うこととし、表層（地上から15cm程度）の調査を実施しました。地下水については、地下水位やごみピットの掘削深度を考慮し、地上から6m程度の位置で採水を行いました。調査結果は、土壌、地下水ともに環境基準を満足しており、これらの調査結果及び過去の土地利用状況を勘案し、土壌の深度方向の調査は不要であると判断し、表層のみの調査としました。</p> <p>なお、事業実施区域は、土壌汚染対策法に基づく届出及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく地歴調査の報告対象となることから、工事着手前に調査を実施する計画としています。</p>
4 動物、植物、生態系	
<p>事業実施区域は木曾川沿いに位置しており、主にシイ・カシ二次林で構成されていることから、工事の実施及び施設の存在による動物、植物及び生態系への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>なお、現地調査において重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家等の指導、助言を得ながら、適切な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>事業実施区域は木曾川沿いに位置しており、主にシイ・カシ二次林で構成されていることを踏まえ、動物、植物及び生態系の調査範囲については、木曾川沿いも含んだ範囲としました。</p> <p>また、現地調査において希少猛禽類であるオオタカの飛翔や生態系上位種となるホンドキツネの営巣が確認されたことから、専門家へのヒアリングを行ったうえで追加調査を実施し、環境保全措置や事後調査計画の検討を行いました。</p>
5 景観	
<p>事業実施区域の近隣に住居が存在することから、建屋や煙突（以下「建屋等」という。）による圧迫感が懸念されるため、適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>なお、建屋等の形状、色彩等の検討に当たっては、周辺景観と調和したものとなるように努めること。</p>	<p>事業実施区域の近隣に住居が存在することから、西側や南側の最寄の住宅地付近に調査地点を設定しました。さらに、施設配置等も勘案し、西側にある最寄住居付近の地点を追加し、調査、予測及び評価を行いました。</p> <p>なお、本事業は、民間事業者により設計・建設を性能規定により一括発注する方式としており、現時点で事業者が決まっておりますが、今後、詳細な検討を行うにあたり、建屋等の形状や色彩等については周辺景観と調和したものとなるように努めるとともに、緩衝緑地帯の設置など、景観への影響に配慮した計画としてまいります。</p>

表5.1(4) 方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
6 温室効果ガス等	
<p>計画施設から発生するエネルギーの有効利用を行い、温室効果ガス等の低減に努め、適切に予測及び評価を行うこと。</p>	<p>尾張北部環境組合では、計画施設の整備方針として、「ごみ処理時に発生する熱エネルギーを有効に回収し、積極的に再利用できる施設の実現」を掲げ、廃棄物発電設備の導入、焼却に伴う廃熱の有効利用など、温室効果ガスの低減に努めることを計画しています。</p> <p>また、温室効果ガス等については、施設で使用するエネルギーにより発生する温室効果ガスとともに、廃棄物発電により発生する電力等による温室効果ガスの削減効果も含めて予測、評価を行い、「第8章 8.15 温室効果ガス等」に示しました。</p>
7 その他	
<p>準備書の作成に当たっては、住民等の意見を十分に検討するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。</p>	<p>準備書の作成に当たっては、住民等の意見を十分に検討したうえで、図表等を用いる、専門的な用語には解説を付けるなど、わかりやすい図書となるよう努めました。</p>

第6章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目の選定及びその選定理由等

6.1 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目の選定及び選定理由

環境影響評価項目は、「環境影響評価指針」（平成11年 愛知県告示第445号）の別表第1の参考項目を勘案しつつ、事業特性及び地域特性を踏まえ選定した。

本事業に伴う一連の諸行為等のうち、指針別表第1に掲げられている環境影響を及ぼすおそれのある要因（以下「影響要因」という。）を、「工事の実施」、「土地又は工作物の存在」（以下「施設の存在」という。）及び「土地又は工作物の供用」（以下「施設の供用」という。）の各段階について抽出し、指針別表第1に掲げられている環境の構成要素（以下「環境要素」という。）のうち、抽出した影響要因により影響を受けるおそれがあり、調査、予測及び評価を行う必要があると考えられる項目として、大気質、騒音及び超低周波音、振動、悪臭、水質、地盤・土壌、地下水の状況及び地下水質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等を選定した。

影響要因と環境要素の関連及び環境影響評価の項目は表 6.1.1 に、環境影響評価の項目を選定した理由及び指針の参考項目であっても非選定とした理由は、表 6.1.2(1)～(5)に示すとおりである。

表6.1.1 環境影響評価の項目の選定

環境要素の区分		影響要因の区分	工事の実施			施設の存在	施設の供用				
			資材等の搬入及び搬出	建設機械の稼働等	掘削・盛土等の土工	地形改変並びに施設の存在	ばい煙の排出	機械等の稼働	汚水の排出	廃棄物等の搬入及び搬出	施設からの悪臭の漏洩
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫酸化合物					◎				
		窒素化合物	○	○			◎			○	
		浮遊粒子状物質	○	○			◎			○	
		粉じん等	○	○	○						
		有害物質等					◎				
	騒音及び超低周波音	建設作業等騒音		○					○		
		施設からの騒音							○		
		道路交通騒音	○							○	
		低周波音							○		
	振動	建設作業等振動		○							
		施設からの振動							○		
		道路交通振動	○							○	
	悪臭	特定悪臭物質、臭気指数									○
	水質	水素イオン濃度			○						
		水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)									
		水の濁り(浮遊物質質量)			○						
		富栄養化									
		有害物質等									
	地形及び地質	重要な地形及び地質									
	地盤・土壌	土壌環境			○						
地下水の状況及び地下水質	地下水の状況			○	○						
	地下水質			○							
	日照障害				○						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地		○	○	○					
	植物	重要な種及び群落			○	○					
	生態系	地域を特徴付ける生態系		○	○	○					
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的・文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観				◎					
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○			○			○		
		地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況									
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物					○	○	○		
		残土その他の副産物			○						
	温室効果ガス等	温室効果ガス等	○	○			○	○		○	

注) 表中の「○」は選定した項目を、「◎」は配慮書においても選定した項目を、網掛けは指針別表第1に掲げられている参考項目を示す。

表6.1.2(1) 環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目		選定 非選定	選定する理由または選定しない理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
大気質	硫黄酸化物	ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる硫黄酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	窒素酸化物	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の走行に伴い排出される排出ガス中に含まれる窒素酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる窒素酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる窒素酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の走行に伴い排出される排出ガス中に含まれる窒素酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	浮遊粒子状物質	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の走行に伴い排出される排出ガス中に含まれる浮遊粒子状物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる浮遊粒子状物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる浮遊粒子状物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の走行に伴い排出される排出ガス中に含まれる浮遊粒子状物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	粉じん等	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の走行に伴い発生する粉じんが周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い発生する粉じんが周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		掘削・盛土等の土工	○	工事の実施において、掘削・盛土の土工に伴い発生する粉じんが周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。

注) 表中の「○」は選定した項目を、「-」は非選定とした項目を示す。

表6.1.2(2) 環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目		選定 非選定	選定する理由または選定しない理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
大気質	有害物質等	ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる有害物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	建設作業等騒音	建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い発生する騒音が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
騒音及び超低周波音	施設からの騒音	機械等の稼働	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い発生する機械等の騒音が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の走行に伴い発生する道路交通騒音が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	道路交通騒音	廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の走行に伴い発生する道路交通騒音が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		低周波音	機械等の稼働	○
振動	建設作業等振動	建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い発生する振動が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		施設からの振動	機械等の稼働	○
	道路交通振動	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の走行に伴い発生する道路交通振動が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の走行に伴い発生する道路交通振動が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
悪臭	特定悪臭物質、臭気指数	施設からの悪臭の漏洩	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い施設から漏洩する悪臭が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。

注) 表中の「○」は選定した項目を、「－」は非選定とした項目を示す。

表6.1.2(3) 環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目		選定 非選定	選定する理由または選定しない理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
水質	水素イオン濃度	掘削・盛土等の土工	○	工事の実施において、コンクリート工事に伴い発生するアルカリ性排水が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)	汚水の排出	—	場内で発生するプラント系排水(ごみピット排水、洗車排水、プラットホーム洗浄水)については、排水処理を行ったのち場内で使用する計画であり、公共用水域への排水は行わない。 また、生活排水については合併処理浄化槽で処理した後事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流、雨水については施設内で再利用するとともに、余剰分は一旦雨水流出抑制設備にて貯留した後事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する計画であり、排水先に対する本事業における負荷量はわずかであり、本事業による影響は小さいと考えられるため。
	水の濁り	掘削・盛土等の土工	○	工事の実施において、掘削、盛土等の土工に伴い降雨時に発生する水の濁り(浮遊物質量)が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	富栄養化	汚水の排出	—	水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)の項目と同様に、本事業による影響は小さいと考えられるため。
	有害物質等	汚水の排出	—	水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)の項目と同様に、本事業による影響は小さいと考えられるため。
地形及び地質	重要な地形及び地質	地形改変並びに施設の存在	—	事業実施区域内に重要な地形及び地質が存在しないため。
地盤・土壌	土壌環境	掘削・盛土等の土工	○	工事の実施において、掘削工事に伴い発生する発生土が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
地下水の状況及び地下水質	地下水の状況	掘削・盛土等の土工	○	工事の実施において、ごみピット等の掘削工事に伴い、地下水位が影響を受けるおそれがあるため。
		地形改変並びに施設の存在	○	ごみピット等地下構造物の設置に伴い、地下水位が影響を受けるおそれがあるため。
	地下水質	掘削・盛土等の土工	○	本事業実施以前に起因する現地土壌等の汚染があった場合、地下水質が掘削工事の影響を受けるおそれがあるため。
		地形改変並びに施設の存在	—	ごみピット等の地下構造物はごみ汚水が土壌中へ浸透、流出しない構造とする計画であり、地下水質に影響を及ぼす要因はないと考えられるため。
日照障害	地形改変並びに施設の存在	○	施設の存在に伴い周辺環境が日照障害の影響を受けるおそれがあるため。	

注) 表中の「○」は選定した項目を、「—」は非選定とした項目を示す。

表 6.1.2(4) 環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目		選定 非選定	選定する理由または選定しない理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
動物	重要な種及び注目すべき生息地	建設機械の稼働等	○	重要な種及び注目すべき生息地が、建設機械の稼働、掘削・盛土等の土工及び地形改変並びに施設の存在に伴い影響を受けるおそれがあるため。
		掘削・盛土等の土工	○	
		地形改変並びに施設の存在	○	
	汚水の排出	—	場内で発生するプラント系排水(ごみピット排水、洗車排水、プラットホーム洗浄水)については、排水処理を行ったのち場内で使用する計画であり、公共用水域への排水は行わない。 また、生活排水については合併処理浄化槽で処理した後事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流、雨水については施設内で再利用するとともに、余剰分は一旦雨水流出抑制設備にて貯留した後事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する計画であり、排水先に対する本事業における負荷量はわずかであり、本事業による影響は小さいと考えられるため。	
植物	重要な種及び群落	掘削・盛土等の土工	○	重要な種及び群落が、掘削・盛土等の土工及び地形改変並びに施設の存在に伴い影響を受けるおそれがあるため。
		地形改変並びに施設の存在	○	
		汚水の排出	—	
生態系	地域を特徴付ける生態系	建設機械の稼働等	○	地域を特徴付ける生態系が、建設機械の稼働、掘削・盛土等の土工及び地形改変並びに施設の存在に伴い影響を受けるおそれがあるため。
		掘削・盛土等の土工	○	
		地形改変並びに施設の存在	○	
	汚水の排出	—	動物の項目と同様に、本事業による影響は小さいと考えられるため。	
景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観	地形改変並びに施設の存在	○	地形改変並びに施設の存在に伴い景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観に影響を及ぼすおそれがあるため。
人と自然との触れ合いの活動	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の走行に伴い主要な人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼすおそれがあるため。
		地形改変並びに施設の存在	○	地形改変並びに施設の存在に伴い主要な人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼすおそれがあるため。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の走行に伴い主要な人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼすおそれがあるため。

注) 表中の「○」は選定した項目を、「—」は非選定とした項目を示す。

表6.1.2(5) 環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目		選定 非選定	選定する理由または選定しない理由
環境要素の区分	影響要因の区分		
地域の歴史的文化的 特性を生かした環境 の状況	資材等の搬入及び 搬出	—	工事の実施において、資材等運搬車両等 の走行により影響を及ぼすような文化財等 が存在しないため。
	地形改変並びに施設 の存在	—	地形改変並びに施設の存在により影響を 及ぼすような文化財等が存在しないため。
廃棄物等	ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、集じん 装置によって捕集される排出ガス中の飛灰 (ばいじん)等、処理の過程で廃棄物が発生 するため。
	機械等の稼働	○	ごみ処理施設の供用時において、ごみ処理 後の廃棄物(焼却灰等)が発生するため。
	汚水の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の 稼働に伴い発生する汚水は排水処理施設で 適正に処理した上で再利用する計画である が、処理の際に廃棄物(汚泥)が発生する ため。
残土その他の副 産物	掘削・盛土等の土工	○	工事の実施において、掘削工事に伴う残 土、建設工事に伴う副産物が発生するため。
温室効果 ガス等	資材等の搬入及び 搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等 の走行に伴うエネルギーの使用により二酸化 炭素等の温室効果ガスが発生するため。
	建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に 伴うエネルギーの使用により二酸化炭素等 の温室効果ガスが発生するため。
	ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、ごみの 焼却に伴い二酸化炭素等の温室効果ガスが 発生するため。
	機械等の稼働	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の 稼働に伴うエネルギーの使用により二酸化 炭素等の温室効果ガスが発生するため。
	廃棄物等の搬入及 び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物 運搬車両等の走行に伴うエネルギーの使用 により二酸化炭素等の温室効果ガスが発生 するため。

注) 表中の「○」は選定した項目を、「—」は非選定とした項目を示す。

6.2 環境影響評価項目ごとの予測評価の対象とした処理方式及び選定理由

計画施設の処理方式についてはこれまで、「新ごみ処理施設整備検討委員会」や「ごみ処理方式検討委員会」等により技術の成熟度、処理の安定性、事業の実現可能性（土地利用等）、環境保全性などの観点からの検討結果を踏まえ、以下の3処理方式を候補としている。

- ストーカ式焼却炉+灰の外部資源化
- ガス化溶融炉・シャフト式
- ガス化溶融炉・流動床式

令和2年度より実施する民間事業者の選定は、令和元年度に組合にて作成した「基本設計」での策定事項を基本条件とし、上記3処理方式を対象に実施する予定であり、準備書公表段階において、処理方式は1つに決定しない。

そのため、「第8章 環境影響の調査、予測及び評価」においては、「基本設計」の内容や、「基本設計」において行ったプラントメーカーへのヒアリング（以下「メーカーヒアリング」という。）結果、平成30年にごみ処理方式検討委員会にて行ったメーカーヒアリング結果^注等をもとに、環境影響評価の項目ごとに環境への影響の大きい処理方式の諸元を用いることを基本として予測・評価を行うこととする。

環境影響評価の項目ごとの予測・評価の対象とする処理方式についての考え方と設定については次頁以降に示すとおりである。

注)「基本設計」において行ったメーカーヒアリングとごみ処理方式検討委員会にて行ったメーカーヒアリングでは、排出ガスの自主規制値など、ヒアリングの前提条件が異なる。

6.2.1 全般に係る設定

6.2.1.1 工事計画

建築物の形状を各処理方式を包含するものとすることや、設備機器の構成はいずれの処理方式でも焼却炉本体以外は基本的に同様であること、また、基本的な工事種類（造成工事、土木建築工事、プラント設備工事等）は処理方式によらないことから、工事工程等は、処理方式によって変わらないと考えられる。したがって、予測の条件となる掘削・盛土等の土工の区域、工事用車両台数、建設機械の種類及び台数は、処理方式によらず同様とする。

このため、工事の実施に係る影響の予測・評価については、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通とする。

なお、造成計画（掘削・盛土等の土工の区域）については、メーカーヒアリング結果のうち、造成工事の規模が最大となる T.P. 32m とし、工事工程はメーカーヒアリングを基本に整理する。

6.2.1.2 建築物の形状及び配置

建築物の形状については、各処理方式を包含する形状とし、「基本設計」で作成した施設配置図を基本とする。なお、建築物の形状及び配置の設定にあたっては、事業実施区域周辺の土地利用や河川保全区域の規制等の要因も考慮した。

また、造成計画を T.P. 32m とすることから、煙突高さは 52.6m とする。算出手順は、以下のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{航空法に係る制限高さ} &= 45\text{m (水平表面の制限高さ)} + 39.6\text{m (飛行場標点の標高)} \\ &= 84.6\text{m} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{設置可能な煙突高さ} &= 84.6\text{m (航空法に係る制限高さ)} - 32\text{m (事業実施区域の標高)} \\ &= 52.6\text{m} \end{aligned}$$

なお、建築物の外観、色調は処理方式によって変わることはない。

6.2.1.3 廃棄物運搬車両等

廃棄物運搬車両等の台数は基本的に搬入する廃棄物の量によって決定することから、予測の条件となる廃棄物運搬車両等の台数は各処理方式で同様となる。

このため、廃棄物等の搬入及び搬出による影響の予測・評価については、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通とする。

6.2.2 環境影響評価項目ごとの設定

6.2.2.1 大気質（ばい煙の排出）

ばい煙の排出による影響の予測・評価については、排出ガス量（湿り、乾き）、排出ガス温度、酸素濃度等の違いにより拡散の状況が変わることから、メーカーヒアリング結果をもとに大気汚染物質の排出量を試算し、汚染物質量が最大となる処理方式の諸元で行うこととする。

なお、排出ガス濃度は、いずれの処理方式を採用した場合でも遵守する値である公害防止基準値（自主規制値）を用いるものとし、処理方式による違いはない。

排出ガスの諸元比較は表 6.2.1 に、各諸元に基づき算出した汚染物質量の比較は表 6.2.2 に示すとおりである。比較結果より、予測・評価にあたっては排出する汚染物質の量が最大となる D 社の諸元を用いることとする。

表6.2.1 排出ガス諸元の比較

項目	A社	B社	C社	D社	E社
湿り排出ガス量 (m ³ _N /時)	18,223	18,800	19,900	23,300	23,900
乾き排出ガス量 (m ³ _N /時)	13,862	14,060	15,550	18,320	19,800
酸素濃度 (%)	4.84	5.16	5.9	7.1	9.6
排出ガス温度 (°C)	168	140	157	189	160
煙突高さ (m)	52.6m				
排出ガス濃度 注	硫黄酸化物	10ppm以下			
	窒素酸化物	25ppm以下			
	塩化水素	10ppm以下			
	ばいじん	0.01g/m ³ _N 以下			
	水銀	30μg/m ³ _N 以下			
	ダイオキシン類	0.01ng-TEQ/m ³ _N 以下			

注) 自主規制値。酸素濃度 12%換算の値。

表6.2.2 汚染物質量の比較 (1炉あたり)

項目	単位	A社	B社	C社	D社	E社
硫黄酸化物排出量	m ³ _N /h	0.2489	0.2475	0.2609	0.2829	0.2508
窒素酸化物排出量	m ³ _N /h	0.6222	0.6186	0.6522	0.7074	0.6270
塩化水素排出量	m ³ _N /h	0.2489	0.2475	0.2609	0.2829	0.2508
ばいじん排出量	kg/h	0.2489	0.2475	0.2609	0.2829	0.2508
水銀排出量	g/h	0.7467	0.7424	0.7827	0.8488	0.7524
ダイオキシン類排出量	μg/h	0.2489	0.2475	0.2609	0.2829	0.2508

6.2.2.2 騒音、振動 (機械等の稼働)

機械等の稼働による影響の予測・評価について、敷地境界における騒音の予測結果は、どの処理方式においても共通となる蒸気復水器や破砕機、蒸気タービンなどの騒音レベルの大きい機器の諸元や配置、防音処理の内容等により左右されることから、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通とする。

諸元は、各処理方式共通となる騒音発生機器を抽出し、機器ごとにメーカーヒアリングの中で最大となる騒音レベルを設定する。なお、各処理方式を包含できるように、設定した諸元の合成騒音レベルとメーカーヒアリング結果の合成騒音レベルを比較し、同等以上であることを確認する。

抽出した機器の配置は、「基本設計」での検討内容をもとに設定する。なお、防音処理の内容についてはごみ処理施設において一般的に実施する内容を基本とする。

また、振動についても騒音と同様の方法により諸元を設定する。

メーカーヒアリング結果等をもとに設定した各設備機器等の諸元及び合成騒音・振動レベルの算定結果は、表 6.2.3(1)、(2)に示すとおりである。

表 6.2.3(1) 設定した設備機器の諸元及び合成騒音レベル

区分	No.	機器名	台数	騒音 レベル ^{注1)} (デシベル)	設置場所		
					階数	部屋	吸音 処理 ^{注2)}
可燃 ごみ 処理 施設	1	誘引送風機	2	101	1	誘引送風機室	○
	2	機器冷却水揚水ポンプ	2	90	1	灰処理設備室	
	3	プラント用水給水ポンプ	2	83	1		
	4	脱気器給水ポンプ	2	95	1		
	5	ボイラ給水ポンプ	2	95	1		
	6	駆動用油圧装置	1	106	1		
	7	計装用空気圧縮機	2	90	1		
	8	雑用空気圧縮機	2	110	1	排ガス処理設備補機室	
	9	排ガス再循環送風機	2	105	1		
	10	蒸気タービン	1	110	2	蒸気タービン発電機室	○
	11	可燃性粗大ごみ破砕機	1	115	2	プラットホーム	
	12	灰クレーン	1	95	2	灰ピット上部	
	13	押込送風機	2	96	3	押込送風機室	○
	14	二次送風機	2	107	3		
	15	蒸気復水器	5	99	4	蒸気復水器室(屋外)	○
	16	脱臭用送風機	1	96	4	送風機室 1	○
	17	環境集じん機送風機	1	90	4	送風機室 2	
	18	機器冷却水冷却塔	1	80	5	機器冷却水機塔置場 (屋外)	
	19	ごみクレーン	2	100	5	ごみピット上部	
粗大 ごみ 処理 施設	20	低速回転破砕機	1	98	1	破砕機室	○
	21	高速回転破砕機	1	110	1		
	22	風力選別機	1	102	1	機械選別室	
	23	排風機	1	101	1	換気機械室	
	24	雑用空気圧縮機	2	85	1		
	25	不燃残渣・可燃残渣分離 装置	1	95	2	機械選別室	
	26	アルミ選別機	1	94	2		
	27	磁力選別機	1	100	3	機械選別室	
合成騒音レベル			—	120.7	—	—	—

注1) 騒音レベルは機器1台当たりの機側1mの値である。なお、騒音レベルはメーカーヒアリングをもとに設定した。

注2) 吸音処理の内容は、各部屋ともグラスウール50mmとする。

表6.2.3(2) 設定した設備機器の諸元及び合成振動レベル

区分	No.	機器名	台数	振動 レベル ^{注)}	設置場所	
					階数	部屋
可燃 ごみ 処理 施設	1	誘引送風機	2	70	1	誘引送風機室
	2	機器冷却水揚水ポンプ	2	55	1	灰処理設備室
	3	脱気器給水ポンプ	2	60	1	灰処理設備室
	4	ボイラ給水ポンプ	2	70	1	灰処理設備室
	5	計装用空気圧縮機	2	60	1	排ガス処理設備補機室
	6	雑用空気圧縮機	2	60	1	排ガス処理設備補機室
	7	蒸気タービン	1	75	2	蒸気タービン発電機室
	8	可燃性粗大ごみ破砕機	1	70	2	プラットホーム
	9	押込送風機	2	70	3	押込送風機室
	10	蒸気復水器	5	78	4	蒸気復水器室(屋外)
	11	脱臭用送風機	1	65	4	送風機室 1
粗大 ごみ 処理 施設	12	低速回転破砕機	1	70	1	破砕機室
	13	高速回転破砕機	1	70	1	破砕機室
合成振動レベル			—	84.1	—	—

注) 振動レベルは機器 1 台当たりの機側 1 m の値である。なお、振動レベルはメーカーヒアリングをもとに設定した。

6.2.2.3 悪臭（施設の供用）

施設の供用による悪臭の予測・評価については、いずれの処理方式についても同様の悪臭防止対策を講じることから、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通とする。

6.2.2.4 地下水の状況、地盤・土壌、日照障害、動物、植物、生態系、景観（施設の存在）

施設の存在による影響の予測・評価については、各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通とする。

6.2.2.5 廃棄物等（施設の供用）

施設の供用による廃棄物の予測・評価については、処理方式によって発生する廃棄物の種類が異なり、発生量により一概に比較することができないことから、処理方式ごとに行うものとし、メーカーヒアリング結果をもとに記載する。

6.2.2.6 温室効果ガス等（施設の供用）

施設の供用による温室効果ガスの予測・評価については、処理方式によって温室効果ガスの要因となる電力の消費量や燃料等の種類や消費量が異なるため、処理方式ごとに行うものとする。

なお、ばい煙の排出による温室効果ガスについては、予測の条件となる廃棄物の質、焼却量はいずれの処理方式についても同様であることから、処理方式による違いはない。

6.2.3 予測評価の対象とした処理方式

「6.2.1 全般に係る設定」及び「6.2.2 環境影響評価項目ごとの設定」を踏まえて、環境影響評価の項目ごとの予測・評価の対象とした処理方式及び選定理由については、表6.2.4(1)～(3)に示すとおりである。

表6.2.4(1) 環境影響評価の項目ごとの予測評価の対象とした処理方式及び選定理由

環境要素、影響要因の区分			処理方式			選定理由
			ストーカ式焼却炉	ガス化溶融炉・シャフト式	ガス化溶融炉・流動床式	
大気質	工事の実施	資材等の搬入及び搬出	○			処理方式によって工事工程等是不変ならないことから、特定の処理方式を対象としない。
		建設機械の稼働等				
		掘削・盛土等の土工				
	施設の供用	ばい煙の排出	○			大気汚染物質の排出量試算結果が最大となる諸元とする。
廃棄物等の搬入及び搬出			○		廃棄物運搬車両台数は、搬入する廃棄物の量によって決定するため、いずれの処理方式でも同様となることから、特定の処理方式を対象としない。	
騒音及び超低周波音 ^{注)} 振動	工事の実施	資材等の搬入及び搬出	○			処理方式によって工事工程等是不変ならないことから、特定の処理方式を対象としない。
		建設機械の稼働等				
		掘削・盛土等の土工				
	施設の供用	機械等の稼働		○		処理方式による大きな差はないと考えられることから、特定の処理方式を対象としない。
廃棄物等の搬入及び搬出			○		廃棄物運搬車両台数は、搬入する廃棄物の量によって決定するため、いずれの処理方式でも同様となることから、特定の処理方式を対象としない。	
悪臭	施設の供用	施設からの悪臭の漏洩		○		いずれの処理方式についても同様の悪臭防止対策を講ずることから、特定の処理方式を対象としない。
水質	工事の実施	掘削・盛土等の土工		○		処理方式によって工事工程等是不変ならないことから、特定の処理方式を対象としない。
地盤・土壌	工事の実施	掘削・盛土等の土工		○		処理方式によって工事工程等是不変ならないことから、特定の処理方式を対象としない。

注) 超低周波音は機械等の稼働のみ対象。

表6.2.4(2) 環境影響評価の項目ごとの予測評価の対象とした処理方式及び選定理由

環境要素、影響要因の区分			処理方式			選定理由
			ストーカ式焼却炉	ガス化熔融炉・シャフト式	ガス化熔融炉・流動床式	
地下水の状況	工事の実施	掘削・盛土等の土工	○			処理方式によって工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
	施設の存在	地形改変並びに施設の存在	○			各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。
地下水質	工事の実施	掘削・盛土等の土工	○			処理方式によって工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
日照障害	施設の存在	地形改変並びに施設の存在	○			各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。
動物	工事の実施	建設機械の稼働等	○			処理方式によって工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
		掘削・盛土等の土工	○			
	施設の存在	地形改変並びに施設の存在	○			各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。
植物	工事の実施	掘削・盛土等の土工	○			処理方式によって工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
	施設の存在	地形改変並びに施設の存在	○			各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。
生態系	工事の実施	建設機械の稼働等	○			処理方式によって工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
		掘削・盛土等の土工	○			
	施設の存在	地形改変並びに施設の存在	○			各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。
景観	施設の存在	地形改変並びに施設の存在	○			建築物の外観、色調は処理方式によって変わらないこと、各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。

表6.2.4(3) 環境影響評価の項目ごとの予測評価の対象とした処理方式及び選定理由

環境要素、影響要因の区分			処理方式			選定理由
			ストーカ式焼却炉	ガス化溶融炉・シャフト式	ガス化溶融炉・流動床式	
人と自然との 触れ合いの活動の場	工事の実施	資材等の搬入及び搬出	○			処理方式によって工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
	施設の存在	地形改変並びに施設の存在	○			建築物の外観、色調は処理方式によって変わらないこと、各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○			廃棄物運搬車両台数は、搬入する廃棄物の量によって決定するため、いずれの処理方式でも同様となることから、特定の処理方式を対象としない。
廃棄物等	工事の実施	掘削・盛土等の土工	○			処理方式によって工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
	施設の供用	ばい煙の排出	○	○	○	処理方式によって廃棄物の種類及び量は異なるため、処理方式ごととする。
		機械等の稼働	○	○	○	
		汚水の排出	○	○	○	
温室効果 ガス等	工事の実施	資材等の搬入及び搬出	○			処理方式によって工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
		建設機械の稼働等	○			
	施設の供用	ばい煙の排出	○			処理する廃棄物の質、量はいずれの処理方式でも同様であることから、特定の処理方式を対象としない。
		機械等の稼働	○	○	○	処理方式によって温室効果ガスの要因は異なるため、処理方式ごととする。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○			廃棄物運搬車両台数は、搬入する廃棄物の量によって決定するため、いずれの処理方式でも同様となることから、特定の処理方式を対象としない。

6.3 事業実施区域周辺において計画が進められている事業

事業実施区域周辺において現在計画が進められている事業として、表 6.3.1 に示す 3 事業がある。各事業の位置は、図 6.3.1 に示すとおりである。

このうち、①については令和 9 年度中の供用開始を予定しており、新愛岐大橋（仮称）供用開始後となる令和 12 年度の交通量推計を行っているが、工事についての詳細な時期や工程は未定である。

また、②及び③は江南市が事業者となるが、②は緊急時の防災拠点となることは決定しているものの、具体的な工事の実施時期や工事の内容、供用後の利用方法については、いずれの計画も現段階では未定である。

表 6.3.1 現在計画されているその他の事業

事業	事業実施者	利用方法	供用開始
①新愛岐大橋（仮称）	愛知県、岐阜県	道路	令和 9 年度中予定
②事業実施区域東側エリア	江南市 (国土交通省) 注)	未定 (緊急時の防災 拠点となる)	未定
③事業実施区域西側エリア	江南市	未定	未定

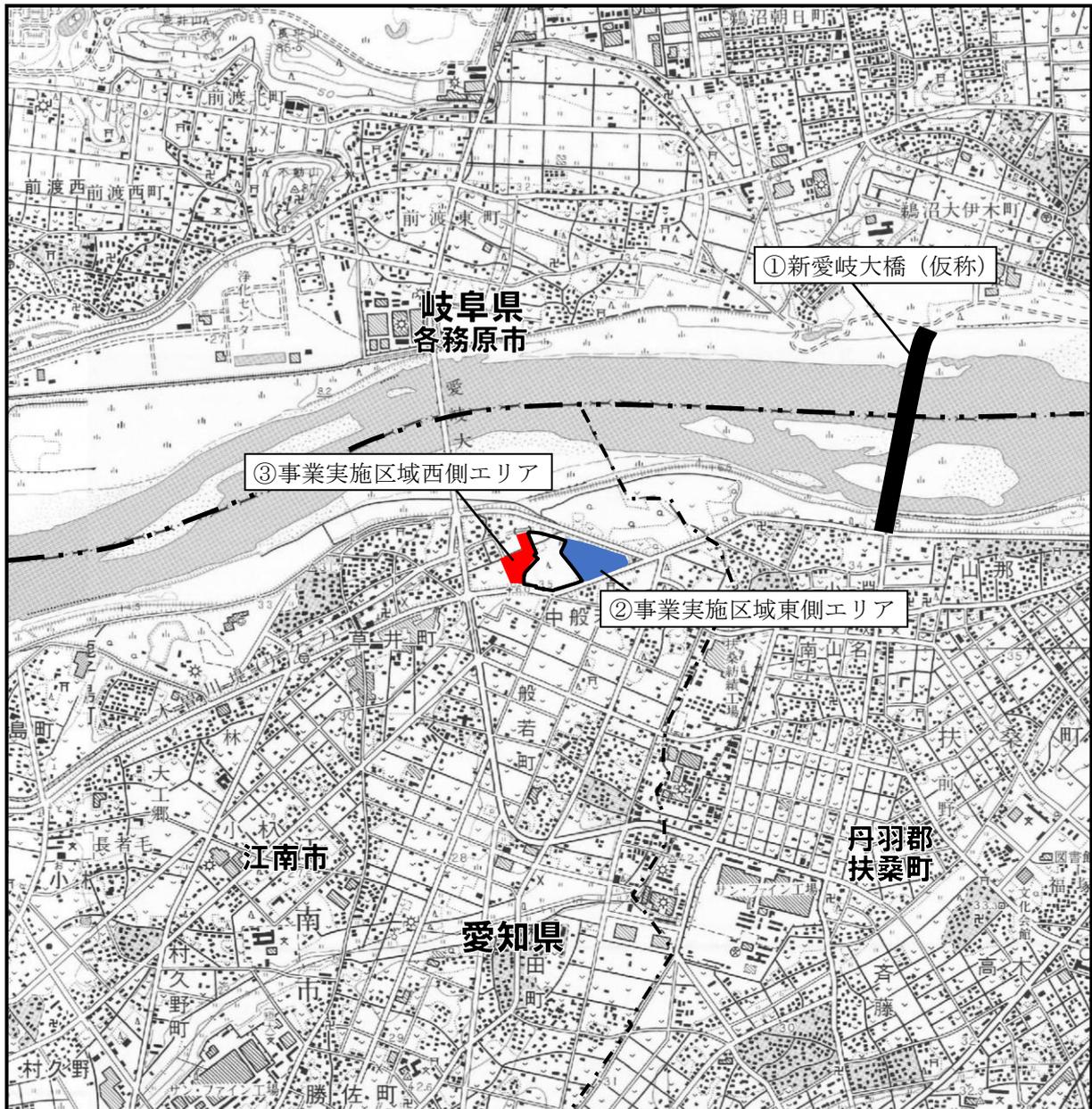
注) 国土交通省の事業として緊急時の防災拠点を整備するが、緊急時以外の利用は江南市が管理を行う。

以上を踏まえ、現段階で予測諸元の設定が可能な①新愛岐大橋（仮称）建設事業の供用時については、現地調査結果に基づく予測とともに、参考として本事業の供用時における車両走行に関する予測（大気質、騒音、振動、人と自然との触れ合いの活動の場）を行うこととする。注)

また、②や③の事業については、詳細な計画等が未定であるものの、可能な範囲で予測（動物、植物、生態系、景観）に含めることとする。

また、各事業実施者と随時計画の進捗状況等を共有し、必要に応じて適切な対策を検討する。

注) 予測にあたっては、愛知県一宮建設事務所が推計した新愛岐大橋（仮称）供用後の一般交通量（令和 12 年度）（以下「推計値」という。）を用いた。



凡 例

-  事業実施区域
-  県境
-  市町境

この地図は、国土地理院発行の1：25,000地形図「犬山」「岐阜」を使用したものである。



1 : 25,000



図 6.3.1 現在計画されているその他の事業の位置

第7章 環境影響の調査、予測及び評価の概要

環境要素ごとの調査、予測及び評価結果の概要は以下に示すとおりである。

7.1 大気質

調 査

<環境大気質>

事業実施区域1地点及び周辺5地点の計6地点で実施した調査結果は以下に示すとおりである。

二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、事業実施区域では通年、周辺5地点では四季に各1週間実施した。塩化水素、水銀及びダイオキシン類は、各地点で四季に各1週間、微小粒子状物質は事業実施区域で四季に各1週間、降下ばいじんは事業実施区域で四季に1ヶ月間実施した。

○二酸化硫黄

期間平均値（全季）は0.001ppm、日平均値の最高値（全季）は0.002ppm、1時間値の最高値（全季）は0.009ppmであり、すべての地点で環境基準値を下回っていた。

二酸化硫黄調査結果 (単位：ppm)

調査地点	期 間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
地点A 事業実施区域	0.001	0.008	0.002
地点B 古知野北小学校	0.001	0.009	0.002
地点C すいとびあ江南	0.001	0.006	0.001
地点D 東ライフ デザインセンター	0.001	0.006	0.001
地点E 扶桑町図書館	0.001	0.006	0.001
地点F 小淵地区神明社前	0.001	0.008	0.002

注) 地点Aの事業実施区域は通年調査の結果であり、日平均値の最高値は日平均値の2%除外値を記載している。

○二酸化窒素

期間平均値（全季）は0.007~0.008ppm、日平均値の最高値（全季）は0.017ppmであり、すべての地点で環境基準値を下回っていた

二酸化窒素調査結果 (単位：ppm)

調査地点	期 間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
地点A 事業実施区域	0.007	0.036	0.013
地点B 古知野北小学校	0.008	0.031	0.017
地点C すいとびあ江南	0.008	0.028	0.017
地点D 東ライフ デザインセンター	0.008	0.027	0.016
地点E 扶桑町図書館	0.007	0.027	0.015
地点F 小淵地区神明社前	0.007	0.028	0.016

注) 地点Aの事業実施区域は通年調査の結果であり、日平均値の最高値は日平均値の年間98%値を記載している。

○浮遊粒子状物質

期間平均値（全季）は0.016~0.018mg/m³、日平均値の最高値（全季）は0.039mg/m³、1時間値の最高値（全季）は0.171mg/m³であり、すべての地点で環境基準値を下回っていた。

浮遊粒子状物質調査結果 (単位：mg/m³)

調査地点	期 間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
地点A 事業実施区域	0.016	0.171	0.039
地点B 古知野北小学校	0.017	0.052	0.025
地点C すいとびあ江南	0.016	0.041	0.023
地点D 東ライフ デザインセンター	0.016	0.042	0.025
地点E 扶桑町図書館	0.018	0.050	0.028
地点F 小淵地区神明社前	0.016	0.042	0.024

注) 地点Aの事業実施区域は通年調査の結果であり、日平均値の最高値は日平均値の2%除外値を記載している。

○微小粒子状物質

期間平均値（全季）は9.2μg/m³であり、環境基準値を下回っていた。また、1日平均値が35μg/m³を超えた日はなかった。

微小粒子状物質調査結果 (単位：μg/m³)

調査地点	期 間 平均値	日平均値 の最高値
地点A 事業実施区域	9.2	14.5

○塩化水素

期間平均値（全季）は0.00021~0.00039ppm、日平均値の最高値（全季）は0.0011ppmであり、すべての地点で目標環境濃度を下回っていた。

塩化水素調査結果 (単位：ppm)

調査地点	期 間 平均値	日平均値 の最高値	日平均値 の最低値
地点A 事業実施区域	0.00021	0.00071	0.00003 未満
地点B 古知野北小学校	0.00023	0.00073	0.00003 未満
地点C すいとびあ江南	0.00034	0.00097	0.00003 未満
地点D 東ライフ デザインセンター	0.00027	0.00080	0.00003 未満
地点E 扶桑町図書館	0.00033	0.0010	0.00002
地点F 小淵地区神明社前	0.00039	0.0011	0.00003 未満

調 査

○水銀

期間平均値（全季）は0.0020～0.0024 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で指針値を下回っていた。

水銀調査結果

（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

調査地点	期 間 平均値	日平均値 の最高値	日平均値 の最低値
地点A 事業実施区域	0.0021	0.0030	0.0014
地点B 古知野北小学校	0.0021	0.0039	0.0016
地点C すいとびあ江南	0.0020	0.0026	0.0016
地点D 東ライフ デザインセンター	0.0020	0.0025	0.0016
地点E 扶桑町図書館	0.0020	0.0042	0.0014
地点F 小淵地区神明社前	0.0024	0.0060	0.0016

○ダイオキシン類

期間平均値（全季）は0.0061～0.0096 $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で環境基準値を下回っていた。

ダイオキシン類調査結果

（単位： $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ ）

調査地点	毒性等量 期間平均値
地点A 事業実施区域	0.0088
地点B 古知野北小学校	0.0086
地点C すいとびあ江南	0.0061
地点D 東ライフ デザインセンター	0.0075
地点E 扶桑町図書館	0.0083
地点F 小淵地区神明社前	0.0096

○降下ばいじん

期間平均値（全季）は4.0 $\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$ であった。

降下ばいじん調査結果

（単位： $\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$ ）

調査地点	季節	降下ばいじん量
事業実施区域内	春季	2.6
	夏季	12.0
	秋季	0.9
	冬季	0.5
	全季	4.0

注) 全季とは、全調査期間（四季×1カ月間）の結果を整理したものである。

<沿道大気質>

沿道大気質の調査地点は、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行ルートにおける5地点とした。四季に各1週間実施した調査結果は以下に示すとおりである。

○二酸化窒素

期間平均値（全季）は0.008～0.012 ppm 、日平均値の最高値（全季）は0.023 ppm であり、すべての地点で環境基準値を下回っていた。

二酸化窒素調査結果

（単位： ppm ）

調査地点	期 間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
地点1 江南関線	0.009	0.031	0.020
地点2 浅井犬山線西側	0.008	0.031	0.016
地点3 浅井犬山線東側	0.008	0.028	0.017
地点4 草井羽黒線	0.011	0.039	0.023
地点5 小淵江南線	0.012	0.035	0.021

○浮遊粒子状物質

期間平均値（全季）は0.014～0.019 mg/m^3 、日平均値の最高値（全季）は0.033 mg/m^3 、1時間値の最高値（全季）は0.057 mg/m^3 であり、すべての地点で環境基準値を下回っていた。

浮遊粒子状物質調査結果

（単位： mg/m^3 ）

調査地点	期 間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
地点1 江南関線	0.016	0.048	0.029
地点2 浅井犬山線西側	0.014	0.041	0.020
地点3 浅井犬山線東側	0.017	0.044	0.026
地点4 草井羽黒線	0.016	0.050	0.025
地点5 小淵江南線	0.019	0.057	0.033

調 査

< 交通量 >

沿道大気質調査地点と同様の5地点で平日及び休日に各1回実施した交通量調査結果は以下に示すとおりである。

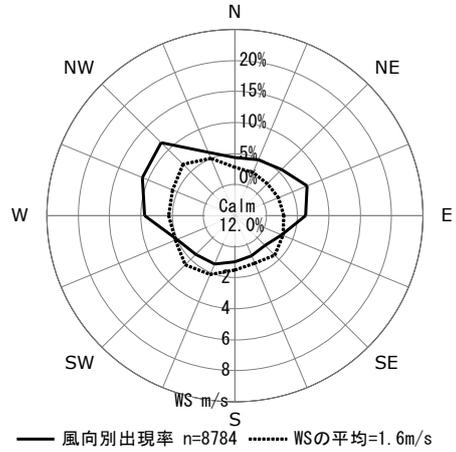
交通量調査結果

(単位: 台/24時間)

		大型車 (台)	小型車 (台)	合計 (台)	大型車 混入率 (%)
地点1 江南関線	平日	1,224	10,410	11,634	10.5
	休日	159	11,069	11,228	1.4
地点2 浅井犬山線西側	平日	943	10,544	11,487	8.2
	休日	151	9,904	10,055	1.5
地点3 浅井犬山線東側	平日	977	11,778	12,755	7.7
	休日	147	11,137	11,284	1.3
地点4 草井羽黒線	平日	3,500	10,999	14,499	24.1
	休日	514	12,585	13,099	3.9
地点5 小淵江南線	平日	2,220	9,470	11,690	19.0
	休日	319	11,106	11,425	2.8

< 地上気象 >

事業実施区域内で実施した調査結果(風配図)は以下に示すとおりである。事業実施区域の年間平均風速は1.6m/秒、最多風向はNW(北西)であった。



年間風配図 (通年調査)

予 測

1) 工事の実施

(1) 資材等の搬入及び搬出

○二酸化窒素、浮遊粒子状物質

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の付加濃度及び将来濃度の予測結果は以下に示すとおりである。

【年平均値】大気質予測結果

項 目	予測地点	付加濃度	将来濃度
二酸化窒素 (ppm)	地点1 江南関線	0.000049	0.009 (0.020)
	地点2 浅井犬山線西側	0.000036	0.008 (0.020)
	地点3 浅井犬山線東側	0.000041	0.008 (0.020)
	地点4 草井羽黒線	0.000028	0.009 (0.021)
	地点5 小湊江南線	0.000028	0.009 (0.020)
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	地点1 江南関線	0.000003	0.016 (0.041)
	地点2 浅井犬山線西側	0.000002	0.016 (0.041)
	地点3 浅井犬山線東側	0.000002	0.016 (0.041)
	地点4 草井羽黒線	0.000002	0.016 (0.041)
	地点5 小湊江南線	0.000002	0.016 (0.041)

注) () 内の数字は日平均値の98%値又は2%除外値を示す。

【1時間値】大気質予測結果

項 目	予測地点	付加濃度	将来濃度
二酸化窒素 (ppm)	地点1 江南関線	0.000897	0.038
	地点2 浅井犬山線西側	0.000655	0.038
	地点3 浅井犬山線東側	0.000774	0.038
	地点4 草井羽黒線	0.000580	0.038
	地点5 小湊江南線	0.000561	0.037
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	地点1 江南関線	0.000130	0.099
	地点2 浅井犬山線西側	0.000096	0.099
	地点3 浅井犬山線東側	0.000112	0.099
	地点4 草井羽黒線	0.000085	0.099
	地点5 小湊江南線	0.000085	0.099

○粉じん等

粉じん等については、車両が工事区域から退場する際にタイヤ洗浄を実施することにより、環境への影響の程度は小さいと予測する。

(2) 建設機械の稼働等

○二酸化窒素、浮遊粒子状物質

最大着地濃度地点での二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の付加濃度及び将来濃度の予測結果は以下に示すとおりである。

【年平均値】大気質予測結果

項 目	付加濃度	将来濃度
二酸化窒素 (ppm)	0.00141	0.008 (0.017)
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.00051	0.017 (0.039)

注) () 内の数字は日平均値の98%値又は2%除外値を示す。

【1時間値】大気質予測結果

項 目	付加濃度	将来濃度
二酸化窒素 (ppm)	0.18582	0.194
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.06719	0.083

○粉じん等

粉じんの影響について、砂ぼこりが立ち、粉じんが飛散すると考えられる気象条件である風速5.5m/秒以上になる年間時間数は119時間で出現頻度は1.4%、風速5.5m/秒以上が出現した日数は44日で出現頻度は12.0%であった。粉じんが飛散すると考えられる場合には散水を行うことで、環境への影響の程度は小さいと予測する。

(3) 掘削・盛土等の土工

○粉じん等

粉じんの影響について、砂ぼこりが立ち、粉じんが飛散すると考えられる気象条件である風速5.5m/秒以上になる年間時間数は119時間で出現頻度は1.4%、風速5.5m/秒以上が出現した日数は44日で出現頻度は12.0%であった。粉じんが飛散すると考えられる場合には散水を行うことで、環境への影響の程度は小さいと予測する。

予 測

2) 施設の供用

(1) ばい煙の排出

最大着地濃度地点での大気汚染物質の付加濃度及び将来濃度の予測結果は以下に示すとおりである。

【年平均値】大気質予測結果

項 目	付加濃度	将来濃度
二酸化硫黄 (ppm)	0.00005	0.001 (0.003)
二酸化窒素 (ppm)	0.00003	0.007 (0.015)
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.00005	0.016 (0.038)
水銀 (μg/m ³)	0.00015	0.002
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.00005	0.009

注) ()内の数字は日平均値の98%値又は2%除外値を示す。

【1時間値】大気質予測結果

項 目	付加濃度	将来濃度
二酸化硫黄 (ppm)	0.0056	0.0136
二酸化窒素 (ppm)	0.0140	0.0500
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0056	0.1046
塩化水素 (ppm)	0.0056	0.0063

注) 周辺環境への高濃度の影響が想定される各条件のうち、予測結果が最大となる予測条件における予測結果を示す。なお、いずれの項目もダウンドラフト時の予測結果が最大となった。

(2) 廃棄物等の搬入及び搬出

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の付加濃度及び将来濃度の予測結果は以下に示すとおりである。

【年平均値】大気質予測結果

項 目	予測地点	付加濃度	将来濃度
二酸化窒素 (ppm)	地点1 江南関線	0.000022	0.008 (0.020)
	地点2 浅井犬山線西側	0.000047	0.008 (0.019)
	地点3 浅井犬山線東側	0.000071	0.008 (0.020)
	地点4 草井羽黒線	0.000028	0.009 (0.020)
	地点5 小淵江南線	0.000006	0.008 (0.019)
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	地点1 江南関線	0.000001	0.016 (0.041)
	地点2 浅井犬山線西側	0.000002	0.016 (0.041)
	地点3 浅井犬山線東側	0.000003	0.016 (0.041)
	地点4 草井羽黒線	0.000001	0.016 (0.041)
	地点5 小淵江南線	0.000000	0.016 (0.041)

注) ()内の数字は日平均値の98%値又は2%除外値を示す。

【1時間値】大気質予測結果

項 目	予測地点	付加濃度	将来濃度
二酸化窒素 (ppm)	地点1 江南関線	0.000038	0.037
	地点2 浅井犬山線西側	0.000104	0.037
	地点3 浅井犬山線東側	0.000184	0.037
	地点4 草井羽黒線	0.000069	0.037
	地点5 小淵江南線	0.000019	0.037
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	地点1 江南関線	0.000004	0.099
	地点2 浅井犬山線西側	0.000013	0.099
	地点3 浅井犬山線東側	0.000022	0.099
	地点4 草井羽黒線	0.000008	0.099
	地点5 小淵江南線	0.000002	0.099

1) 工事の実施

(1) 資材等の搬入及び搬出

① 環境保全措置

- ・積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、さらに資材等運搬車両の走行台数を減らすよう努める。
- ・工事関係の通勤者には、できる限り自動車の相乗りを指導し、通勤に使用する車両の走行台数を減らすよう努める。
- ・資材等運搬車両（大型車）の運転者や工事関係者の通勤車両等（小型車）の運転者に対し、路上駐車禁止や交通ルールの順守などの交通安全教育を徹底する。
- ・資材等運搬車両等のエコドライブを徹底する。
- ・資材等運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。
- ・資材等運搬車両の整備、点検を徹底する。
- ・構内道路への鉄板の敷設等を行い、粉じんの飛散を防止する。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

資材等の搬入及び搬出に伴う大気質への付加濃度は、最大でも年平均値で二酸化窒素が0.000049ppm、浮遊粒子状物質が0.000003mg/m³、1時間値で二酸化窒素が0.000897ppm、浮遊粒子状物質が0.000130mg/m³と小さい。また、粉じんについても車両が工事区域から退場する際にタイヤ洗浄を実施することから、環境への影響の程度は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、大気質に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価
【年平均値】

資材等の搬入及び搬出に伴う大気質は、二酸化窒素の日平均値の年間98%値は最大で0.021ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は、最大で0.041mg/m³となり、いずれの地点でも環境基準を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

<評価の指標：環境基準>

項目	環境基準
二酸化窒素 (ppm)	日平均値の98%値が0.04～0.06のゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	日平均値の2%除外値が0.10以下

【1時間値】

資材等の搬入及び搬出に伴う大気質は、二酸化窒素が0.038ppm、浮遊粒子状物質は0.099mg/m³となり、いずれの地点でも環境基準等を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

<評価の指標：環境基準等>

項目	環境基準等
二酸化窒素 (ppm)	0.1～0.2以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.20以下

(2) 建設機械の稼働等

① 環境保全措置

- ・建設機械の作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。
- ・建設機械の整備、点検を徹底する。
- ・工事規模に合わせた建設機械の設定を行い、排出ガスの排出の抑制に努める。
- ・建設機械の使用時における配慮について、工事関係者への講習・指導を行う。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

建設機械の稼働等に伴う大気質への付加濃度は、最大でも年平均値で二酸化窒素が0.00141ppm、浮遊粒子状物質が0.00051mg/m³、1時間値で二酸化窒素が0.18582ppm、浮遊粒子状物質が0.06719mg/m³と小さい。また、風速調査結果から、砂ぼこりが立ち、粉じんが飛散すると考えられる気象条件である風速5.5m/秒以上になる年間時間数は119時間で出現頻度は1.4%、風速5.5m/秒以上が出現した日数は44日で出現頻度は12.0%であった。粉じんが飛散すると考えられる場合には散水を行うことで、環境への影響の程度は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、大気質に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価
【年平均値】

建設機械の稼働等に伴う大気質は、最大着地濃度地点において二酸化窒素の日平均値の年間98%値が0.017ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値が0.039mg/m³となり、環境基準を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

<評価の指標：環境基準>

項目	環境基準
二酸化窒素 (ppm)	日平均値の98%値が0.04～0.06のゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	日平均値の2%除外値が0.10以下

【1時間値】

建設機械の稼働等に伴う大気質は、二酸化窒素が0.194ppm、浮遊粒子状物質は0.083mg/m³となり、環境基準等を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

<評価の指標：環境基準等>

項目	環境基準等
二酸化窒素 (ppm)	0.1～0.2以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.20以下

評 価

(3) 掘削・盛土等の土工

① 環境保全措置

・事業実施区域内に掘削土等を仮置きする場合は、シート等で養生し粉じんの飛散を防止する。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

風速調査結果から、砂ぼこりが立ち、粉じんが飛散すると考えられる気象条件である風速5.5m/秒以上になる年間時間数は119時間で出現頻度は1.4%、風速5.5m/秒以上が出現した日数は44日で出現頻度は12.0%であった。粉じんが飛散すると考えられる場合には散水を行うことで、環境への影響の程度は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、大気質に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

2) 施設の供用

(1) ばい煙の排出

① 環境保全措置

・ごみ質の均一化を図り適正負荷による安定した燃焼を維持することで大気汚染物質の低減に努める。
・設備機器類は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

煙突排出ガスに伴う大気質への付加濃度は、最大でも年平均値で二酸化硫黄が0.00005ppm、二酸化窒素が0.00003ppm、浮遊粒子状物質が0.00005mg/m³、水銀が0.00015μg/m³、ダイオキシン類が0.00005pg-TEQ/m³、1時間値で二酸化硫黄が0.0056ppm、二酸化窒素が0.0140ppm、浮遊粒子状物質が0.0056mg/m³、塩化水素が0.0056ppmであり、環境への影響の程度は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、大気質に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価
【年平均値】

煙突排出ガスに伴う大気質は、最大着地濃度地点において二酸化硫黄の日平均値の2%除外値が0.003ppm、二酸化窒素の日平均値の98%値が0.015ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値が0.038mg/m³、水銀の年平均値が0.002μg/m³、ダイオキシン類の年平均値が0.009pg-TEQ/m³となり、環境基準等を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

<評価の指標：環境基準等>

項目	環境基準等
二酸化硫黄 (ppm)	日平均値の2%除外値が0.04以下
二酸化窒素 (ppm)	日平均値の98%値が0.04~0.06のゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	日平均値の2%除外値が0.10以下
水銀 (μg/m ³)	年平均値が0.04以下
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	年平均値が0.6以下

【1時間値】

煙突排出ガスに伴う大気質は、最大でも二酸化硫黄が0.0136ppm、二酸化窒素が0.0500ppm、浮遊粒子状物質が0.1046mg/m³、塩化水素が0.0063ppmとなり、環境基準等を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

<評価の指標：環境基準等>

項目	環境基準等
二酸化硫黄 (ppm)	0.1以下
二酸化窒素 (ppm)	0.1~0.2以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.20以下
塩化水素 (ppm)	0.02以下

評 価

(2) 廃棄物等の搬入及び搬出

① 環境保全措置

- ・朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両の台数を抑えるよう努める。
- ・廃棄物運搬車両等の運転者に対して、交通ルールの順守などの交通安全教育を行う。
- ・廃棄物運搬車両等のエコドライブを徹底する。
- ・廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。
- ・廃棄物運搬車両の整備、点検を徹底する。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

廃棄物等の搬入及び搬出に伴う大気質への付加濃度は、最大でも年平均値で二酸化窒素が0.000071ppm、浮遊粒子状物質が0.000003mg/m³、1時間値で二酸化窒素が0.000184ppm、浮遊粒子状物質が0.000022mg/m³と小さいことから、環境への影響の程度は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、大気質に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価
【年平均値】

廃棄物等の搬入及び搬出に伴う大気質は、二酸化窒素の日平均値の年間98%値は最大で0.020ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は、最大で0.041mg/m³となり、いずれの地点でも環境基準を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

<評価の指標：環境基準>

項 目	環境基準
二酸化窒素 (ppm)	日平均値の98%値が0.04～0.06のゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	日平均値の2%除外値が0.10以下

【1時間値】

廃棄物等の搬入及び搬出に伴う大気質は、二酸化窒素が0.037ppm、浮遊粒子状物質は0.099mg/m³となり、いずれの地点でも環境基準等を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

<評価の指標：環境基準等>

項 目	環境基準等
二酸化窒素 (ppm)	0.1～0.2以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.20以下

7.2 騒音及び超低周波音

調 査

<環境騒音>

事業実施区域敷地境界付近2地点及び周辺の住宅地を代表する2地点の計4地点で平日及び休日に各1回実施した調査結果は以下に示すとおりである。

すべての地点において、環境基準を満足していた。

環境騒音調査結果

(単位：デシベル)

調査地点		等価騒音レベル (L _{Aeq})			
		昼間 午前6時～ 午後10時		夜間 午後10時～午 前6時	
		環境 基準		環境 基準	
地点1 西側敷地境界	平日	46	55以下	43	45以下
	休日	45		40	
地点2 南側敷地境界	平日	55	70以下	49	65以下
	休日	54		48	
地点3 西側最寄住宅 地付近	平日	47	55以下	44	45以下
	休日	44		41	
地点4 南側最寄住宅 地付近	平日	54	65以下	48	60以下
	休日	53		46	

注1) 地点2及び地点4については、どちらも道路に面する地域に該当することから、環境基準については、地点2は幹線交通を担う道路に近接する空間の値、地点4は道路に面する地域の値を用いた。

注2) 事業実施区域周辺は市街化調整区域であり、環境基準はBタイプの基準値を示している。

<道路交通騒音>

資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道5地点で平日及び休日に各1回実施した調査結果は以下に示すとおりである。

いずれの地点についても平日、休日ともに環境基準を満足していた。

道路交通騒音調査結果

(単位：デシベル)

調査地点		等価騒音レベル (L _{Aeq})	
		昼間 午前6時～ 午後10時	
		環境 基準	
地点1 江南関線	平日	67	70以下
	休日	66	
地点2 浅井犬山線西側	平日	67	
	休日	66	
地点3 浅井犬山線東側	平日	67	
	休日	66	
地点4 草井羽黒線	平日	68	
	休日	67	
地点5 小淵江南線	平日	70	
	休日	68	

注) いずれも主要地方道または一般県道であることから、環境基準については、幹線交通を担う道路に近接する空間の値を用いた。

<低周波音>

事業実施区域の敷地境界2地点で平日に1回実施した調査結果は以下に示すとおりである。

いずれの地点も「心身に係る苦情に関する参照値」のG特性92デシベルを下回っていた。

低周波音調査結果

(単位：デシベル)

調査地点	G特性音圧レベル	参照値
地点1 西側敷地境界	65	G特性92
地点2 南側敷地境界	69	

予 測

1) 工事の実施

(1) 資材等の搬入及び搬出

道路交通騒音の予測結果は以下に示すとおりである。

道路交通騒音予測結果 (L_{Aeq}) (単位: デシベル)

予測地点	現況騒音レベル	増加分	将来騒音レベル	環境基準
地点1 江南関線	67 (67.3)	0.4	68 (67.7)	70 以下
地点2 浅井犬山線西側	67 (66.6)	0.4	67 (67.0)	
地点3 浅井犬山線東側	67 (67.0)	0.3	67 (67.3)	
地点4 草井羽黒線	68 (68.3)	0.3	69 (68.6)	
地点5 小湊江南線	70 (69.5)	0.4	70 (69.9)	

注1) 騒音の環境基準との比較は整数で行うが、本事業による増加分が分かるよう()内に、小数点以下第一位まで表示した。
注2) 「増加分」は資材等運搬車両等の走行による騒音レベルの増加量を示す。

(2) 建設機械の稼働等

騒音レベルの予測結果は以下に示すとおりである。

建設作業騒音予測結果 (L_{A5}) (単位: デシベル)

予測地点	予測結果	規制基準
最大レベル地点	79	85 以下
参考 地点1 西側敷地境界	67	
地点2 南側敷地境界	70	
地点3 西側最寄住宅地付近	63	
地点4 南側最寄住宅地付近	66	

2) 施設の供用

(1) 機械等の稼働 (騒音)

騒音レベルの予測結果は以下に示すとおりである。

施設騒音予測結果 (L_{A5}) (単位: デシベル)

予測地点	予測結果		規制基準値 ^{注1)}	自主規制値 ^{注2)}
	昼間	夜間		
最大レベル地点	49	48	昼間: 60 朝・夕: 55 夜間: 50	50
参考 地点1 西側敷地境界	44	43		
地点2 南側敷地境界	48	47		
地点3 西側最寄住宅地付近	39	38		
地点4 南側最寄住宅地付近	44	43		

注1) 規制基準値の時間区分は以下のとおり。
昼間: 8~19時、朝: 6~8時、夕: 19~22時、
夜間: 22~翌日の6時
注2) 自主規制値については時間区分を設定していない。

(2) 廃棄物等の搬入及び搬出

道路交通騒音の予測結果は以下に示すとおりである。

道路交通騒音予測結果 (L_{Aeq}) (単位: デシベル)

予測地点	現況騒音レベル	増加分	将来騒音レベル	環境基準
地点1 江南関線	67 (67.3)	0.1	67 (67.4)	70 以下
地点2 浅井犬山線西側	67 (66.6)	0.3	67 (66.9)	
地点3 浅井犬山線東側	67 (67.0)	0.2	67 (67.2)	
地点4 草井羽黒線	68 (68.3)	0.1	68 (68.4)	
地点5 小湊江南線	70 (69.5)	0.1	70 (69.6)	

注1) 騒音の環境基準との比較は整数で行うが、本事業による増加分が分かるよう()内に、小数点以下第一位まで表示した。
注2) 「増加分」は廃棄物運搬車両等の走行による騒音レベルの増加量を示す。

(3) 機械等の稼働 (低周波音)

各類似施設の調査結果は、いずれの施設もすべての地点で手引書の心身に係る苦情に関する参照値G特性92デシベルを下回っている。

本事業では壁面からの二次的な低周波音が発生しないよう配慮し、低周波音の発生を防止する計画である。また、計画施設はいずれの類似施設よりも処理能力が小さく、建屋から敷地境界までの距離が最も短いところでも約17m程度となることから、計画施設においても影響は小さいものと予測する。

評	価
<p>1) 工事の実施</p> <p>(1) 資材等の搬入及び搬出</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、さらに資材等運搬車両の走行台数を減らすよう努める。 ・工事関係の通勤者には、できる限り自動車の相乗りを指導し、通勤に使用する車両の走行台数を減らすよう努める。 ・資材等運搬車両（大型車）の運転者や工事関係者の通勤車両等（小型車）の運転者に対し、路上駐車禁止や交通ルールの順守などの交通安全教育を徹底する。 ・資材等運搬車両等のエコドライブを徹底する。 ・資材等運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。 ・資材等運搬車両の整備、点検を徹底する。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>資材等運搬車両等による騒音レベルの増加量は、最大で0.4デシベルであることから、環境影響の程度が小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、騒音に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p> <p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p>道路交通騒音の将来騒音レベルは、平日で67～70デシベルとなり、すべての地点で環境基準を満足することから、騒音の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。</p> <p>(2) 建設機械の稼働等</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・保全対象がある事業実施区域西側には、仮囲いに加えてさらに防音パネルを設置する。 ・仮囲いの通用門は、通行時以外は閉じておく。 ・建設機械の作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 ・工事規模に合わせた建設機械の設定を行い、騒音の抑制に努める。 ・建設機械の使用時における配慮について、工事関係者への講習・指導を行う。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>建設機械等の稼働に伴う騒音は、工事区域の周囲には仮囲いを設置し周辺地域への騒音を防止することなどにより、環境への影響の程度が小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、騒音に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p> <p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p>建設機械の稼働に伴う騒音レベルは、敷地境界において最大79デシベルであり、特定建設作業騒音の規制基準値以下となっていることから、騒音の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。</p>	<p>2) 施設の供用</p> <p>(1) 機械等の稼働（騒音）</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音のさらなる低減のため、プラットホームの出入口部分を防音性のあるものとする、蒸気復水器の天井開口部分にサイレンサーを設置する、などの騒音対策を検討する。 ・騒音発生源は極力敷地境界から離れた位置に配置する。 ・外部への騒音を防止するため、プラットホームの出入口に自動開閉扉を設置し可能な限り閉鎖する。 ・設備機器類は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>機械等の稼働に伴う騒音は、著しい騒音を発生する設備機器類は、騒音の伝搬を緩和させるため、防音室を設け、壁や天井には吸音材を設置することなどにより、環境への影響の程度が小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p> <p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p>機械等の稼働に伴う騒音レベルは、敷地境界の最大で昼間49デシベル、夜間48デシベルであり、昼間、夜間ともに規制基準値及び自主規制値との整合性が図られている。</p> <p>(2) 廃棄物等の搬入及び搬出</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両等の台数を抑えるよう努める。 ・廃棄物運搬車両等の運転者に対して、交通ルールの順守などの交通安全教育を行う。 ・廃棄物運搬車両等のエコドライブを徹底する。 ・廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。 ・廃棄物運搬車両の整備、点検を徹底する。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>廃棄物運搬車両等による騒音レベルの増加量は、最大で0.3デシベルであることから、環境影響の程度が小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、騒音に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p> <p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p>道路交通騒音の将来騒音レベルは、平日で67～70デシベルとなり、すべての地点で環境基準を満足することから、騒音の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。</p>

評 価	
<p>(3) 機械等の稼働（低周波音）</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・設備機器類は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 ・低周波音に係る苦情が発生した場合には、聞き取りや現場の確認、測定の実施などにより低周波音の発生状況を的確に把握し、適切な対策を検討のうえ実施する。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>機械等の稼働に伴う低周波音については壁面からの二次的な低周波音が発生しないよう配慮し、低周波音の発生を防止することにより低減されることから、環境への影響の程度が小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、低周波音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>	<p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p>類似施設の測定結果において、心身に係る苦情に関する参照値G特性92デシベルを下回っていることから、低周波音の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。</p>

7.3 振動

調 査

<環境振動>

事業実施区域敷地境界付近2地点及び周辺の住宅地を代表する2地点の計4地点で平日及び休日に各1回実施した調査結果は以下に示すとおりである。

すべての地点において、振動感覚閾値を下回っていた。

環境振動調査結果

(単位：デシベル)

調査地点		昼間 (7時～20時)	夜間 (20時～7時)
地点1 西側敷地境界	平日	25未満	25未満
	休日	25未満	25未満
地点2 南側敷地境界	平日	29	25未満
	休日	25	25未満
地点3 西側最寄住宅地 付近	平日	25未満	25未満
	休日	25未満	25未満
地点4 南側最寄住宅地 付近	平日	25未満	25未満
	休日	25未満	25未満

注) 人が振動を感じ始めるとされる値(振動感覚閾値)は、55デシベルといわれている。

<道路交通振動>

資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道5地点で平日及び休日に各1回実施した調査結果は以下に示すとおりである。

参考として要請限度と比較すると、いずれの地点もすべての時間帯において要請限度を下回っていた。また、振動感覚閾値についても下回る結果であった。

道路交通振動調査結果

(単位：デシベル)

調査地点	時間率振動 レベル(L ₁₀)		要請 限度
	昼間 (7～20時)		
地点1 江南関線	平日	35	70以下
	休日	32	
地点2 浅井犬山線西側	平日	42	
	休日	36	
地点3 浅井犬山線東側	平日	34	
	休日	30	
地点4 草井羽黒線	平日	47	
	休日	42	
地点5 小淵江南線	平日	39	
	休日	37	

注) 地点1～4は市街化調整区域、地点5は工業地域であり、第二種区域の値を示している。

予 測

1) 工事の実施

(1) 資材等の搬入及び搬出

道路交通振動の予測結果は以下に示すとおりである。

道路交通振動予測結果 (L₁₀) (単位: デシベル)

予測地点	時間帯	現況振動レベル	増加分	将来振動レベル
地点1 江南関線	8時台	37 (37.4)	1.2	39 (38.6)
地点2 浅井犬山線 西側	13時台	44 (44.0)	1.8	46 (45.8)
地点3 浅井犬山線 東側	13時台	36 (36.1)	1.1	37 (37.2)
地点4 草井羽黒線	13時台	50 (50.1)	0.6	51 (50.7)
地点5 小淵江南線	8時台	41 (41.0)	0.9	42 (41.9)

- 注1) 将来振動レベルが最大となる時間帯の値である。
 注2) 要請限度との比較は整数で行うが、本事業による増加分が分かるよう()内に、小数点以下第一位まで表示した。
 注3) 「増加分」は資材等運搬車両等の走行による振動レベルの増加量を示す
 注4) 要請限度は70デシベル以下、振動感覚閾値は55デシベルである。

(2) 建設機械の稼働等

振動レベルの予測結果は以下に示すとおりである。

建設作業振動予測結果 (L₁₀) (単位: デシベル)

予測地点		予測結果	規制基準
最大レベル地点		68	75 以下
参考	地点1 西側敷地境界	61	
	地点2 南側敷地境界	63	
	地点3 西側最寄住宅地付近	47	
	地点4 南側最寄住宅地付近	55	

2) 施設の供用

(1) 機械等の稼働

振動レベルの予測結果は以下に示すとおりである。

施設振動予測結果 (L₁₀) (単位: デシベル)

予測地点	予測結果	
	昼間	夜間
最大レベル地点	54	54
参考		
地点1 西側敷地境界	44	43
地点2 南側敷地境界	43	41
地点3 西側最寄住宅地付近	30	30
地点4 南側最寄住宅地付近	35	34

- 注1) 規制基準値は昼間65デシベル、夜間60デシベル、自主規制値は55デシベル、振動感覚閾値は55デシベルである。
 注2) 規制基準値の時間区分は以下のとおり。
 昼間: 7~20時、夜間: 20~7時
 注3) 自主規制値については、各時間区分一律で55デシベルとしている。

(2) 廃棄物等の搬入及び搬出

道路交通振動の予測結果は以下に示すとおりである。

道路交通振動予測結果 (L₁₀) (単位: デシベル)

予測地点	時間帯	現況振動レベル	増加分	将来振動レベル
地点1 江南関線	8時台	37 (37.4)	1.1	39 (38.5)
地点2 浅井犬山線 西側	11時台	45 (44.9)	1.1	46 (46.0)
地点3 浅井犬山線 東側	10時台	36 (36.2)	0.9	37 (37.1)
地点4 草井羽黒線	13時台	50 (50.1)	0.2	50 (50.3)
地点5 小淵江南線	10時台	41 (40.9)	0.1	41 (41.0)

- 注1) 将来振動レベルが最大となる時間帯の値である。
 注2) 要請限度との比較は整数で行うが、本事業による増加分が分かるよう()内に、小数点以下第一位まで表示した。
 注3) 「増加分」は廃棄物運搬車両等の走行による振動レベルの増加量を示す。
 注4) 要請限度は70デシベル以下、振動感覚閾値は55デシベルである。

評	価
<p>1) 工事の実施</p> <p>(1) 資材等の搬入及び搬出</p> <p>① 環境保全措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、さらに資材等運搬車両の走行台数を減らすよう努める。 ・工事関係の通勤者には、できる限り自動車の相乗りを指導し、通勤に使用する車両の走行台数を減らすよう努める。 ・資材等運搬車両（大型車）の運転者や工事関係者の通勤車両等（小型車）の運転者に対し、路上駐車禁止や交通ルールの順守などの交通安全教育を徹底する。 ・資材等運搬車両等のエコドライブを徹底する。 ・資材等運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。 ・資材等運搬車両の整備、点検を徹底する。 <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>資材等運搬車両等による振動レベルの増加量は、最大で1.8デシベルであることから、環境影響の程度が小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、振動に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p> <p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p>道路交通振動の将来振動レベルは、平日で37～51デシベルとなり、すべての地点で要請限度を下回るとともに、振動感覚閾値以下の値となることから、振動の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。</p> <p>(2) 建設機械の稼働等</p> <p>① 環境保全措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 ・工事規模に合わせた建設機械の設定を行い、振動の抑制に努める。 ・建設機械の使用時における配慮について、工事関係者への講習・指導を行う。 <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>建設機械等の稼働に伴う振動は、可能な限り低振動型の建設機械を使用することとし、さらに、環境保全措置を実施することから、振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p> <p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p>建設機械の稼働に伴う振動レベルは、敷地境界において最大68デシベルであり、特定建設作業振動の規制基準値以下となっていることから、振動の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。</p>	<p>2) 施設の供用</p> <p>(1) 機械等の稼働</p> <p>① 環境保全措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振動を発生する設備機器類の床は、床板を厚くするなど、構造強度を確保する。 ・設備機器類は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>機械等の稼働に伴う振動レベルは、振動の大きい設備機器は防振ゴムの設置や、防振架台又は独立基礎上に設置することなどにより、振動感覚閾値以下の値となり、環境への影響の程度が小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p> <p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p>機械等の稼働に伴う振動レベルは、敷地境界の最大で昼間、夜間ともに54デシベルであり、規制基準値及び自主規制値を満足し、振動感覚閾値以下の値となることから、振動の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。</p> <p>(2) 廃棄物等の搬入及び搬出</p> <p>① 環境保全措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両等の台数を抑えるよう努める。 ・廃棄物運搬車両等の運転者に対して、交通ルールの順守などの交通安全教育を行う。 ・廃棄物運搬車両等のエコドライブを徹底する。 ・廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。 ・廃棄物運搬車両の整備、点検を徹底する。 <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>廃棄物運搬車両等による振動レベルの増加量は、最大で1.1デシベルであることから、環境影響の程度が小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p> <p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p>道路交通振動の将来振動レベルは、37～50デシベルとなり、すべての地点で要請限度を下回るとともに、振動感覚閾値以下の値となることから、振動の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。</p>

7.4 悪臭

調 査	
<p>事業実施区域の敷地境界2地点（風上、風下）、周辺の住宅地付近2地点の計4地点で梅雨期及び夏季に各1回実施した調査結果は右に示すとおりである。</p>	<p>特定悪臭物質調査については、事業実施区域がある江南市は、特定悪臭物質は悪臭防止法に基づく規制の対象外であるが、参考として第3種地域の規制基準と比較すると、いずれの時期・地点ともに、すべての項目で規制基準値未満であった。</p> <p>また、臭気指数については、いずれの時期もすべての地点において10未満であった。</p>

予 測	
<p>1) 施設の供用</p> <p>施設の供用に伴う悪臭の予測は、事業計画に基づく環境配慮事項とともに、同様の悪臭防止対策を行っている類似施設における調査結果を基に、定性的に予測した。</p> <p>類似施設における調査結果として、東京二十三区清掃一部事務組合の施設や他地域でのごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価書の調査結果を使用した。</p> <p>類似施設においては、以下に示す悪臭対策を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラットホームの出入口にエアーカーテンを設置し、消臭剤を噴霧することにより臭気の漏洩を防止する。 ・ごみピット内の空気を焼却炉に送り、燃焼用空気に使用して臭気の熱分解を図る。 ・焼却炉停止時は、脱臭装置の使用及び消臭剤散布により臭気の漏洩を防止する。 	<p>計画施設では、類似施設と同様の悪臭防止対策を講じることから、類似施設の調査結果と同等の悪臭の状況になると考えられる。類似施設の調査結果を予測結果とすると、臭気指数は10未満で、敷地境界において悪臭防止法施行規則による規制基準（臭気指数18）及び計画施設の自主規制値（臭気指数13）を下回ると予測する。</p>

評 価		
<p>1) 施設の供用</p> <p>① 環境保全措置</p> <table border="1"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・プラットホームの洗浄を適宜行う。 ・洗車場を設け、適宜廃棄物運搬車両の洗車を行う。 </td> </tr> </table> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>施設の供用に伴う悪臭は、廃棄物運搬車両が出入するプラットホームの出入口には、エアーカーテン等を設置し、搬出入時以外は可能な限りシャッターで外部と遮断することにより、外気の通り抜けによる臭気の漏洩を防止するなどの悪臭対策を講じることにより低減される。また、同様の悪臭対策を実施している類似施設の調査結果でも、臭気指数は10未満であり、環境影響の程度は小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、悪臭に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プラットホームの洗浄を適宜行う。 ・洗車場を設け、適宜廃棄物運搬車両の洗車を行う。 	<p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p>計画施設の敷地境界における臭気指数は10未満となり、悪臭防止法施行規則による規制基準（臭気指数18）及び計画施設の自主規制値（臭気指数13）を下回ることから、悪臭の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・プラットホームの洗浄を適宜行う。 ・洗車場を設け、適宜廃棄物運搬車両の洗車を行う。 		

7.5 水質

調 査																					
<p><水質（通常時）> 事業実施区域からの工事中の排水の放流先である排水路で四季に各1回実施した調査結果は以下に示すとおりである。 水素イオン濃度は秋季を除きアルカリ性側に偏っている状況であった。</p> <p>水質調査結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="4">調査結果</th> </tr> <tr> <th>春季</th> <th>夏季</th> <th>秋季</th> <th>冬季</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度</td> <td>9.1</td> <td>9.8</td> <td>6.2</td> <td>9.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 調査地点である鴨川排水路には環境基準は適用されない。</p>	項目	調査結果				春季	夏季	秋季	冬季	水素イオン濃度	9.1	9.8	6.2	9.0	<p><水質（降雨時）> 降雨時の調査結果の最大値は、浮遊物質量が390mg/L、濁度が180度であった。また、測定開始前30分を含む雨量は5時間で49.5mmであった。</p> <p>水質（降雨時）調査結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>調査結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浮遊物質量 (mg/L)</td> <td>390</td> </tr> <tr> <td>濁度 (度)</td> <td>180</td> </tr> </tbody> </table>	項目	調査結果	浮遊物質量 (mg/L)	390	濁度 (度)	180
項目		調査結果																			
	春季	夏季	秋季	冬季																	
水素イオン濃度	9.1	9.8	6.2	9.0																	
項目	調査結果																				
浮遊物質量 (mg/L)	390																				
濁度 (度)	180																				

予 測	
<p>1) 工事の実施 (1) 掘削・盛土等の土工 ○水素イオン濃度 コンクリート工事による排水は、仮設沈砂池等に貯留した後、自主的に設定する基準値内になることを確認した上で既存の排水路に放流することから、河川水質の変化は小さいと予測する。なお、自主的に設定する基準値については、河川の環境基準等を参考に、民間事業者（工事施工者）決定後に設定する。</p>	<p>○水の濁り 工事中の排水は、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流することから、河川水質の変化は小さいと予測する。 なお、仮設沈砂池については、今後詳細な工事計画において、排出濃度が水質（降雨時）調査の浮遊物質量の最大値（390mg/L）を超えない程度の十分な容量を沈降試験結果等を踏まえて確保していくものとする。</p>

評 価		
<p>1) 工事の実施 (1) 掘削・盛土等の土工 ① 環境保全措置</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> コンクリート工事による排水は、必要に応じて中和処理等を行う。 台風、集中豪雨等が予想される場合には土工事は行わない。 必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等を行う。 堆砂容量を確保するために、必要に応じて仮設沈砂池の堆砂を除去するなど維持管理に努め、適切に濁水対策を実施する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価 【水素イオン濃度】 コンクリート工事による排水は、仮設沈砂池等に貯留した後、河川の環境基準等を参考に自主的に設定する基準値内になることを確認した上で既存の排水路に放流することから、河川水質の変化は小さく環境影響の程度が小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を実施することから、水質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート工事による排水は、必要に応じて中和処理等を行う。 台風、集中豪雨等が予想される場合には土工事は行わない。 必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等を行う。 堆砂容量を確保するために、必要に応じて仮設沈砂池の堆砂を除去するなど維持管理に努め、適切に濁水対策を実施する。 	<p>【水の濁り】 工事中の排水は、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流することから、河川水質の変化は小さく、環境への影響は小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を実施することから、水質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p> <p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価 【水素イオン濃度】 コンクリート工事による排水は、仮設沈砂池等に貯留した後、河川の環境基準等を参考に自主的に設定する基準値内になることを確認した上で既存の排水路に放流することから、水質汚濁に係る環境基準との整合性は図られている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> コンクリート工事による排水は、必要に応じて中和処理等を行う。 台風、集中豪雨等が予想される場合には土工事は行わない。 必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等を行う。 堆砂容量を確保するために、必要に応じて仮設沈砂池の堆砂を除去するなど維持管理に努め、適切に濁水対策を実施する。 		

7.6 地盤・土壌（土壌環境）

調 査
事業実施区域内3地点で実施した調査結果は、環境基準項目、ダイオキシン類とも、すべての項目において環境基準値を下回っていた。

予 測
<p>1) 工事の実施</p> <p>(1) 掘削・盛土等の土工</p> <p>事業実施区域は、土壌環境の調査結果において、土壌の汚染に係る環境基準項目及びダイオキシン類について環境基準を下回っていた。また、工事着手前に土壌汚染対策法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく調査を行い、土壌汚染が判明した場合には適切に対応する。</p> <p>以上のことから、掘削・盛土等の土工による汚染土壌の拡散はないと予測する。</p>

評 価	
<p>1) 工事の実施</p> <p>(1) 掘削・盛土等の土工</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>・発生土を事業実施区域外に搬出する場合は、受け入れ先の受け入れ基準との適合を確認する。</p> </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>事業実施区域は、土壌環境の調査結果において、土壌の汚染に係る環境基準項目及びダイオキシン類について環境基準を下回っていた。また、工事着手前に土壌汚染対策法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく調査を行い、土壌汚染が判明した場合には適切に対応することから、掘削・盛土等の土工による汚染土壌の拡散はないと判断し、土壌環境に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>	<p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p>事業実施区域は、土壌環境の調査結果において、土壌の汚染に係る環境基準項目及びダイオキシン類について環境基準を下回っていた。また、工事着手前に土壌汚染対策法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく調査を行い、土壌汚染が判明した場合には適切に対応することから、土壌汚染に係る環境基準及びダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準との整合は図られている。</p>

7.7 地下水の状況及び地下水の水質

調 査											
<p><地下水位> 事業実施区域1地点で四季に各1回実施した調査結果は以下に示すとおりである。 事業実施区域内の地下水位は、地盤面から6.64m～9.11mで年間約2.5mの水位の変動があった。</p> <p style="text-align: center;">地下水位調査結果 (単位：m)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>地盤面からの深さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春季</td> <td>9.11</td> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>6.64</td> </tr> <tr> <td>秋季</td> <td>7.47</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>8.77</td> </tr> </tbody> </table>	時期	地盤面からの深さ	春季	9.11	夏季	6.64	秋季	7.47	冬季	8.77	<p><地下水質> 事業実施区域1地点で四季に各1回実施した調査結果は以下に示すとおりである。 地下水環境基準項目、ダイオキシン類とも、すべての項目において環境基準値を下回っていた。</p>
時期	地盤面からの深さ										
春季	9.11										
夏季	6.64										
秋季	7.47										
冬季	8.77										

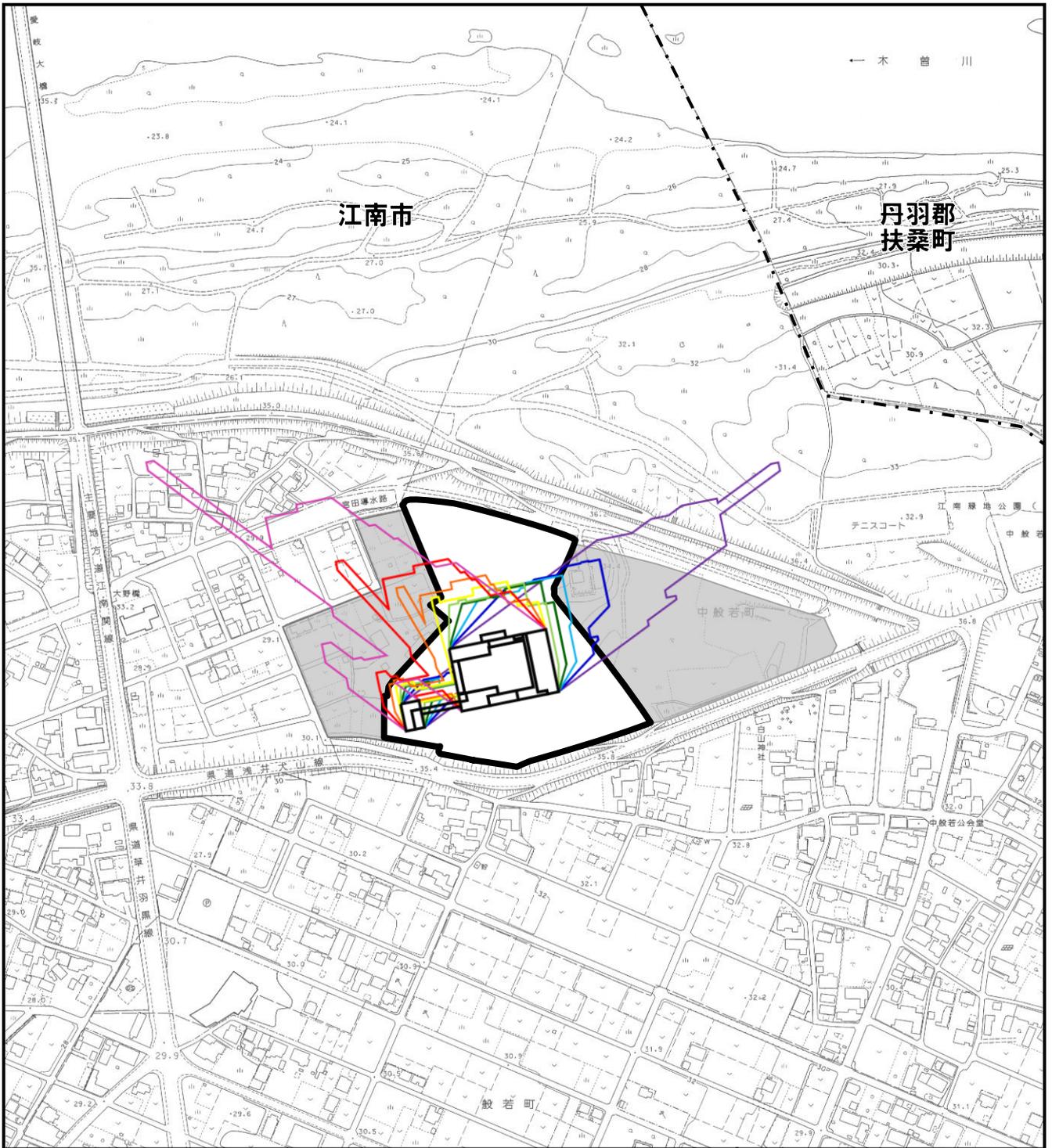
予 測	
<p>1) 工事の実施 (1) 掘削・盛土等の土工 ○地下水位の低下 計画施設の主な地下構造物として、ごみピットを設置する。掘削に際しては、止水性が高く周辺地下水位の低下を防止する山留壁工法を採用することから、地下水位の低下は小さいと考えられる。具体的な工法や山留壁の深さについては、現時点ではごみピットの詳細は未定のため、今後詳細な工事計画において、必要に応じてごみピット設置地点の地質調査等を行い、不透水層の位置を確認し検討していくものとする。したがって、工事中的ごみピットの掘削地点のみへの影響となり広域的な水位低下が生じるとは考えにくく、また、一時的に水位が低下しても工事終了後には回復すると考えられることから掘削による地下水位の低下は小さいと予測する。</p>	<p>○地下水質の汚染 地下水及び土壌の現地調査結果から、地下水汚染及び土壌汚染は確認されていないことから、掘削による地下水汚染の拡散はないと予測する。</p> <p>2) 施設の存在 計画施設の主な地下構造物として、ごみピットがある。ごみピットは、点構造物であり、ごみピット周囲の地下水は、ごみピットを回り込んで移動すると考えられることから施設の存在に伴う地下水位の低下は小さいと予測する。</p>

評 価	
<p>1) 工事の実施 ① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水位の定期的なモニタリングを実施し、地下水位の状況を把握する。 ・採用する山留壁工法の適正な施工に努める。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価 ○地下水位の低下 ごみピットの掘削に際しては、止水性が高く周辺地下水位の低下を防止する山留壁工法を採用することから、地下水位の低下は小さいと考えられ、工事中的ごみピットの掘削地点のみへの影響となり広域的な水位低下が生じるとは考えにくく、また、一時的に水位が低下しても工事終了後には回復すると考えられることから掘削による地下水位の低下は小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を実施することから、地下水位に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>	<p>○地下水質の汚染 地下水質及び土壌の現地調査結果から、地下水汚染及び土壌汚染は確認されていないことから、掘削による地下水汚染の拡散はないと判断し、地下水質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p> <p>2) 施設の存在 ① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限りごみピットなどの地下構造物を小さくするよう努める。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価 ごみピットは、点構造物であり、ごみピット周囲の地下水は、ごみピットを回り込んで移動すると考えられることから施設の存在に伴う地下水位の変化は小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を実施することから、地下水位に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>

7.8 日照阻害

予 測	
<p>1) 施設の存在</p> <p>時刻別日影図では、煙突の影の位置は時刻とともに移動し、一部、住居等に影がかかる時間がみられるものの、等時間日影図をみると1時間以上の影となる範囲は建物周辺になり住居等は存在しないものと予測する。</p>	<p>等時間日影図では、「建築基準法」及び「愛知県建築基準条例」に基づく日影規制（敷地境界線からの水平距離が5～10m以内で4時間を超えないこと、10m以上で2.5時間を超えないこと）を満足している。</p>

評 価	
<p>1) 施設の存在</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物を可能な限り小さくする。 ・建築物は、可能な限り敷地境界からの距離を設ける。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>施設の存在に伴う日照阻害は、煙突の影は長時間の継続はなく、また、建築基準法等に基づく日影規制を満足しており、環境影響の程度は小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、日影に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>	<p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p>施設の存在に伴う日照阻害は、建築基準法等に基づく日影規制を満足していることから、日照阻害の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。</p>



凡 例

-  事業実施区域
-  市町境

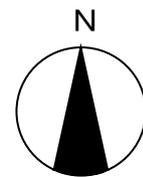
日影線

- | | | |
|---|---|---|
|  8時 |  11時 |  14時 |
|  9時 |  12時 |  15時 |
|  10時 |  13時 |  16時 |

注1) 時刻別日影図に煙突を含む。

注2) 網掛け部分は、隣接して別途開発事業が計画されている区域を示す。

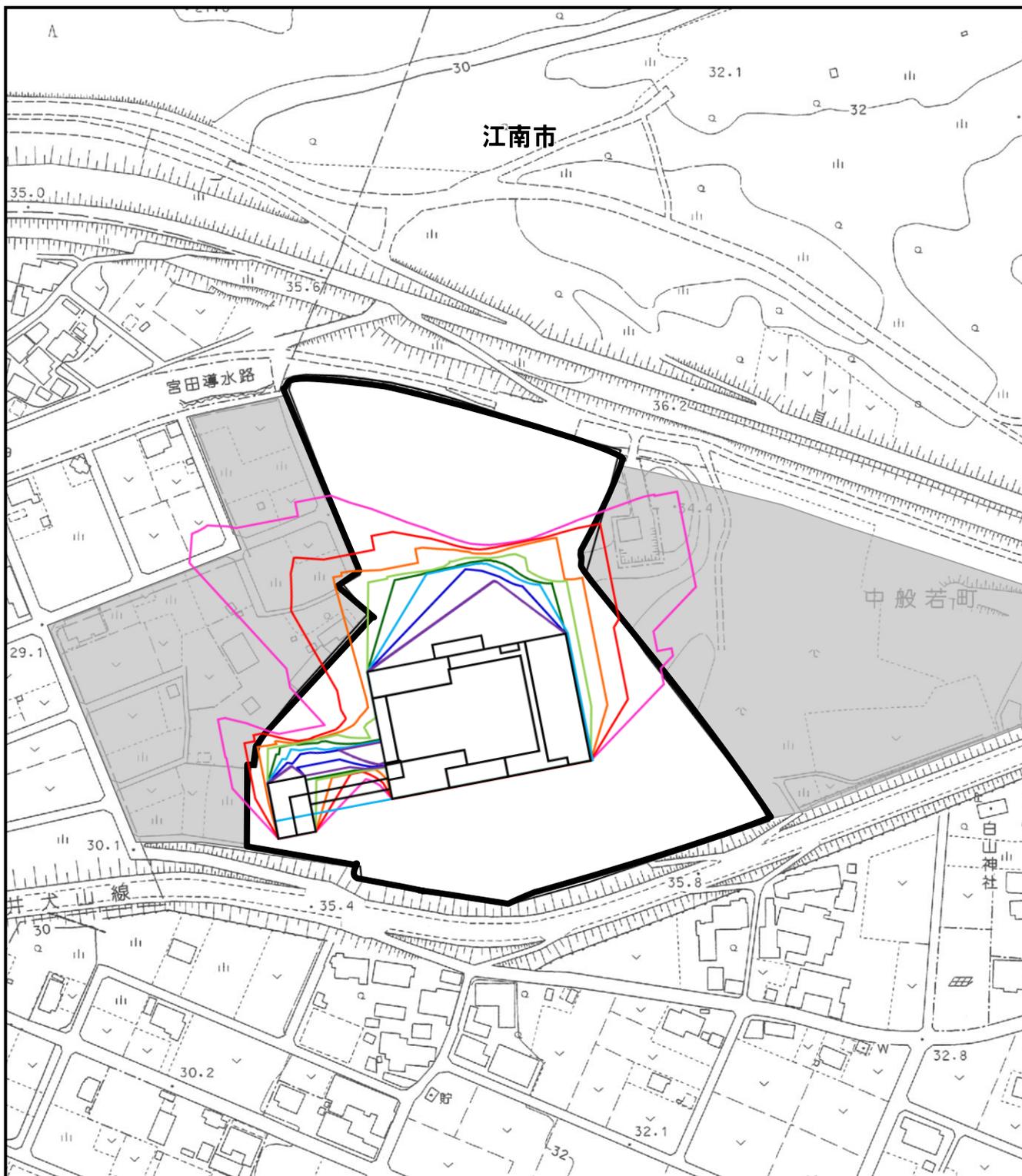
この地図は、「江南市都市計画基本図No.02 1:2,500」を使用したものである



1 : 5,000



図 時刻別日影図



凡 例



事業実施区域

- | | | |
|---------|---------|---------|
| — 1時間以上 | — 4時間以上 | — 7時間以上 |
| — 2時間以上 | — 5時間以上 | — 8時間以上 |
| — 3時間以上 | — 6時間以上 | |

注1) 等時間日影図に煙突を含む。

注2) 網掛け部分は、隣接して別途開発事業が計画されている区域を示す。

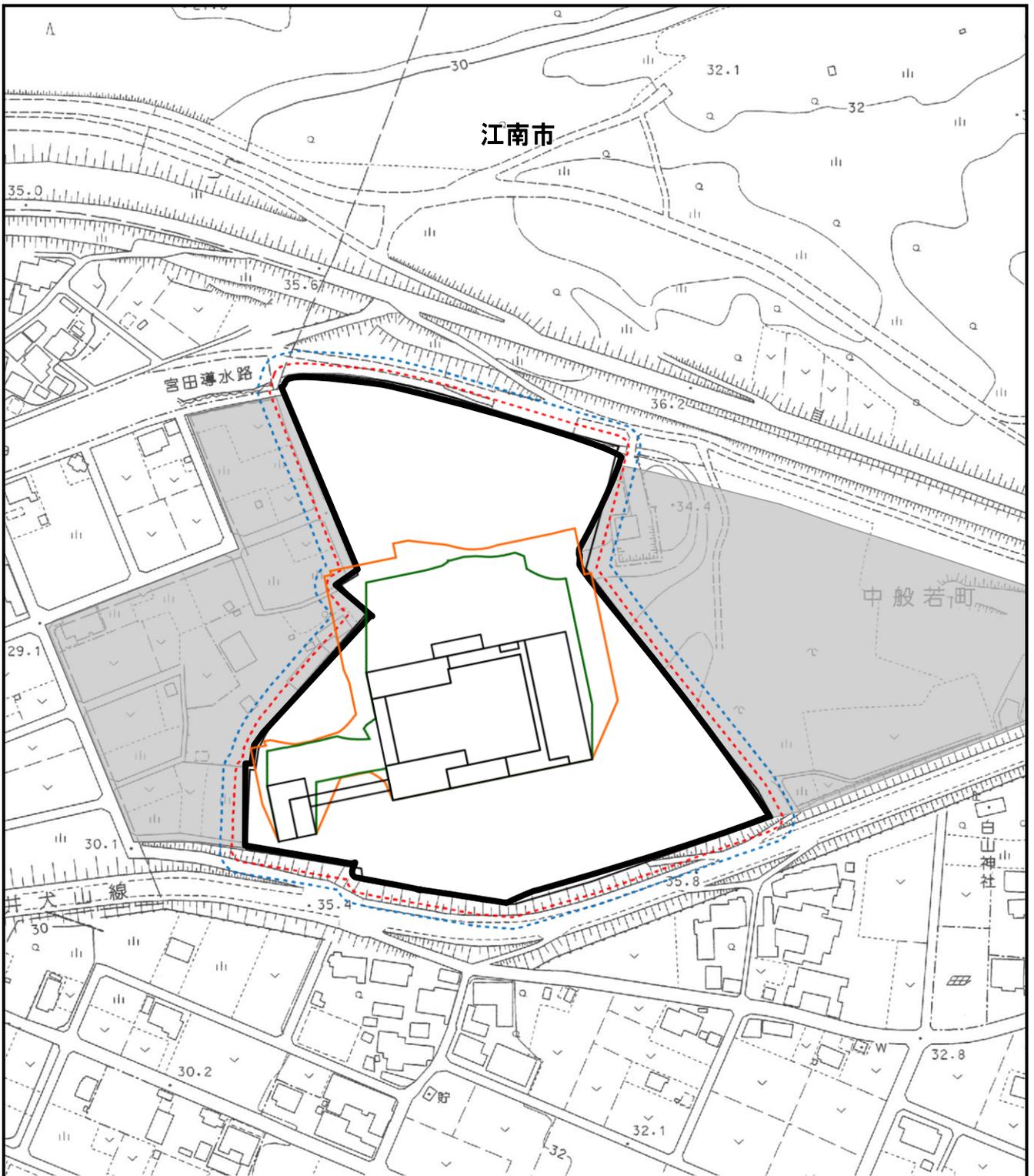
この地図は、「江南市都市計画基本図No.02 1:2,500」を使用したものである。



1 : 2,500



図 等時間日影図

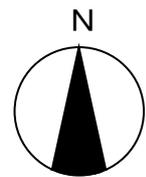


凡 例

-  事業実施区域
-  2.5時間以上
-  4時間以上
-  5mライン
-  10mライン

注1) 等時間日影図(日影規制面)に煙突は含まない。
 注2) 網掛け部分は、隣接して別途開発事業が計画されている区域を示す。

この地図は、「江南市都市計画基本図No.02 1:2,500」を使用したものである。



1 : 2,500



図 等時間日影図 (日影規制面)

7.9 動物

調 査																																																		
<p>○確認種 調査地域内で確認された種数は、以下に示すとおりである。</p> <p>動物調査結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認種数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>哺乳類</td> <td>6目 9科 14種</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>15目 35科 74種</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>20目269科2,047種</td> </tr> <tr> <td>両生類</td> <td>1目 4科 5種</td> </tr> <tr> <td>爬虫類</td> <td>1目 4科 4種</td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td>1目 1科 1種</td> </tr> <tr> <td>底生動物</td> <td>5綱 9目 17科 27種</td> </tr> <tr> <td>クモ類</td> <td>1目 22科 97種</td> </tr> <tr> <td>陸産貝類</td> <td>3目 15科 36種</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認種数	哺乳類	6目 9科 14種	鳥類	15目 35科 74種	昆虫類	20目269科2,047種	両生類	1目 4科 5種	爬虫類	1目 4科 4種	魚類	1目 1科 1種	底生動物	5綱 9目 17科 27種	クモ類	1目 22科 97種	陸産貝類	3目 15科 36種	<p>○重要な種 調査で確認された種から重要な種を抽出した結果は、以下に示すとおりである。</p> <p>重要な種</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">重要な種</th> </tr> <tr> <th>種数</th> <th>種名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>哺乳類</td> <td>1種</td> <td>カヤネズミ</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>12種</td> <td>カワアイサ、カイツブリ、ケリ、ヤマシギ、ミサゴ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ハヤブサ、センダイムシクイ、アカハラ、コサメビタキ</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>10種</td> <td>ノシメトンボ、シロヘリツチカメムシ、チョウセンゴモクムシ、コガムシ、ヤマトアオドウガネ、アカマダラハナムグリ、アカオビケラトリバチ、ヤマトアシナガバチ、モンズズメバチ、コシロシタバ</td> </tr> <tr> <td>両生類</td> <td>1種</td> <td>トノサマガエル</td> </tr> <tr> <td>爬虫類</td> <td>0種</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>底生動物</td> <td>0種</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>クモ類</td> <td>4種</td> <td>キノボリトタテグモ、コガネグモ、シロオビトリノフンダマシ、アワセグモ</td> </tr> <tr> <td>陸産貝類</td> <td>3種</td> <td>ウメムラシタラガイ、オオウエキビ、ピロウドマイマイ</td> </tr> </tbody> </table>	項目	重要な種		種数	種名	哺乳類	1種	カヤネズミ	鳥類	12種	カワアイサ、カイツブリ、ケリ、ヤマシギ、ミサゴ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ハヤブサ、センダイムシクイ、アカハラ、コサメビタキ	昆虫類	10種	ノシメトンボ、シロヘリツチカメムシ、チョウセンゴモクムシ、コガムシ、ヤマトアオドウガネ、アカマダラハナムグリ、アカオビケラトリバチ、ヤマトアシナガバチ、モンズズメバチ、コシロシタバ	両生類	1種	トノサマガエル	爬虫類	0種	—	底生動物	0種	—	クモ類	4種	キノボリトタテグモ、コガネグモ、シロオビトリノフンダマシ、アワセグモ	陸産貝類	3種	ウメムラシタラガイ、オオウエキビ、ピロウドマイマイ
項目	確認種数																																																	
哺乳類	6目 9科 14種																																																	
鳥類	15目 35科 74種																																																	
昆虫類	20目269科2,047種																																																	
両生類	1目 4科 5種																																																	
爬虫類	1目 4科 4種																																																	
魚類	1目 1科 1種																																																	
底生動物	5綱 9目 17科 27種																																																	
クモ類	1目 22科 97種																																																	
陸産貝類	3目 15科 36種																																																	
項目	重要な種																																																	
	種数	種名																																																
哺乳類	1種	カヤネズミ																																																
鳥類	12種	カワアイサ、カイツブリ、ケリ、ヤマシギ、ミサゴ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ハヤブサ、センダイムシクイ、アカハラ、コサメビタキ																																																
昆虫類	10種	ノシメトンボ、シロヘリツチカメムシ、チョウセンゴモクムシ、コガムシ、ヤマトアオドウガネ、アカマダラハナムグリ、アカオビケラトリバチ、ヤマトアシナガバチ、モンズズメバチ、コシロシタバ																																																
両生類	1種	トノサマガエル																																																
爬虫類	0種	—																																																
底生動物	0種	—																																																
クモ類	4種	キノボリトタテグモ、コガネグモ、シロオビトリノフンダマシ、アワセグモ																																																
陸産貝類	3種	ウメムラシタラガイ、オオウエキビ、ピロウドマイマイ																																																

予 測	
<p>1) 工事の実施</p> <p>事業実施区域内で確認された重要な種のうち、事業実施区域周辺で営巣が確認されたオオタカは、事業実施区域は高利用域に含まれるため行動圏の一部が改変されるが、その割合は小さく、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから影響は小さいと予測する。</p> <p>事業実施区域内で確認された重要な種のうち、事業実施区域またはその周辺で広く確認された猛禽類4種（ミサゴ、ハイタカ、サシバ、ハヤブサ）については、事業により主要な利用範囲は改変されず、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、生息環境への影響は極めて小さいと予測する。</p> <p>事業実施区域内で確認された重要な種のうち、鳥類4種（センダイムシクイ、コサメビタキ、ヤマシギ、アカハラ）、昆虫類8種（ノシメトンボ、コガムシ、ヤマトアシナガバチ、モンズズメバチ、コシロシタバ、ヤマトアオドウガネ、アカマダラハナムグリ、アカオビケラトリバチ）、クモ類3種（シロオビトリノフンダマシ、キノボリトタテグモ、アワセグモ）、陸産貝類1種（オオウエキビ）については、事業実施区域内を利用している可能性はあるが、同様の環境は事業実施区域周辺に分布しており、これらは改変されず、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、生息環境への影響は極めて小さいと予測する。</p>	<p>事業実施区域内及び隣接するその他事業区域で確認された重要な種である昆虫類1種（シロヘリツチカメムシ）、クモ類1種（コガネグモ）については、事業実施区域内の生息環境は少なく、その他事業区域の生息地は本事業では直接的には改変しないが、掘削、盛土等の土工による生息環境の変化に伴い、間接的に生息環境の一部が改変される可能性があり、さらに、将来的に改変されるものの、同様の環境は事業実施区域周辺に分布しており、これらは改変されないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。</p> <p>事業実施区域外で確認された重要な種のうち、鳥類1種（ケリ）については、事業により主要な生息範囲と考えられる耕作地や木曾川河岸は改変されず、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。</p> <p>また、哺乳類1種（カヤネズミ）、鳥類2種（カワアイサ、カイツブリ）、昆虫類1種（チョウセンゴモクムシ）、両生類1種（トノサマガエル）、陸産貝類2種（ウメムラシタラガイ、ピロウドマイマイ）については、生息環境は事業による改変はなく、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努め、仮設沈砂地等の設置による濁水対策を実施することから、生息環境への影響はないと予測する。</p>

予 測	
<p>2) 施設の存在</p> <p>事業実施区域内で確認された重要な種のうち、事業実施区域の周辺で営巣が確認されたオオタカは、事業により行動圏の一部が改変されるものの、その割合は小さいことから、施設の存在による影響は極めて小さいと予測する。</p> <p>事業実施区域内で確認された重要な種のうち、事業実施区域またはその周辺で広く確認された猛禽類4種（ミサゴ、ハイタカ、サシバ、ハヤブサ）については、事業により主要な利用範囲は改変されないことから、施設の存在による生息地の減少、分断による影響は極めて小さいと予測する。</p> <p>事業実施区域内で確認された重要な種のうち、鳥類4種（センダイムシクイ、コサメビタキ、ヤマシギ、アカハラ）、昆虫類8種（ノシメトンボ、コガムシ、ヤマトアシナガバチ、モンズズメバチ、コシロシタバ、ヤマトアオドウガネ、アカマダラハナムグリ、アカオビケラトリバチ）、クモ類3種（シロオビトリノフンダマシ、キノボリトタテグモ、アワセグモ）、陸産貝類1種（オオウエキビ）については、事業実施区域内を利用している可能性はあるが、同様の環境は事業実施区域周辺に分布しており、これらは改変されないことから、施設の存在による生息地</p>	<p>の減少、分断による影響は極めて小さいと予測する。</p> <p>事業実施区域内及び隣接するその他事業区域で確認された重要な種である昆虫類1種（シロヘリツチカメムシ）、クモ類1種（コガネグモ）については、事業実施区域周辺に生息環境となりうる場所は残存するため、施設の周辺を移動することにより、生息環境への移動は妨げられる可能性は低いと考えられることから、施設の存在による生息地の減少、分断による影響は極めて小さいと予測する。</p> <p>事業実施区域外で確認された重要な種のうち、鳥類1種（ケリ）については、事業により主要な利用範囲は改変されないことから、施設の存在による生息地の減少、分断による影響は極めて小さいと予測する。</p> <p>事業実施区域外で確認された重要な種のうち哺乳類1種（カヤネズミ）、鳥類2種（カワアイサ、カイツブリ）、昆虫類1種（チョウセンゴモクムシ）、両生類1種（トノサマガエル）、陸産貝類2種（ウメムラシタラガイ、ピロウドマイマイ）については、事業により生息環境は改変されないことから、施設の存在による生息地の減少、分断による影響はないと予測する。</p>

評 価	
<p>1) 工事の実施</p> <p>① 環境保全措置</p> <p><建設機械の稼働等></p> <ul style="list-style-type: none"> 建設機械の作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。 工事関係者に対し定期的に地域の自然環境や周辺環境への配慮事項について講習・指導を行う。 <p><掘削・盛土等の土工></p> <ul style="list-style-type: none"> コンクリート工事による排水は、必要に応じて中和処理等を行う。 台風、集中豪雨等が予想される場合には土工事は行わない。 必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等を行う。 堆砂容量を確保するために、必要に応じて仮設沈砂池の堆砂を除去するなど維持管理に努め、適切に濁水対策を実施する。 改変面積を可能な限り小さくし、保全可能な部分については極力保全を図るよう配慮する。 <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工に伴う重要な動物等への環境影響については、重要な動物等のうち事業実施区域周辺で営巣が確認されたオオタカについては行動圏の一部が改変されるが、その割合は小さく、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、影響は極めて小さいと判断する。</p> <p>オオタカ以外の重要な動物については、事業実施区域を生息環境として利用している種がいるものの、同様の環境は事業実施区域周辺に分布しており、これらは改変されず、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、影響は極めて小さい、または影響はないと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、動物に係る環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>	<p>2) 施設の存在</p> <p>① 環境保全措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 植栽樹木の選定にあたっては、鳥類や昆虫類等の餌となる実をつけたり、樹液を出すような在来種（郷土種）を採用する。 施設では不要な照明の早期消灯、昆虫類の誘因性が低いとされるナトリウム灯・LED等の設置等の対策により、夜行性動物類の行動や生態系の攪乱防止に努める。 <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>施設の存在に伴う重要な動物等への環境影響については、重要な動物のうち事業実施区域周辺で営巣が確認されたオオタカについては行動圏の一部が改変されるが、その割合は小さいことから、影響は極めて小さいと判断する。</p> <p>オオタカ以外の重要な動物等については、事業実施区域を生息環境として利用している種がいるものの、同様の環境は事業実施区域周辺に分布しており、これらは改変されず、施設の上空または周辺を移動することにより、生息環境への移動は妨げられる可能性は低いと考えられることから、地形改変並びに施設の存在による生息地の減少、分断による影響は極めて小さい、またはないと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、動物に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>

7.10 植物

調 査																																							
<p>○植物相 調査地域内で確認された種数は、現地調査では、104科446種の植物が確認され、事業実施区域内では192種、事業実施区域外では392種が確認された。以下に示すとおりである。なお、水生植物相としてはオギやツルヨシ等の抽水植物は確認されたものの、安定した水域に生育する浮葉植物や沈水植物は確認されなかった。</p> <p>植物調査結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>確認種数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">シダ植物</td> <td>10科 15種</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">種子植物</td> <td>裸子植物</td> <td>5科 7種</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">被子植物</td> <td>双子葉植物</td> <td>57科 200種</td> </tr> <tr> <td>離弁花類</td> <td>20科 108種</td> </tr> <tr> <td>合弁花類</td> <td>12科 116種</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>104科 446種</td> </tr> </tbody> </table>	項目		確認種数	シダ植物		10科 15種	種子植物	裸子植物	5科 7種	被子植物	双子葉植物	57科 200種	離弁花類	20科 108種	合弁花類	12科 116種	合計	104科 446種	<p>○植生 調査地域内で確認された植物群落のタイプ及び土地利用は、以下に示すとおりである。</p> <p>植物群落及び土地利用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>群落名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">植物群落</td> <td>ヤナギ低木群落</td> </tr> <tr> <td>ヤナギ高木群落</td> </tr> <tr> <td>エノキ群落</td> </tr> <tr> <td>アベマキ群落</td> </tr> <tr> <td>アカメガシワエノキ群落</td> </tr> <tr> <td>竹林</td> </tr> <tr> <td>ネザサ群落</td> </tr> <tr> <td>ツルヨシ群落</td> </tr> <tr> <td>オギ群落</td> </tr> <tr> <td>ヨモギ群落</td> </tr> <tr> <td>チガヤーススキ群落</td> </tr> <tr> <td>シバ群団</td> </tr> <tr> <td>クズ群落</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土地利用</td> <td>畑雑草群落</td> </tr> <tr> <td>自然裸地</td> </tr> <tr> <td>道路及び人工構造物</td> </tr> </tbody> </table> <p>○重要な種及び群落 調査で確認された重要な種は、カワラサイコ、ヒトツバタゴ、ミゾコウジュの3種であり、重要な群落は、木曾川沿いに生育しているヤナギ低木群落及びヤナギ高木群落（いずれも植生自然度9）である。</p>	分類	群落名等	植物群落	ヤナギ低木群落	ヤナギ高木群落	エノキ群落	アベマキ群落	アカメガシワエノキ群落	竹林	ネザサ群落	ツルヨシ群落	オギ群落	ヨモギ群落	チガヤーススキ群落	シバ群団	クズ群落	土地利用	畑雑草群落	自然裸地	道路及び人工構造物
項目		確認種数																																					
シダ植物		10科 15種																																					
種子植物	裸子植物	5科 7種																																					
	被子植物	双子葉植物	57科 200種																																				
		離弁花類	20科 108種																																				
		合弁花類	12科 116種																																				
合計	104科 446種																																						
分類	群落名等																																						
植物群落	ヤナギ低木群落																																						
	ヤナギ高木群落																																						
	エノキ群落																																						
	アベマキ群落																																						
	アカメガシワエノキ群落																																						
	竹林																																						
	ネザサ群落																																						
	ツルヨシ群落																																						
	オギ群落																																						
	ヨモギ群落																																						
	チガヤーススキ群落																																						
	シバ群団																																						
	クズ群落																																						
土地利用	畑雑草群落																																						
	自然裸地																																						
	道路及び人工構造物																																						

予 測	
<p>1) 工事の実施</p> <p>○植物相 工事の実施に伴う建設機械の稼働により、発生する粉じんによって、事業実施区域及びその周辺の植物種の生態機能が変化する可能性があると考えられるが、事業実施区域の周囲には仮囲いを設置する。さらに、粉じんが飛散すると考えられる場合には、散水を行う等の粉じん飛散防止対策を実施することから、植物相への影響は極めて小さいものと予測する。</p> <p>また、工事の実施に伴う掘削・盛土等の土工により、これまで事業実施区域内で形成されてきた、アベマキやアラカシ、竹林などから成立する二次林を中心とした植物相は消失し、アカメガシワ及びヌルデなどの先駆植物が生育する環境も減少すると考えられるが、事業実施区域外に事業実施区域内と同様の植物相は残ることから、植物相への影響は極めて小さいものと予測する。</p> <p>○植生 工事の実施に伴う掘削・盛土等の土工により、予測地域の植生についてはアベマキ群落が4.2%、アカメガシワエノキ群落が0.5%、竹林が0.3%、チガヤーススキ群落が0.1%、畑雑草群落が1.5%減少するが、アベマキ群落、竹林、チガヤーススキ群落、畑雑草群落、エノキ群落及びヤナギ高木群落などは事業実施区域外に広く残る。また、事業実施区域は</p>	<p>事業実施区域外と道路によって分断されている場所に位置しており、木曾川沿い及びその周辺の植生と直接的なつながりはないことから、群落の種類や各群落の階層構造については大きな変化は生じない。よって、植生への影響は極めて小さいものと予測する。</p> <p>○重要な種及び群落 重要な種のうち、カワラサイコについては、直接的な改変は行われず、生育地周辺の環境の変化に伴い、間接的な影響があると考えられるものの、その変化はわずかであることから、工事の実施に伴う影響は極めて小さいものと予測する。また、ヒトツバタゴ及びミゾコウジュについては、いずれも生育地が事業実施区域から離れており、事業により直接的な改変はされず、間接的影響もないと考えられることから、生育地周辺の環境は変化せず、影響はないものと予測する。</p> <p>重要な群落については、事業実施区域内には重要な群落は確認されず、工事の実施に伴う掘削・盛土等の土工による増減はなかった。また、事業実施区域周辺の重要な群落は、堤防道路を挟んだ対岸に位置しており、直接的な改変はされない。また、間接的影響もないと考えられることから、生育状況は変化せず、改変される土地と道路によって分断されている場所に位置していることから、重要な群落への影響はないものと予測する。</p>

予 測	
<p>2) 施設の存在</p> <p>○植物相</p> <p>施設の存在に伴い生じる日影により、日照量が減少するなどの生育環境の変化が考えられるものの、日照障害の予測結果から、長時間日影となる範囲は主に事業実施区域及びその他事業区域内の一部となり、植物の生育場所にかかる可能性はわずかであることから、植物相への影響は極めて小さいものと予測する。</p> <p>○植生</p> <p>施設の存在に伴い生じる日影により、日照量が減少するなどの生育環境の変化が考えられるものの、日照障害の予測結果から、長時間日影となる範囲は主に事業実施区域及びその他事業区域内の一部となり、植物の生育場所にかかる可能性はわずかであることから、植生への影響は極めて小さいものと予測する。</p>	<p>○重要な種及び群落</p> <p>事業実施区域内には、重要な種及び群落は存在しておらず、また、事業実施区域周辺の重要な種及び群落は、本事業により改変される場所と堤防道路によって分断されている場所に位置している。</p> <p>また、日照障害の予測結果によると、長時間日影となる範囲は主に事業実施区域及びその他事業区域内の一部となり、重要な種及び群落の生育場所から離れていることから、予測範囲内の重要な種及び群落への影響は極めて小さいものと予測する。</p>

評 価	
<p>1) 工事の実施</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採後裸地化した場所は、可能な限り速やかに緑化を行い、植生を回復させる。 ・事業実施区域の表土を保全し、周辺緑化の際の客土として利用する。 ・構内道路への鉄板の敷設等を行い、粉じんの飛散を防止する。 ・事業実施区域内に掘削土等を仮置きする場合は、シート等で養生し粉じんの飛散を防止する ・改変面積を可能な限り小さくし、保全可能な部分については極力保全を図るよう配慮する。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>工事の実施に伴う重要な種及び群落への環境影響については、重要な種及び群落は事業実施区域内において確認されていない。また、アベマキ群落などの事業実施区域において成立していた二次林や、畑雑草群落などが消失するが、本事業により改変されることのない事業実施区域周辺にも同様の植生が存在していることから、植物への影響の程度は極めて小さいものと判断する。</p> <p>また、建設機械の稼働により発生する粉じんにより植物種の生態機能に影響を及ぼすと考えられるが、適切な粉じんの飛散防止対策を講じることにより植物への影響の程度は極めて小さいものと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、植物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>	<p>2) 施設の存在</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の緑地における植栽樹種等には、事業実施区域周辺の構成樹種や在来種等を可能な限り利用する。 ・民間事業者（施設運営者）等へ地域の自然環境や配慮事項について供用開始の際に教育や情報共有等を行う。 ・現存植生、潜在自然植生などを活用した植栽・緑化計画を策定する。 ・事業実施区域北側の、日影が生じない場所を植栽などに活用する。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>施設の存在に伴う重要な種及び群落への環境影響については、重要な種及び群落は事業実施区域内においては確認されていない。また、日照障害の予測結果から、長時間日影となる範囲は主に事業実施区域及びその他事業区域内の一部となり、重要な種及び群落にはかからず、植物の生育場所にかかる可能性もわずかであることから、植物への影響の程度は極めて小さいものと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、植物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>

7.11 生態系

調 査												
<p>○確認種 上位性・典型性・特殊性の観点から注目種を以下の通り選定した。</p> <p style="text-align: center;">注目種選定結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 70%;">確認種数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">上位性</td> <td>ホンドキツネ</td> </tr> <tr> <td>オオタカ</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">典型性</td> <td>ヒガシキリギリス</td> </tr> <tr> <td>カナブン</td> </tr> <tr> <td>ヒゲナガカワトビケラ</td> </tr> <tr> <td>特殊性</td> <td>カヤネズミ</td> </tr> </tbody> </table> <p><上位性> ・ホンドキツネ 一般的には、餌生物が豊富であり、隠れ場所の多い林や草原に生息するが、排水溝や民家、農耕地などの人為的環境に生息する事例もある。 事業実施区域内の樹林下で2年連続して営巣・繁殖し、それぞれ3頭の幼獣が生まれている。古い巣穴が散見されることから、調査を始めた令和元年以前にも生息していた可能性がある。 事業実施区域の南側の畑地や、河川敷までの広い範囲を利用している。</p> <p>・オオタカ 平地から山地の樹林地に生息し、主として鳥類を捕食する。 猛禽類調査等で、ほぼ周年確認され、事業実施区域周辺の樹林地で営巣が確認されて、繁殖に成功し、2羽の幼鳥の巣立ちを確認した。</p>	項目	確認種数	上位性	ホンドキツネ	オオタカ	典型性	ヒガシキリギリス	カナブン	ヒゲナガカワトビケラ	特殊性	カヤネズミ	<p><典型性> ・ヒガシキリギリス やや草丈の高い陽当たりのよい草原に生息する。裸地や背丈の低いシバ草原には見られない。雑食性だが肉食性が強く、他の昆虫などを捕食する。 調査地域の草地で広く確認された。幼虫から成虫の各時期で多く確認された。</p> <p>・カナブン 雑木林の林内や周辺で普通に見られ、都会の公園でも発生している。日中、活発に活動し、樹液に來たり、林の周辺を飛び回る。 調査地域内の落葉広葉樹林で確認された。成虫は主にアベマキ等の落葉広葉樹の樹液に集まるが、ヤナギ樹林でも確認された。</p> <p>・ヒゲナガカワトビケラ 奄美大島以南を除き、全国の河川の上流から下流にかけて、もっとも普通に生息するトビケラの一つ。木曾川から発生した成虫が調査地域全体で確認された。春から秋のすべての時期で確認され、個体数も多かった。</p> <p><特殊性> ・カヤネズミ 低地の草地、水田、畑、休耕地、沼沢地などのイネ科・カヤツリグサ科植物が密生し、水気のあるところに多い。 河川敷の高茎草本群落で局所的に確認された。河川敷に分布するススキ草地やオギ群落で確認されたが、一定の広がりがあるオギ群落で一部のみを確認されたことから、冠水しない場所等を選択的に利用している可能性がある。</p>
項目	確認種数											
上位性	ホンドキツネ											
	オオタカ											
典型性	ヒガシキリギリス											
	カナブン											
	ヒゲナガカワトビケラ											
特殊性	カヤネズミ											

予 測	
<p>1) 工事の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位性 (ホンドキツネ) 採餌環境としては、事業実施区域内は消失するが、事業実施区域周辺には、餌資源であるネズミ科の小型哺乳類やキュウシュウノウサギの生息環境が耕作地、樹林地、河川敷の草地等に分布しており、これらは改変されない。工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工による採餌環境への影響は極めて小さいと予測する。 しかし、事業の実施にあたり、営巣地として利用されてきた場所が直接改変されるため、直接改変による生息環境への影響はあると予測する。 ・上位性 (オオタカ) 事業実施区域周辺で営巣が確認され、事業実施区域及びその周辺を採餌場所として利用していると考えられる。事業実施区域は高利用域に含まれるため行動圏の一部が改変されるが、高利用域、主要な採食地の改変率は小さい。さらに、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから影響は極めて小さいと予測する。 また、餌資源は、事業実施区域周辺の堤内地から堤外地にかけて広く生息する小型から中型鳥類等が考えられ、事業により、事業実施区域を生息環境としていた種の生息地は一部改変されるものの、周辺に同様の環境は分布しており、これらは改変されず、工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることから、建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工による餌資源の生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 ・典型性 (ヒガシキリギリス、カナブン) 事業実施区域及び隣接するその他事業区域の草地環境やその周辺の草地環境で広く確認されている。 事業実施区域周辺の生息地は本事業では直接的に改変されないが、間接的に生息環境の一部が改変される可能性があるものの、同様の環境は事業実施区域周辺に分布しており、これらは改変されないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 ・典型性 (ヒゲナガカワトビケラ) 木曽川で発生した成虫が調査地域の広い範囲で確認された。 工事中の雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流することから、幼虫が生息する木曽川への影響は極めて小さいと考えられる。成虫が見られる事業実施区域の樹林縁は事業により直接改変されるが、この場所は主な生息環境ではないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 ・特殊性 (カヤネズミ) 木曽川の河川敷に分布するススキやオギ等の高茎草本の群落を生息環境としており、餌資源も草本に依存する。カヤネズミの生息地は事業により改変されず、確認地点の草地とも連続していない。 さらに、事業実施区域外のカヤネズミが好むイネ 	<p>科等の高茎草本の密生する場所は事業による改変がなく、生息環境・採餌環境は改変されない。工事にあたっては低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めることにより、事業により生息環境・採餌環境は改変されないことから、掘削、盛土等の土工による生息環境・採餌環境への影響は極めて小さいと予測する。</p> <p>2) 施設の存在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位性 (ホンドキツネ) 採餌環境としては、事業実施区域周辺には、餌動物であるネズミ科の小型哺乳類やキュウシュウノウサギの生息環境が耕作地、樹林地、河川敷の草地等に分布しており、これらは改変されないことから、施設の存在による採餌環境への影響は極めて小さいと予測する。しかし、事業の実施にあたり、営巣地として利用されてきた場所が直接改変されるため、施設の存在による生息環境への影響はあると予測する。 ・上位性 (オオタカ) 事業実施区域周辺で営巣が確認され、事業実施区域周辺の畑地で狩りが確認されていることから、事業実施区域及びその周辺を採餌場所として利用していると考えられる。事業実施区域は高利用域に含まれるため行動圏の一部が改変されるが、高利用域、主要な採食地の改変率は小さいことから施設の存在による影響は極めて小さいと予測する。 また、餌資源の生息環境が一部改変されるものの、周辺に同様の環境は分布しており、これらは改変されないことから、施設の存在による影響は極めて小さいと予測する。 ・典型性 (ヒガシキリギリス、カナブン) 事業実施区域及び隣接するその他事業区域の草地環境やその周辺の草地環境で広く確認されている。 事業実施区域周辺の生息地は本事業では直接的に改変されず、これらの場所では生息環境が残存するため、施設の周辺を移動することにより生息環境への移動は妨げられる可能性は低いと考えられることから、施設の存在による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 ・典型性 (ヒゲナガカワトビケラ) 木曽川で発生した成虫が調査地域の広い範囲で確認された。成虫が見られる事業実施区域の樹林縁は事業により直接改変されるが、この場所は主な生息環境ではなく、発生地の木曽川は改変されないことから、施設の存在による生息環境への影響は極めて小さいと予測する。 ・特殊性 (カヤネズミ) カヤネズミの生息地は事業により改変されず、確認地点の草地とも連続していない。さらに、施設の存在により事業実施区域外のカヤネズミが好むイネ科等の高茎草本の密生する場所は事業による改変がなく、生息環境・採餌環境は改変されないことから、施設の存在による生息環境への影響はないと予測する。

評 価	
<p>1) 工事の実施 2) 施設の存在</p> <p>① 環境保全措置</p> <p><建設機械の稼働等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。 ・工事関係者に対し定期的に地域の自然環境や周辺環境への配慮事項について講習・指導を行う。 <p><掘削・盛土等の土工></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート工事による排水は、必要に応じて中和処理等を行う。 ・台風、集中豪雨等が予想される場合には土工事は行わない。 ・必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等を行う。 ・堆砂容量を確保するために、必要に応じて仮設沈砂池の堆砂を除去するなど維持管理に努め、適切に濁水対策を実施する。 ・改変面積を可能な限り小さくし、保全可能な部分については極力保全を図るよう配慮する。 ・ホンドキツネ及び餌動物の生息場所である河川敷を対象に、ホンドキツネの生息に好適な環境となるような環境整備に向けた関係機関との調整を行う。 ・ホンドキツネの生息環境保全に繋がるような看板の設置や学校等に対する環境学習の実施といった地域の人々の環境意識を向上させる取組を実施する。 <p><施設の存在></p> <ul style="list-style-type: none"> ・植栽樹木の選定にあたっては、鳥類や昆虫類等の餌となる実をつけたり、樹液を出すような在来種（郷土種）を採用する。 ・施設では不要な照明の早期消灯、昆虫類の誘因性が低いとされるナトリウム灯・LED等の設置等の対策により、夜行性動物類の行動や生態系の攪乱防止に努める。 ・ホンドキツネ及び餌動物の生息場所である河川敷を対象に、ホンドキツネの生息に好適な環境となるような環境整備に向けた関係機関との調整を行う。 ・ホンドキツネの生息環境保全に繋がるような看板の設置や学校等に対する環境学習の実施といった地域の人々の環境意識を向上させる取組を実施する。 	<p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>工事の実施及び施設の存在に伴う注目種への環境影響について、事業実施区域内で確認された注目種であるホンドキツネについては営巣場所が改変されることから、影響はあると判断される。</p> <p>しかし、環境保全措置の実施により、地域の広い範囲が生息環境としての価値が向上し、ホンドキツネの地域個体群の保全に繋がることから、ホンドキツネに係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避・低減が図られている。</p> <p>ホンドキツネ以外の注目種への環境影響については、事業実施区域を生息環境や採餌環境として利用している種がいるものの、事業により主要な利用範囲は改変されず、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、影響は極めて小さいと判断される。</p> <p>また、環境保全措置を実施することから、生態系に係る環境影響は事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避・低減が図られている。</p>

7.12 景観

調 査

事業実施区域周辺10地点で繁茂季及び落葉季に各1回実施した調査結果は以下に示すとおりである。
(各地点とも繁茂季の写真)

○地点1 西側住居付近



事業実施区域から西側に位置する最寄住居付近の地点として、主要地方道江南関線の歩道上から事業実施区域を見た景観であり、ここからは畑地越しに事業実施区域内の既存の樹林が眺望できる。

○地点2 南側住居付近



事業実施区域から南側に位置する最寄住居付近の地点として、市道上から事業実施区域を見た景観であり、ここからは草地越しに事業実施区域内の既存の樹林が眺望できる。

○地点3 東側交差点付近



事業実施区域から東側に位置する県道浅井犬山線沿道からの景観であり、ここからは草地越しに事業実施区域内の既存の樹林が眺望できる。

○地点4 サイクリングロード付近



事業実施区域から北側に位置する木曾川沿川サイクリングロード上からの景観であり、ここからは堤防の法面に遮られ、事業実施区域内は眺望できない。

○地点5 木曾川扶桑緑地公園



事業実施区域から東側に位置する木曾川扶桑緑地公園からの景観であり、ここからは堤防に遮られ事業実施区域内は眺望できない。

○地点6 般若公園



事業実施区域から南側に位置する般若公園からの景観であり、ここからは畑地越しに住宅の間から事業実施区域内の既存の樹林が眺望できる。

調 査

○地点7 すいとびあ江南（展望台）



事業実施区域から西側に位置するすいとびあ江南（展望台）からの景観であり、ここからは住宅地越しに事業実施区域内の既存の樹林が眺望できる。

○地点8 愛岐大橋



事業実施区域から北西側に位置する愛岐大橋からの景観であり、ここからは木曾川河川敷越しに事業実施区域内の既存の樹林が眺望できる。

○地点9 木曾川対岸



事業実施区域から北側に位置する岐阜県側の木曾川対岸からの景観であり、ここからは木曾川河川敷の樹木に遮られ事業実施区域内は眺望できない。

○地点10 西側最寄住居付近



事業実施区域から西側に位置する最寄住居付近からの景観であり、住宅越しに事業実施区域内の既存の樹林が眺望できる。

予 測

1) 施設の存在

○景観資源への影響

事業実施区域から景観資源は約0.6km以上離れており、本事業によって事業実施区域周辺の景観資源は改変されないことから、本事業によるこれらの景観資源への影響はないと予測する。

○主要な眺望点等からの景観（いずれも繁茂季）

なお、将来の計画施設の色彩や形状及び隣接する開発事業実施区域の整備状況については、現時点でのイメージである。

○地点1 西側住居付近



畑地越しに計画施設が視認される。

現況では、畑地及び樹林が主な景観構成要素となっており、事業実施区域内には既存の樹林が視認される。将来は、計画施設の建物と煙突が出現することにより、主な景観要素に計画施設が加わり、景観の変化が生じるものと予測する。

○地点2 南側住居付近



草地越しに計画施設が視認される。

現況では、草地及び樹林が主な景観構成要素となっており、事業実施区域内には既存の樹林が視認される。将来は、計画施設の建物と煙突が出現することにより、主な景観要素に計画施設が加わり、景観の変化が生じるものと予測する。

○地点3 東側交差点付近



正面に計画施設の煙突と建物が視認される。

現況では、草地及び樹林が主な景観構成要素となっており、事業実施区域内には既存の樹林が視認される。将来は、計画施設の建物と煙突が出現するとともに、前面は隣接する開発事業（緊急時の防災拠点としての盛土造成工事）が行われることにより、景観の変化が生じるものと予測する。

○地点4 サイクリングロード付近



草地越しに計画施設の煙突と建物の一部が視認される。

現況では、草地及び樹木が主な景観構成要素となっている。将来は、計画施設の煙突と建物の一部が出現するものの、景観の変化は小さいと予測する。

○地点5 木曾川扶桑緑地公園



公園越しに計画施設の煙突の一部が僅かに視認される。

現況では、公園の遊具や草地及び樹林が主な景観構成要素となっている。将来は、計画施設の煙突の一部が僅かに出現するものの、景観の変化は小さいと予測する。

○地点6 般若公園



畑地越しに計画施設の煙突と建物が視認される。

現況では、畑地や樹林及び住宅が主な景観構成要素となっており、事業実施区域内には既存の樹林が視認される。将来は、計画施設の煙突と建物の一部が出現するものの、景観の変化は小さいと予測する。

○地点7 すいとびあ江南（展望台）



住宅越しに計画施設の煙突と建物が視認される。

現況では、住宅及び樹林が主な景観構成要素となっており、事業実施区域内には既存の樹林が視認される。将来は、計画施設の煙突と建物の一部が僅かに出現するが景観の変化は小さいと予測する。

○地点8 愛岐大橋



木曾川河川敷の樹木越しに計画施設の煙突と建物が視認される。

現況では、草地及び樹林が主な景観構成要素となっており、事業実施区域内には既存の樹林が視認される。将来は、計画施設の煙突と建物の一部が出現し、新たな景観構成要素が加わることから、景観の変化が生じるものと予測する。

○地点9 木曾川対岸



木曾川河川敷の樹木越しに計画施設の煙突と建物の一部が視認される。

現況では、樹林が主な景観構成要素となっている。将来は、計画施設の煙突と建物の一部が僅かに出現するが景観の変化は小さいと予測する。

○地点10 西側最寄住居付近



道路や住宅越しに計画施設の煙突と建物が視認される。

現況では、道路や住宅が主な景観構成要素となっている。将来は、計画施設の建物と煙突が出現することにより、主な景観要素に計画施設が加わり、景観の変化が生じるものと予測する。

評	価
<p>1) 施設の存在</p> <p>① 環境保全措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 圧迫感を低減するため、可能な限り建築物を小さくする ・ 建築物は、大きな壁面の分節化や彩度の落ち着いた色彩等に配慮する。 ・ 事業実施区域の周縁部には可能な限り高木による植栽とする。 ・ 建築物は、可能な限り敷地境界からの距離を設ける。 	<p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>○ 景観資源への影響</p> <p>事業実施区域周辺の景観資源については、本事業によって改変されるものはなく、影響はないと判断することから景観に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p> <p>○ 主要な眺望点等からの景観</p> <p>計画施設の存在により、視点によっては景観に変化が生じると予測するが、外観、形状、色彩等について周辺景観との調和及び圧迫感の低減に努めていると判断する。さらに、環境保全措置を実施することから景観に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>

7.13 人と自然との触れ合いの活動の場

調 査																																																																																																																																						
<p><主要な人と自然との触れ合いの活動の場> 事業実施区域周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場として、木曽川沿川サイクリングロード及び木曽川扶桑緑地公園の2地点で平日及び休日に各1回実施した調査結果は以下に示すとおりである。</p> <p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>調査結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査地点</td> <td>木曽川沿川サイクリングロード</td> </tr> <tr> <td>利用環境</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 木曽川に沿って犬山市から一宮市までの約18kmが整備されている。 河川敷の緑の木立の中に遊歩道(幅2m)とサイクリングロード(幅3m)が整備されており、自動車の走行や交差がなく、安全に散歩等を楽しむことができる。 </td> </tr> <tr> <td>利用状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 散歩、ジョギング、サイクリングでの利用であり、平日よりも休日の利用が多く、平日・休日ともに午前中の利用が多い。 平日の利用者は散歩、健康のために利用している人が多く、日常的な利用が中心である。 方向別(東側(犬山市方面)、西側(江南市方面))の利用者は同程度となっている。 </td> </tr> <tr> <td>調査地点</td> <td>木曽川扶桑緑地公園</td> </tr> <tr> <td>利用環境</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 約10haの広大な敷地の中に広場、グラウンド、コンピネーション遊具、キャンプ場などが整備されている。 木曽川沿川サイクリングロードが扶桑緑地公園内を通っており、散歩やサイクリングの利用もできる。 </td> </tr> <tr> <td>利用状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 散歩、サイクリング、スポーツ、公園遊び等での利用であり、平日よりも休日の利用が多く、いずれもお昼前後の利用が多い。 平日は散歩など日常的な利用が中心である。 駐車場の利用状況は公園の利用者数と連動しており、休日の利用が多い。方向別でみると、犬山市方面(東方向)、江南市方面(西方向)からの利用は同程度であるが、やや犬山市方面からの利用が多くなっている。 利用者の居住地では、江南市、扶桑町、犬山市、大口町、各務原市が中心であるが、休日は、それ以外の地域からの利用もみられる。 交通手段は、車の利用が最も多いが、休日に比べて平日は自転車・徒歩・バイクなどの割合が高く、近隣の住民が日常的に利用していると考えられる。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	調査結果	調査地点	木曽川沿川サイクリングロード	利用環境	<ul style="list-style-type: none"> 木曽川に沿って犬山市から一宮市までの約18kmが整備されている。 河川敷の緑の木立の中に遊歩道(幅2m)とサイクリングロード(幅3m)が整備されており、自動車の走行や交差がなく、安全に散歩等を楽しむことができる。 	利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 散歩、ジョギング、サイクリングでの利用であり、平日よりも休日の利用が多く、平日・休日ともに午前中の利用が多い。 平日の利用者は散歩、健康のために利用している人が多く、日常的な利用が中心である。 方向別(東側(犬山市方面)、西側(江南市方面))の利用者は同程度となっている。 	調査地点	木曽川扶桑緑地公園	利用環境	<ul style="list-style-type: none"> 約10haの広大な敷地の中に広場、グラウンド、コンピネーション遊具、キャンプ場などが整備されている。 木曽川沿川サイクリングロードが扶桑緑地公園内を通っており、散歩やサイクリングの利用もできる。 	利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 散歩、サイクリング、スポーツ、公園遊び等での利用であり、平日よりも休日の利用が多く、いずれもお昼前後の利用が多い。 平日は散歩など日常的な利用が中心である。 駐車場の利用状況は公園の利用者数と連動しており、休日の利用が多い。方向別でみると、犬山市方面(東方向)、江南市方面(西方向)からの利用は同程度であるが、やや犬山市方面からの利用が多くなっている。 利用者の居住地では、江南市、扶桑町、犬山市、大口町、各務原市が中心であるが、休日は、それ以外の地域からの利用もみられる。 交通手段は、車の利用が最も多いが、休日に比べて平日は自転車・徒歩・バイクなどの割合が高く、近隣の住民が日常的に利用していると考えられる。 	<p><交通量> 資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道5地点(大気質、騒音・振動の調査と同様の地点)及び1交差点(愛岐大橋南交差点)で平日及び休日に各1回実施した交通量調査結果は以下に示すとおりである。</p> <p>断面交通量調査結果 (単位:台/12時間)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">調査地点</th> <th>大型車(台)</th> <th>小型車(台)</th> <th>合計(台)</th> <th>大型車混入率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地点1 江南関線</td> <td>平日</td> <td>1,018</td> <td>7,924</td> <td>8,942</td> <td>11.4</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>107</td> <td>9,132</td> <td>9,239</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地点2 浅井犬山線西側</td> <td>平日</td> <td>809</td> <td>8,053</td> <td>8,862</td> <td>9.1</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>104</td> <td>8,301</td> <td>8,405</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地点3 浅井犬山線東側</td> <td>平日</td> <td>831</td> <td>8,912</td> <td>9,743</td> <td>8.5</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>99</td> <td>9,188</td> <td>9,287</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地点4 草井羽黒線</td> <td>平日</td> <td>2,405</td> <td>7,809</td> <td>10,214</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>283</td> <td>9,841</td> <td>10,124</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地点5 小淵江南線</td> <td>平日</td> <td>1,523</td> <td>7,311</td> <td>8,834</td> <td>17.2</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>183</td> <td>8,920</td> <td>9,103</td> <td>2.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 小型車と大型車の区分は次のとおりである。 小型車: 軽乗用車、乗用車、軽貨物車、小型貨物車 大型車: バス、普通貨物車、特種(殊)車</p> <p>交差点交通量調査結果 (単位:台/12時間)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">調査地点(断面・方向)</th> <th>大型車(台)</th> <th>小型車(台)</th> <th>合計(台)</th> <th>大型車混入率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">平日</td> <td>断面a 愛岐大橋</td> <td>1,457</td> <td>5,377</td> <td>6,834</td> <td>21.3</td> </tr> <tr> <td>断面b 事業実施区域</td> <td>430</td> <td>3,974</td> <td>4,404</td> <td>9.8</td> </tr> <tr> <td>断面c 江南市</td> <td>1,380</td> <td>5,293</td> <td>6,673</td> <td>20.7</td> </tr> <tr> <td>断面d 一宮市</td> <td>514</td> <td>3,710</td> <td>4,224</td> <td>12.2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,781</td> <td>18,354</td> <td>22,135</td> <td>17.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">休日</td> <td>断面a 愛岐大橋</td> <td>181</td> <td>6,512</td> <td>6,693</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>断面b 事業実施区域</td> <td>63</td> <td>4,587</td> <td>4,650</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>断面c 江南市</td> <td>145</td> <td>6,454</td> <td>6,599</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>断面d 一宮市</td> <td>67</td> <td>4,391</td> <td>4,458</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>456</td> <td>21,944</td> <td>22,400</td> <td>2.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 小型車と大型車の区分は次のとおりである。 小型車: 軽乗用車、乗用車、軽貨物車、小型貨物車 大型車: バス、普通貨物車、特種(殊)車</p>	調査地点		大型車(台)	小型車(台)	合計(台)	大型車混入率(%)	地点1 江南関線	平日	1,018	7,924	8,942	11.4	休日	107	9,132	9,239	1.2	地点2 浅井犬山線西側	平日	809	8,053	8,862	9.1	休日	104	8,301	8,405	1.2	地点3 浅井犬山線東側	平日	831	8,912	9,743	8.5	休日	99	9,188	9,287	1.1	地点4 草井羽黒線	平日	2,405	7,809	10,214	23.5	休日	283	9,841	10,124	2.8	地点5 小淵江南線	平日	1,523	7,311	8,834	17.2	休日	183	8,920	9,103	2.0	調査地点(断面・方向)		大型車(台)	小型車(台)	合計(台)	大型車混入率(%)	平日	断面a 愛岐大橋	1,457	5,377	6,834	21.3	断面b 事業実施区域	430	3,974	4,404	9.8	断面c 江南市	1,380	5,293	6,673	20.7	断面d 一宮市	514	3,710	4,224	12.2	合計	3,781	18,354	22,135	17.1	休日	断面a 愛岐大橋	181	6,512	6,693	2.7	断面b 事業実施区域	63	4,587	4,650	1.4	断面c 江南市	145	6,454	6,599	2.2	断面d 一宮市	67	4,391	4,458	1.5	合計	456	21,944	22,400	2.0
項目	調査結果																																																																																																																																					
調査地点	木曽川沿川サイクリングロード																																																																																																																																					
利用環境	<ul style="list-style-type: none"> 木曽川に沿って犬山市から一宮市までの約18kmが整備されている。 河川敷の緑の木立の中に遊歩道(幅2m)とサイクリングロード(幅3m)が整備されており、自動車の走行や交差がなく、安全に散歩等を楽しむことができる。 																																																																																																																																					
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 散歩、ジョギング、サイクリングでの利用であり、平日よりも休日の利用が多く、平日・休日ともに午前中の利用が多い。 平日の利用者は散歩、健康のために利用している人が多く、日常的な利用が中心である。 方向別(東側(犬山市方面)、西側(江南市方面))の利用者は同程度となっている。 																																																																																																																																					
調査地点	木曽川扶桑緑地公園																																																																																																																																					
利用環境	<ul style="list-style-type: none"> 約10haの広大な敷地の中に広場、グラウンド、コンピネーション遊具、キャンプ場などが整備されている。 木曽川沿川サイクリングロードが扶桑緑地公園内を通っており、散歩やサイクリングの利用もできる。 																																																																																																																																					
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 散歩、サイクリング、スポーツ、公園遊び等での利用であり、平日よりも休日の利用が多く、いずれもお昼前後の利用が多い。 平日は散歩など日常的な利用が中心である。 駐車場の利用状況は公園の利用者数と連動しており、休日の利用が多い。方向別でみると、犬山市方面(東方向)、江南市方面(西方向)からの利用は同程度であるが、やや犬山市方面からの利用が多くなっている。 利用者の居住地では、江南市、扶桑町、犬山市、大口町、各務原市が中心であるが、休日は、それ以外の地域からの利用もみられる。 交通手段は、車の利用が最も多いが、休日に比べて平日は自転車・徒歩・バイクなどの割合が高く、近隣の住民が日常的に利用していると考えられる。 																																																																																																																																					
調査地点		大型車(台)	小型車(台)	合計(台)	大型車混入率(%)																																																																																																																																	
地点1 江南関線	平日	1,018	7,924	8,942	11.4																																																																																																																																	
	休日	107	9,132	9,239	1.2																																																																																																																																	
地点2 浅井犬山線西側	平日	809	8,053	8,862	9.1																																																																																																																																	
	休日	104	8,301	8,405	1.2																																																																																																																																	
地点3 浅井犬山線東側	平日	831	8,912	9,743	8.5																																																																																																																																	
	休日	99	9,188	9,287	1.1																																																																																																																																	
地点4 草井羽黒線	平日	2,405	7,809	10,214	23.5																																																																																																																																	
	休日	283	9,841	10,124	2.8																																																																																																																																	
地点5 小淵江南線	平日	1,523	7,311	8,834	17.2																																																																																																																																	
	休日	183	8,920	9,103	2.0																																																																																																																																	
調査地点(断面・方向)		大型車(台)	小型車(台)	合計(台)	大型車混入率(%)																																																																																																																																	
平日	断面a 愛岐大橋	1,457	5,377	6,834	21.3																																																																																																																																	
	断面b 事業実施区域	430	3,974	4,404	9.8																																																																																																																																	
	断面c 江南市	1,380	5,293	6,673	20.7																																																																																																																																	
	断面d 一宮市	514	3,710	4,224	12.2																																																																																																																																	
	合計	3,781	18,354	22,135	17.1																																																																																																																																	
休日	断面a 愛岐大橋	181	6,512	6,693	2.7																																																																																																																																	
	断面b 事業実施区域	63	4,587	4,650	1.4																																																																																																																																	
	断面c 江南市	145	6,454	6,599	2.2																																																																																																																																	
	断面d 一宮市	67	4,391	4,458	1.5																																																																																																																																	
	合計	456	21,944	22,400	2.0																																																																																																																																	

予 測

1) 工事の実施

(1) 資材等の搬入及び搬出

交通量の予測結果は以下に示すとおりである。

交通量予測結果

<休日>

予測地点	12時間交通量		ピーク時間交通量		
	交通量 (台)	寄与 割合 (%)	時間帯	交通量 (台)	寄与 割合 (%)
地点1 江南関線	9,587 (348)	3.6	16時台	923 (14)	1.5
地点2 浅井犬山線西側	8,753 (348)	4.0	10時台	859 (14)	1.6
地点3 浅井犬山線東側	9,635 (348)	3.6	14時台	935 (30)	3.2
地点4 草井羽黒線	10,472 (348)	3.3	13時台	1,019 (48)	4.7
地点5 小渕江南線	9,451 (348)	3.7	14時台	946 (30)	3.2

<平日>

予測地点	12時間交通量		ピーク時間交通量		
	交通量 (台)	寄与 割合 (%)	時間帯	交通量 (台)	寄与 割合 (%)
地点1 江南関線	9,290 (348)	3.7	7時台	908 (98)	10.8
地点2 浅井犬山線西側	9,210 (348)	3.8	7時台	1,316 (98)	7.4
地点3 浅井犬山線東側	10,091 (348)	3.4	7時台	1,428 (98)	6.9
地点4 草井羽黒線	10,562 (348)	3.3	16時台	1,021 (14)	1.4
地点5 小渕江南線	9,182 (348)	3.8	10時台	820 (14)	1.7

注1) 交通量の()内の値は、本事業に関連する車両台数で内数である。

注2) 予測地点における資材等運搬車両等の走行割合は現時点では未定であるため、安全側評価の観点から、各予測地点において資材等運搬車両等がすべて走行するものと設定した。

交差点需要率予測結果(愛岐大橋南交差点)(平日)

交差点需要率(7時台)		
現況交通量	将来交通量	増加量
0.682	0.703	0.021

注) 交差点における交通処理が可能とされる交差点需要率は0.9とされている。

交通混雑度予測結果(愛岐大橋南交差点)(平日)

断面・方向	車線	交通混雑度(7時台)		
		現況交通量	将来交通量	増加量
a 愛岐大橋	直進・左折	0.635	0.635	0.000
	右折	0.186	0.186	0.000
b 事業実施区域	直進・左折	0.675	0.833	0.158
	右折	0.398	0.412	0.014
c 江南市	直進・左折	0.317	0.317	0.000
	右折	0.201	0.328	0.127
d 一宮市	直進・左折	0.820	0.869	0.049
	右折	0.341	0.350	0.009

注) 各車線について、円滑な交通処理が可能とされる目安は1.0とされている。

2) 施設の存在

木曾川沿川サイクリングロード及び木曾川扶桑緑地公園では、将来は計画施設の煙突と建物の一部が出現するものの景観の変化は小さいと考えられる。したがって、人と自然との触れ合いの活動の場への影響については、小さいものと予測する。

2) 施設の供用

(1) 廃棄物等の搬入及び搬出

交通量の予測結果は以下に示すとおりである。

交通量予測結果

<休日>

予測地点	12時間交通量		ピーク時間交通量		
	交通量 (台)	寄与 割合 (%)	時間帯	交通量 (台)	寄与 割合 (%)
地点1 江南関線	9,321 (82)	0.9	16時台	911 (2)	0.2
地点2 浅井犬山線西側	8,657 (252)	2.9	10時台	889 (44)	4.9
地点3 浅井犬山線東側	9,609 (322)	3.4	10時台	952 (58)	6.1
地点4 草井羽黒線	10,294 (170)	1.7	16時台	1,006 (4)	0.4
地点5 小渕江南線	9,139 (36)	0.4	14時台	920 (4)	0.4

<平日>

予測地点	12時間交通量		ピーク時間交通量		
	交通量 (台)	寄与 割合 (%)	時間帯	交通量 (台)	寄与 割合 (%)
地点1 江南関線	9,024 (82)	0.9	8時台	847 (4)	0.5
地点2 浅井犬山線西側	9,114 (252)	2.8	8時台	876 (10)	1.1
地点3 浅井犬山線東側	10,065 (322)	3.2	8時台	988 (14)	1.4
地点4 草井羽黒線	10,384 (170)	1.6	16時台	1,011 (4)	0.4
地点5 小渕江南線	8,870 (36)	0.4	12時台	818 (2)	0.2

注) 交通量の()内の値は、本事業に関連する車両台数で内数である。

交差点需要率予測結果(愛岐大橋南交差点)(平日)

交差点需要率(10時台)		
現況交通量	将来交通量	増加量
0.741	0.746	0.005

注) 交差点における交通処理が可能とされる交差点需要率は0.9とされている。

交通混雑度予測結果(愛岐大橋南交差点)(平日)

断面・方向	車線	交通混雑度(10時台)		
		現況交通量	将来交通量	増加量
a 愛岐大橋	直進・左折	0.574	0.574	0.000
	右折	0.213	0.213	0.000
b 事業実施区域	直進・左折	0.533	0.642	0.109
	右折	0.534	0.545	0.011
c 江南市	直進・左折	0.752	0.752	0.000
	右折	0.090	0.149	0.059
d 一宮市	直進・左折	0.789	0.813	0.024
	右折	0.222	0.227	0.005

注) 各車線について、円滑な交通処理が可能とされる目安は1.0とされている。

評	価
<p>1) 工事の実施</p> <p>(1) 資材等の搬入及び搬出</p> <p>① 環境保全措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、さらに資材等運搬車両の走行台数を減らすよう努める。 ・工事関係の通勤者には、できる限り自動車の相乗りを指導し、通勤に使用する車両の走行台数を減らすよう努める。 ・工事用車両（大型車）の運転者や工事関係者の通勤車両等（小型車）の運転者に対し、路上駐車禁止や交通ルールの順守、公園を利用する歩行者・自転車の横断及び通行に十分配慮するなど交通安全教育を徹底する。 <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>予測の結果、資材等運搬車両等の走行に伴い事業実施区域周辺の交通量の増加がみられ、人と自然との触れ合いの活動の場である木曾川扶桑緑地公園が接する県道浅井犬山線（地点3）については、休日の12時間交通量で3.6%、ピーク時間交通量で3.2%、平日の12時間交通量で3.4%、ピーク時間交通量で6.9%となる。また、車両が集中する愛岐大橋南交差点での交差点需要率は0.703、各車線での交通混雑度は0.186～0.869となり、交差点における交通処理が可能とされる交差点需要率0.9、車線別の交通混雑度は円滑な交通処理が可能とされる目安1.0を下回ることから、影響の程度が小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲でできる限り回避・低減が図られている。</p>	<p>2) 施設が存在</p> <p>① 環境保全措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圧迫感を低減するため、可能な限り建築物を小さくする。 ・建築物は、大きな壁面の分節化や彩度の落ち着いた色彩等に配慮する。 ・事業実施区域の周縁部には可能な限り高木による植栽とする。 ・建築物は、可能な限り敷地境界からの距離を設ける。 <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>予測の結果、施設が存在に伴う景観の変化については、木曾川沿川サイクリングロード及び木曾川扶桑緑地公園ともに、将来は計画施設の煙突と建物の一部が出現するものの景観の変化は小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲でできる限り回避・低減が図られている。</p> <p>3) 施設の供用</p> <p>(1) 廃棄物等の搬入及び搬出</p> <p>① 環境保全措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両等の台数を抑えるよう努める。 ・廃棄物運搬車両等の運転者に対して、交通ルールの順守、公園等を利用する歩行者・自転車の横断及び通行に十分配慮するなど交通安全教育を行う。 <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>予測の結果、廃棄物運搬車両等の走行に伴い事業実施区域周辺の交通量の増加がみられ、人と自然との触れ合いの活動の場である木曾川扶桑緑地公園が接する県道浅井犬山線（地点3）については、休日の12時間交通量で3.4%、ピーク時間交通量で6.1%、平日の12時間交通量で3.2%、ピーク時間交通量で1.4%となる。また、車両が集中する愛岐大橋南交差点での交差点需要率は0.746、各車線での交通混雑度は0.149～0.813となり、交差点における交通処理が可能とされる交差点需要率0.9、車線別の交通混雑度は円滑な交通処理が可能とされる目安1.0を下回ることから、影響の程度が小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲でできる限り回避・低減が図られている。</p>

7.14 廃棄物等

予 測																																																																																									
<p>1) 工事の実施</p> <p>○残土 造成工事、土木・建築工事（基礎・地下躯体工事）に伴う残土量は約5,287m³と予測する。発生土は、場内の埋戻土、盛土として再利用を図り、残土については、場外再利用又は適正処分する計画である。</p> <p>○建設工事に伴う副産物 副産物の発生量は以下に示すとおりである。これらの副産物については、「あいち建設リサイクル指針」を踏まえて、分別の徹底を図り可能な限り資源化を行うものとする。なお、埋立処分となっている副産物についても、できる限り資源化が図れるよう努める。</p> <p>また、事業実施区域内に樹林地があるため、伐採木材が1,750 t 発生するものと予測される。これらは、できる限り有効利用が図られる方法で処理を行う計画である。</p> <p>副産物発生量 (単位：t)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発生量</th> <th>有効利用量</th> <th>処分量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃プラスチック類</td> <td>40</td> <td>38</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>木くず</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>紙くず</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>繊維くず</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>金属くず</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>ガラス及び陶磁器くず</td> <td>20</td> <td>0</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">がれき類</td> <td>コンクリート塊</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他がれき</td> <td>20</td> <td>0</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>その他（混合廃棄物）</td> <td>30</td> <td>0</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>535</td> <td>457</td> <td>78</td> </tr> </tbody> </table>	区分	発生量	有効利用量	処分量	廃プラスチック類	40	38	2	木くず	100	100	0	紙くず	10	9	1	繊維くず	5	0	5	金属くず	60	60	0	ガラス及び陶磁器くず	20	0	20	がれき類	コンクリート塊	200	200	0	アスファルト・コンクリート塊	50	50	0	その他がれき	20	0	20	その他（混合廃棄物）	30	0	30	合計	535	457	78	<p>2) 施設の供用</p> <p>廃棄物の発生量は以下に示すとおりである。廃棄物の種類及び量は処理方式により異なるものの、焼却灰、焼却飛灰、熔融飛灰、熔融スラグ、熔融メタル及び金属類等は可能な限り資源化に努める計画である。</p> <p>廃棄物の発生量 (単位：t/年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">廃棄物の種類</th> <th colspan="3">年間発生量</th> </tr> <tr> <th>ストーカ式焼却炉+灰の外部資源化</th> <th>ガス化熔融炉・シャフト式</th> <th>ガス化熔融炉・流動床式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>焼却灰</td> <td>3,119</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>焼却飛灰</td> <td>1,515</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>熔融飛灰</td> <td>—</td> <td>1,320</td> <td>1,089</td> </tr> <tr> <td>熔融不適物</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>熔融スラグ</td> <td>—</td> <td>3,710</td> <td>2,317</td> </tr> <tr> <td>熔融メタル</td> <td>—</td> <td>410</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>金属類</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>167</td> </tr> <tr> <td>焼却磁性物</td> <td>235</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	年間発生量			ストーカ式焼却炉+灰の外部資源化	ガス化熔融炉・シャフト式	ガス化熔融炉・流動床式	焼却灰	3,119	—	—	焼却飛灰	1,515	—	—	熔融飛灰	—	1,320	1,089	熔融不適物	—	—	87	熔融スラグ	—	3,710	2,317	熔融メタル	—	410	—	金属類	—	—	167	焼却磁性物	235	—	—
区分	発生量	有効利用量	処分量																																																																																						
廃プラスチック類	40	38	2																																																																																						
木くず	100	100	0																																																																																						
紙くず	10	9	1																																																																																						
繊維くず	5	0	5																																																																																						
金属くず	60	60	0																																																																																						
ガラス及び陶磁器くず	20	0	20																																																																																						
がれき類	コンクリート塊	200	200	0																																																																																					
	アスファルト・コンクリート塊	50	50	0																																																																																					
	その他がれき	20	0	20																																																																																					
その他（混合廃棄物）	30	0	30																																																																																						
合計	535	457	78																																																																																						
廃棄物の種類	年間発生量																																																																																								
	ストーカ式焼却炉+灰の外部資源化	ガス化熔融炉・シャフト式	ガス化熔融炉・流動床式																																																																																						
焼却灰	3,119	—	—																																																																																						
焼却飛灰	1,515	—	—																																																																																						
熔融飛灰	—	1,320	1,089																																																																																						
熔融不適物	—	—	87																																																																																						
熔融スラグ	—	3,710	2,317																																																																																						
熔融メタル	—	410	—																																																																																						
金属類	—	—	167																																																																																						
焼却磁性物	235	—	—																																																																																						

評 価	
<p>1) 工事の実施</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・業者の選定にあたっては、再資源化の実施状況についても考慮する。 ・可能な限り再利用可能な型枠を使用し、建設副産物の発生抑制に努める。 ・再生砕石の使用等、施設建設において再生材の活用に努める。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>工事の実施に伴う残土及び副産物については、残土は場外再利用又は適正処分する計画であることや建設工事に伴って発生する建設副産物は分別の徹底を図り可能な限り再利用・資源化を行うことにより、影響は小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから廃棄物等に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>	<p>2) 施設の供用</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><ストーカ式焼却炉></p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰及び焼却飛灰は、外部での再資源化を行い、埋立処分量を低減する。 ・焼却灰、焼却飛灰の搬出にあたっては、適切な運搬車両を用い、灰が周囲へ飛散、流出することを防止する。 <p><ガス化熔融炉></p> <ul style="list-style-type: none"> ・熔融スラグは、路盤材、埋戻し材等として有効利用する。 ・熔融メタルは、カウンターウェイトとしての利用や非金属精錬用還元剤として有効利用する。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>施設の供用に伴う廃棄物については、処理方式により廃棄物の種類及び発生量が異なるものの、いずれの処理方式についても可能な限り資源化に努めることから影響は小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから廃棄物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>

7.15 温室効果ガス等

予 測																																				
<p>1) 工事の実施 (1) 資材等の搬入及び搬出 温室効果ガス排出量の予測結果は以下に示すとおりである。</p> <p style="text-align: center;">温室効果ガス排出量予測結果 (資材等の搬入及び搬出) (単位：t-CO₂/工事中)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種</th> <th colspan="2">温室効果ガス排出量</th> </tr> <tr> <th></th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型車</td> <td>338</td> <td rowspan="2">558</td> </tr> <tr> <td>小型車</td> <td>220</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 建設機械の稼働等 工事期間全体の温室効果ガス排出量は、計画施設の建設工事で1,414t-CO₂/工事中と予測する。</p>	車種	温室効果ガス排出量			合計	大型車	338	558	小型車	220	<p>2) 施設の供用 (1) ばい煙の排出及び機械等の稼働 温室効果ガス排出量及び発電による温室効果ガス削減量の予測結果は以下に示すとおりである。</p> <p style="text-align: center;">温室効果ガス排出量予測結果 (ばい煙の排出及び機械等の稼働) (単位：t-CO₂/年)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>ストーカ式焼却炉</th> <th>ガス化熔融炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排出量</td> <td>27,518</td> <td>33,207</td> </tr> <tr> <td>削減量</td> <td>13,673</td> <td>13,455</td> </tr> <tr> <td>排出量－削減量</td> <td>13,845</td> <td>19,752</td> </tr> <tr> <td>削減の程度(%)</td> <td>49.7</td> <td>40.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 廃棄物等の搬入及び搬出 温室効果ガス排出量の予測結果は以下に示すとおりである。</p> <p style="text-align: center;">温室効果ガス排出量予測結果 (廃棄物等の搬入及び搬出) (単位：t-CO₂/年)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種</th> <th colspan="2">温室効果ガス排出量</th> </tr> <tr> <th></th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型車</td> <td>447</td> <td rowspan="2">553</td> </tr> <tr> <td>小型車</td> <td>106</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	ストーカ式焼却炉	ガス化熔融炉	排出量	27,518	33,207	削減量	13,673	13,455	排出量－削減量	13,845	19,752	削減の程度(%)	49.7	40.5	車種	温室効果ガス排出量			合計	大型車	447	553	小型車	106
車種		温室効果ガス排出量																																		
		合計																																		
大型車	338	558																																		
小型車	220																																			
区 分	ストーカ式焼却炉	ガス化熔融炉																																		
排出量	27,518	33,207																																		
削減量	13,673	13,455																																		
排出量－削減量	13,845	19,752																																		
削減の程度(%)	49.7	40.5																																		
車種	温室効果ガス排出量																																			
		合計																																		
大型車	447	553																																		
小型車	106																																			

評 価	
<p>1) 工事の実施 (1) 資材等の搬入及び搬出 ① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・資材等運搬車両等のエコドライブを徹底する。 ・資材等運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。 ・資材等運搬車両の整備、点検を徹底する。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価 資材等の搬入及び搬出に伴う温室効果ガスの排出量については、可能な限り低燃費車両を使用することとし、さらに、環境保全措置を実施することから、温室効果ガス排出量の抑制が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り図られている。</p> <p>(2) 建設機械の稼働等 ① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価 建設機械の稼働等に伴う温室効果ガスの排出量については、可能な限り低炭素型建設機械を使用することとし、さらに、環境保全措置を実施することから、温室効果ガス排出量の抑制が事業者の実行可能な範囲内でできる限り図られている。</p>	<p>2) 施設の供用 (1) ばい煙の排出及び機械等の稼働 ① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物発電は、より高い発電効率となるよう努める。 ・施設の設備機器及び照明や空調設備は省エネルギー型の採用に努める。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価 ばい煙の排出及び機械等の稼働に伴う温室効果ガスの排出量については、余熱は場内で電力や温水等として利用するとともに、他施設への電力供給や余剰電力の売電、蒸気の供給を検討することとし、さらに、環境保全措置を実施することから、温室効果ガス排出量の抑制が事業者の実行可能な範囲内でできる限り図られている。</p> <p>(2) 廃棄物等の搬入及び搬出 ① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等運搬車両等のエコドライブを徹底する。 ・廃棄物等運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。 ・廃棄物等運搬車両の整備、点検を徹底する。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価 廃棄物等の搬入及び搬出に伴う温室効果ガスの排出量については、可能な限り低燃費車両を使用することとし、さらに、環境保全措置を実施することから、温室効果ガス排出量の抑制が事業者の実行可能な範囲内でできる限り図られている。</p>

第8章 総合評価

国は、ダイオキシン類削減対策、焼却残渣の高度処理対策、マテリアルリサイクルの推進、サーマルリサイクルの推進、最終処分場の確保対策、公共事業のコスト縮減を踏まえた、ごみ処理の広域化を推進するよう都道府県に通知を行った。これを受けて、愛知県は、「広域化計画」を策定し、犬山市、江南市、大口町及び扶桑町においては、犬山市都市美化センターと江南丹羽環境管理組合環境美化センターを平成30年度以降に統合することとされた。

その後、2市2町では、人口やごみ減量状況等の変化、大規模災害時の廃棄物処理体制の確立などの社会情勢の変化に対応するため広域化実施計画の改訂を行い、新ごみ処理施設稼働目標を令和7年度（平成37年度）とした。また、平成29年4月には、一部事務組合「尾張北部環境組合」を設置した。

本事業は、2市2町の新ごみ処理施設の建設を目的とし、尾張北部環境組合が事業主体となり、施設を整備するものである。

本環境影響評価では、本事業による事業特性及び地域特性を勘案し、大気質、騒音及び超低周波音、振動、悪臭、水質、地盤・土壌、地下水の状況及び地下水質、日照阻害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等の15項目の環境要素を対象に、計画段階での環境配慮事項も勘案して調査、予測及び評価を行った。その結果、公害防止に関する自主基準値を遵守するとともに、適切な環境保全措置を実施することにより、本事業による周辺環境への影響は小さいものと評価した。

また、現地調査により事業実施区域での営巣が確認されたホンドキツネについては、「第9章 事後調査計画」に記載のとおり的事後調査を実施することとしており、環境への著しい影響が確認された場合またはそのおそれがある場合には、必要な措置を講ずることによって環境影響を回避し、または低減することとしている。

今後は、本環境影響評価の結果を十分に認識のうえ、環境保全措置を確実に実行し、周辺地域の環境保全に配慮して事業を進めていく。

以上のことから、本事業による工事の実施、施設の存在及び供用による周辺環境への影響は、環境配慮事項及び環境保全措置を確実に実施することにより、事業者により実行可能な範囲内である限り回避・低減が図られており、環境保全についての配慮が適正になされていると評価する。また、環境保全に関する基準等と調査及び予測の結果との間に整合が図られていると評価する。

第9章 事後調査計画

事後調査の実施については、指針の第 26 に以下の場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは事後調査を行うものとされている。

- ・ 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずることとする場合又は効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする場合
- ・ 工事の実施中及び土地又は施設の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- ・ 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合
- ・ 環境要素に係る環境影響を受けやすい地域において事業を実施する場合
- ・ 環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域において事業を実施する場合
- ・ 環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域において事業を実施する場合

上記を踏まえた事後調査計画は、表 9.1 に示すとおりである。現地調査により事業実施区域での営巣が確認されたホンドキツネについては、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる計画であることから、生息地の定着状況を事後調査により把握する。

その他の項目については、本事業による工事の実施、地形改変又は施設の存在及び供用による周辺環境への影響は、環境配慮事項及び環境保全措置を確実に実施することにより、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されており、また、環境保全に関する基準等との整合が図られていると判断した。そのうえで、事後調査が必要か否かについて検討を行った結果、予測手法等については不確実性が伴うものはなく、また、環境保全措置についてはこれまでの実績から十分効果が確認されているものであることから、環境影響の程度が著しいものとなるおそれはないと判断する。

表9.1 事後調査計画

調査項目		調査方法	調査地点	調査回数
動物	ホンドキツネの生息地の定着状況の把握	現地踏査及び自動撮影法による現地調査	事業実施区域周辺	繁殖期間中の各月 1 回程度 ^{注)}

注) 1 回目の調査結果や有識者へのヒアリングを踏まえ、調査回数や 2 年目以降の調査の実施について検討する。

また、事後調査とは別に事業者が行う監視として、表 9.2 に示すモニタリング調査についても実施する計画である。供用時について、大気汚染防止法等に基づく測定のほか、自主規制値を設けた騒音、振動及び悪臭について測定を実施する。

表9.2 モニタリング計画（供用時）

モニタリング項目		モニタリングの手法等		
		調査方法	調査地点	調査期間
大気質	酸素、一酸化炭素、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ばいじん	自動測定によるモニタリング	煙突	施設供用後に連続監視
	硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素	大気汚染防止法に基づく測定	煙突	施設供用後に2ヵ月に1回以上
	水銀	大気汚染防止法に基づく測定	煙突	施設供用後に4ヵ月に1回以上
	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査	煙突	施設供用後に毎年1回以上
騒音	騒音レベル	JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に基づく現地調査	最寄住宅地を考慮して、西側及び南側敷地境界付近の2地点	施設供用後に毎年1回
振動	振動レベル	JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に基づく現地調査	最寄住宅地を考慮して、西側及び南側敷地境界付近の2地点	施設供用後に毎年1回
悪臭	臭気指数	三点比較式臭袋法による調査	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄住宅地を考慮して、西側及び南側敷地境界付近の2地点 ・脱臭装置排出口 ・排水 	施設供用後に毎年1回

巻末資料

資料1 調査期間

調査項目		調査期間		
大気質	環境大気質	二酸化硫黄 窒素酸化物 (二酸化窒素、 一酸化窒素) 浮遊粒子状物質	通年	平成31年4月1日(月)～令和2年3月31日(火)
			春季	令和元年5月15日(水)～令和元年5月21日(火)
			夏季	令和元年8月5日(月)～令和元年8月11日(日)
			秋季	令和元年11月18日(月)～令和元年11月24日(日)
			冬季	令和2年2月3日(月)～令和2年2月9日(日)
		微小粒子状物質 有害物質 (塩化水素、水銀、 ダイオキシン類)	春季	令和元年5月15日(水)～令和元年5月21日(火)
			夏季	令和元年8月5日(月)～令和元年8月11日(日)
			秋季	令和元年11月18日(月)～令和元年11月24日(日)
			冬季	令和2年2月3日(月)～令和2年2月9日(日)
		降下ばいじん	春季	令和元年5月8日(水)～令和元年6月7日(金)
			夏季	令和元年7月29日(月)～令和元年8月29日(木)
			秋季	令和元年10月25日(金)～令和元年11月25日(月)
	冬季		令和2年1月10日(金)～令和2年2月10日(月)	
	沿道大気質	窒素酸化物 (二酸化窒素、 一酸化窒素) 浮遊粒子状物質	春季	令和元年5月15日(水)～令和元年5月21日(火)
			夏季	令和元年8月5日(月)～令和元年8月11日(日)
			秋季	令和元年11月18日(月)～令和元年11月24日(日)
			冬季	令和2年2月3日(月)～令和2年2月9日(日)
	交通量、走行速度	平日	令和元年11月5日(火)～令和元年11月6日(水)	
		休日	令和元年11月2日(土)～令和元年11月3日(日)	
	地上気象	通年	平成31年4月1日(月)～令和2年3月31日(火)	
春季		令和元年5月15日(水)～令和元年5月21日(火)		
夏季		令和元年8月5日(月)～令和元年8月11日(日)		
秋季		令和元年11月18日(月)～令和元年11月24日(日)		
冬季		令和2年2月3日(月)～令和2年2月9日(日)		
上層気象	春季	令和元年5月15日(水)～令和元年5月21日(火)		
	夏季	令和元年8月5日(月)～令和元年8月11日(日)		
	秋季	令和元年11月18日(月)～令和元年11月24日(日)		
	冬季	令和2年2月3日(月)～令和2年2月9日(日)		
騒音 低周波音 振動	環境騒音、環境振動	平日	令和元年11月5日(火)22時～11月6日(水)22時	
		休日	令和元年11月2日(土)22時～11月3日(日)22時	
	低周波音	—	令和元年11月5日(火)22時～11月6日(水)22時	
	道路交通騒音、道路交通振動	平日	令和元年11月6日(水)7時～11月6日(水)20時	
		休日	令和元年11月3日(日)7時～11月3日(日)20時	
地盤卓越振動数	—	令和元年11月5日(火)22時～11月6日(水)22時		
交通量等	平日	令和元年11月5日(火)22時～11月6日(水)22時		
	休日	令和元年11月2日(土)22時～11月3日(日)22時		
悪臭	臭気指数	梅雨期	令和元年6月21日(金)	
		夏季	令和元年8月8日(木)	
水質	水質	春季	令和元年5月16日(木)	
		夏季	令和元年8月7日(水)	
		秋季	令和元年11月24日(日)	
		冬季	令和2年2月12日(水)	
水質(降雨時)	—	令和元年10月25日(金)		
土壌環境	有害物質	—	令和元年11月23日(土)	
地下水の 状況及び 地下水質	地下水位 地下水質	春季	令和元年5月16日(木)	
		夏季	令和元年8月7日(水)	
		秋季	令和元年11月24日(日)	
		冬季	令和2年2月10日(月)	

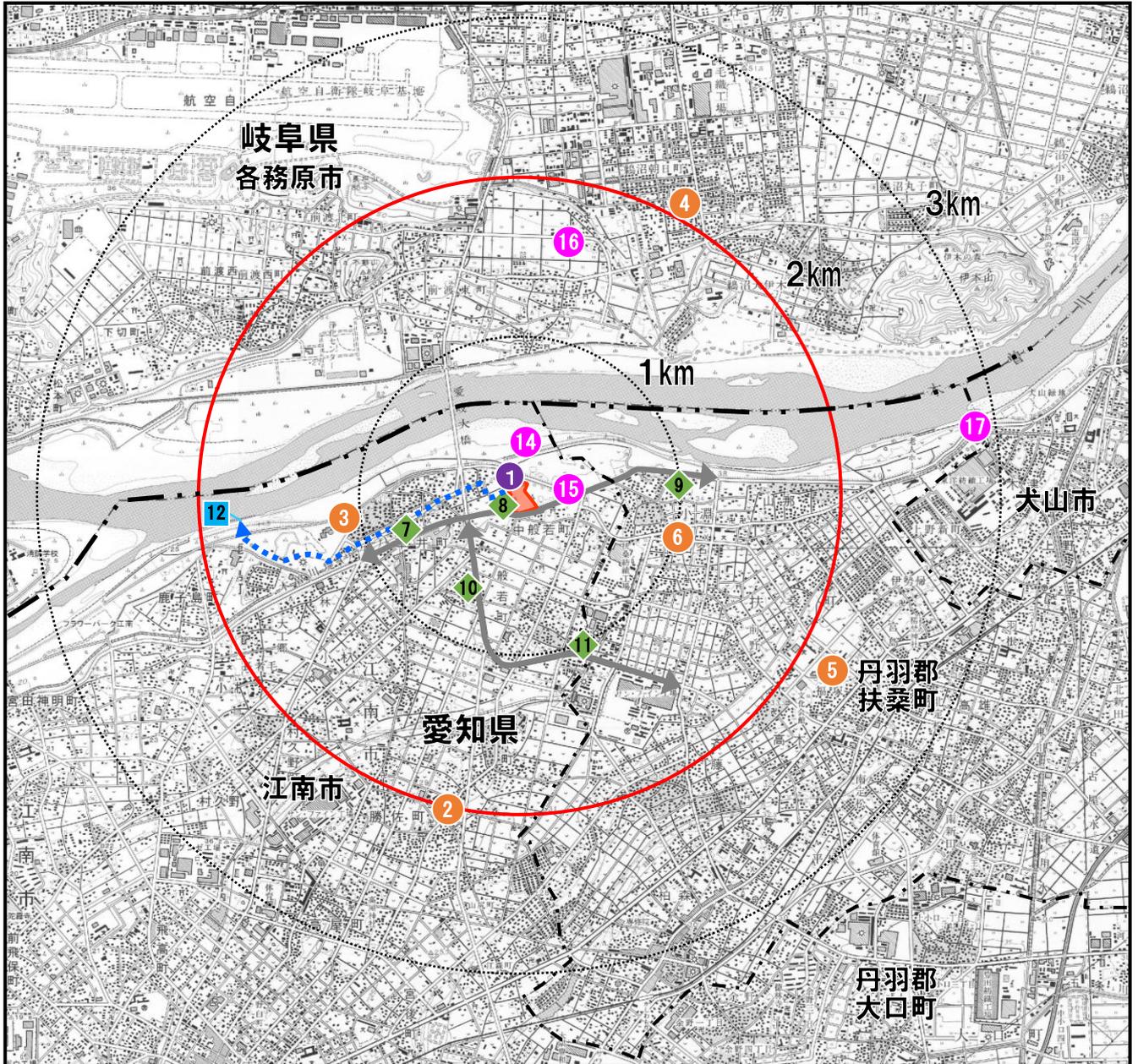
調査項目		調査期間	
動物	哺乳類	春季	平成31年4月27日(土)、4月29日(月)、 令和元年5月2日(木)、5月3日(金)、5月5日(日)
		夏季	令和元年7月25日(木)、7月26日(金)、7月28日(日) ～7月31日(水)
		秋季	令和元年9月25日(水)、9月26日(木)、9月28日(土) ～9月30日(月)、10月1日(火)
		冬季	令和2年1月27日(月)、1月28日(火)
	ホンドキツネ	—	令和元年12月24日(火)、25日(水)
		—	令和2年1月27日(月)～31日(金)
		—	令和2年2月1日(土)、18日(火)～20日(木)
		—	令和2年3月21日(土)～24日(火)
		—	令和2年4月19日(日)～21日(火)
	鳥類	春季	平成31年4月27日(土)、4月28日(日)
		繁殖期	令和元年6月10日(月)、6月16日(日)
		夏季	令和元年7月9日(火)
		秋季	令和元年9月30日(月)
		冬季	令和2年1月16日(木)、1月17日(金)
	猛禽類	1 営巣期	平成31年3月1日(金) 平成31年4月2日(火)、4月3日(水) 令和元年5月5日(日)、5月6日(月) 令和元年6月11日(火)、6月12日(水) 令和元年7月6日(土)、7月7日(日)
		繁殖状況調査	令和元年6月16日(日) 令和元年7月7日(日)
	昆虫類	春季	平成31年4月27日(土)、4月28日(日)、 令和元年5月2日(木)～5月4日(土)
		夏季	令和元年7月25日(木)、7月26日(金)、 7月28日(日)～7月30日(火)
		秋季	令和元年9月25日(水)～9月28日(土)
	両生類、爬虫類	春季	平成31年4月27日(土)、4月29日(月)、 令和元年5月2日(木)、5月3日(金)
		夏季	令和元年7月25日(木)、7月28日(日)～7月30日(火)
		秋季	令和元年9月25日(水)、9月26日(木)、9月28日(土)、 9月29日(日)、10月1日(火)
		早春季	令和2年3月25日(水)、3月26日(木)
	魚類	春季	令和元年5月3日(金)
		夏季	令和元年7月13日(土)
		秋季	令和元年9月28日(土)
	底生動物	夏季	令和元年7月13日(土)
		冬季	令和2年2月2日(日)
		早春季	令和2年3月27日(金)
	クモ類	夏季	令和元年7月6日(土)、7月7日(日)
		秋季	令和元年9月24日(火)～9月30日(月)
		冬季	令和2年2月3日(月)～2月5日(水)
陸産貝類	初夏	令和元年6月18日(火)、6月19日(水)	
	冬季	令和2年2月18日(火)、2月19日(水)	
植物	植物相	春季	令和元年5月2日(木)～5月3日(金)
		夏季	令和元年7月12日(金)～7月13日(土)
		秋季	令和元年9月26日(木)～9月27日(金)
		早春季	令和2年3月28日(土)～3月29日(日)
	植生	秋季	令和元年9月26日(木)～9月27日(金)
	水生植物相	春季	令和元年5月3日(金)
		夏季	令和元年7月13日(土)
秋季		令和元年9月28日(土)	

調査項目		調査期間	
景観	主要な眺望点の状況 主要な眺望景観の状況	繁茂季	令和元年5月11日（土）
		落葉季	令和2年2月11日（火）
人と自然との 触れ合いの 活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況	休日	令和元年11月3日（日）7時～17時
		平日	令和元年11月6日（水）7時～17時

資料2 調査地点

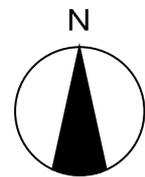
調査項目	参照図番号	図中記号	地点名
地上気象	図-1 図-2	●1	事業実施区域
上層気象	図-1 図-2	●1	事業実施区域
環境大気質	図-1 図-2	●1	事業実施区域
	図-1	●2	市立古知野北小学校
	図-1	●3	すいとぴあ江南
	図-1	●4	東ライフデザインセンター
	図-1	●5	扶桑町図書館
	図-1	●6	小淵地区神明社前
沿道大気質、 道路交通騒音・振動、 交通量等	図-1 図-3	◆7	江南関線
	図-1 図-3	◆8	浅井犬山線西側
	図-1 図-3	◆9	浅井犬山線東側
	図-1 図-3	◆10	草井羽黒線
	図-1 図-3	◆11	小淵江南線
環境騒音・振動、 低周波音、悪臭	図-2	■A	西側敷地境界
	図-2	■B	南側敷地境界
環境騒音・振動、悪臭	図-2	■C	西側最寄住宅地付近
	図-2	■D	南側最寄住宅地付近
水質	図-1	■12	排水路
土壌環境	図-2	●E	地点1
	図-2	●F	地点2
	図-2	●G	地点3
地下水位、地下水質	図-2	●F	事業実施区域

調査項目	参照図番号	図中記号	地点名
動物、植物、生態系	図-2		事業実施区域及び周囲約 200mを基本とし、隣接する木曽川沿いの河畔林を含む範囲
猛禽類	図-1	●14	St.1
	図-1	●15	St.2
	図-1	●16	St.3
	図-1	●17	St.4
ホンドキツネ	図-1	○	事業実施区域より概ね2kmの範囲
魚類、底生動物	図-1	■12	排水路
景観	図-3	●1	西側住居付近
	図-3	●2	南側住居付近
	図-3	●3	東側交差点付近
	図-3	●4	サイクリングロード付近
	図-3	●5	木曽川扶桑緑地公園
	図-3	●6	般若公園
	図-3	●7	すいとぴあ江南（展望台）
	図-3	●8	愛岐大橋
	図-3	●9	木曽川対岸
	図-3	●10	西側最寄住居付近
人と自然との触れ合いの活動の場（人と自然との触れ合いの活動の場）	図-3	○1	木曽川沿川サイクリングロード
	図-3	○2	木曽川扶桑緑地公園
人と自然との触れ合いの活動の場（交通量）	図-1 図-3	◆7	江南関線
	図-1 図-3	◆8	浅井犬山線西側
	図-1 図-3	◆9	浅井犬山線東側
	図-1 図-3	◆10	草井羽黒線
	図-1 図-3	◆11	小渕江南線
	図-3	□	愛岐大橋南交差点



凡 例

- 事業実施区域
- 県境
- - - 市町境
- ← → 主な走行経路
- ⋯⋯▶ 排水ルート

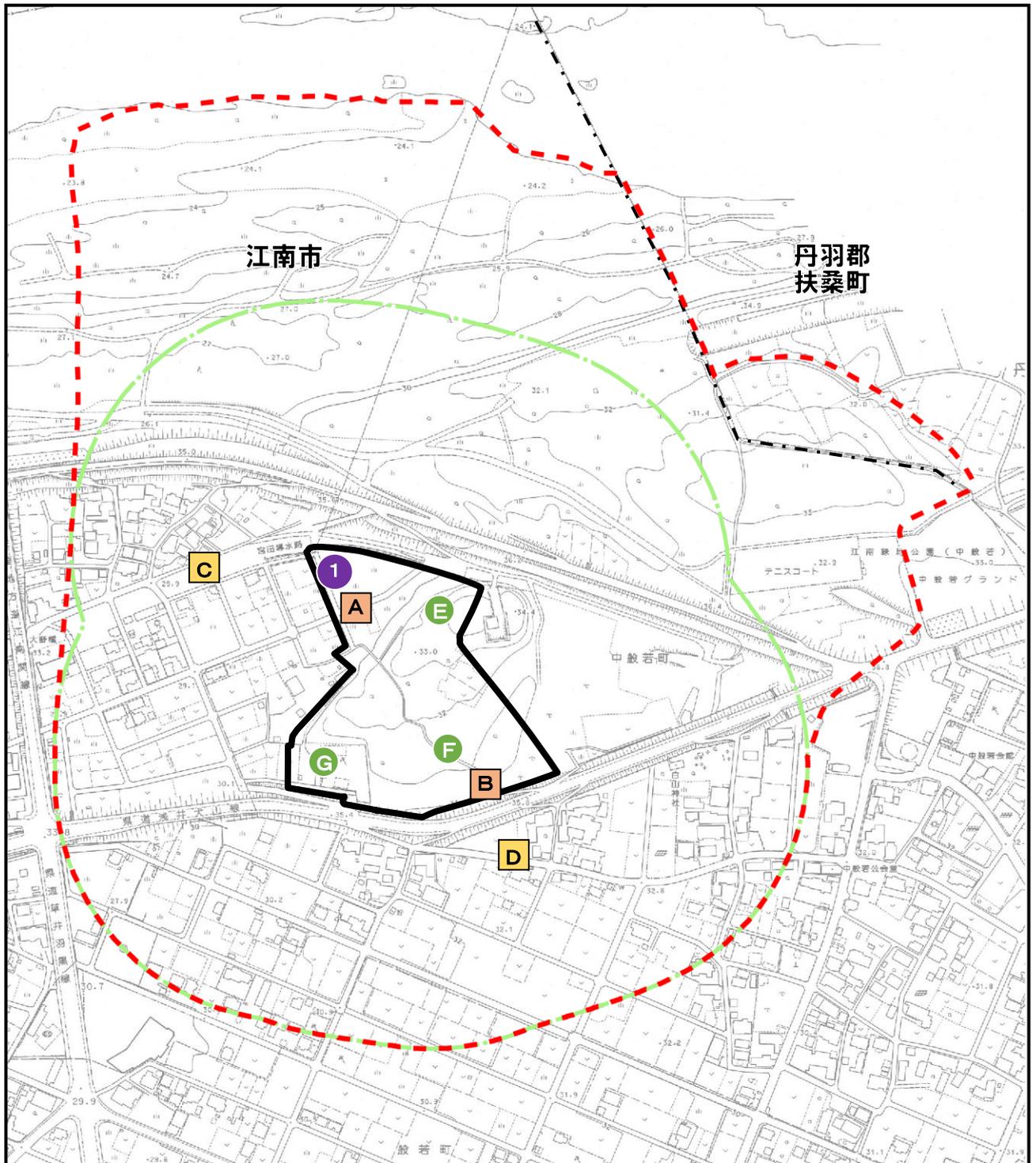


1 : 40,000



この地図は、国土地理院発行の 1 : 25,000 地形図「犬山」「岐阜」を使用したものである。

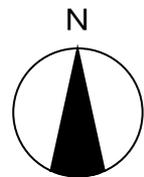
図-1 調査地点位置(1)



凡 例

-  事業実施区域
-  市町境
-  事業実施区域より 200m

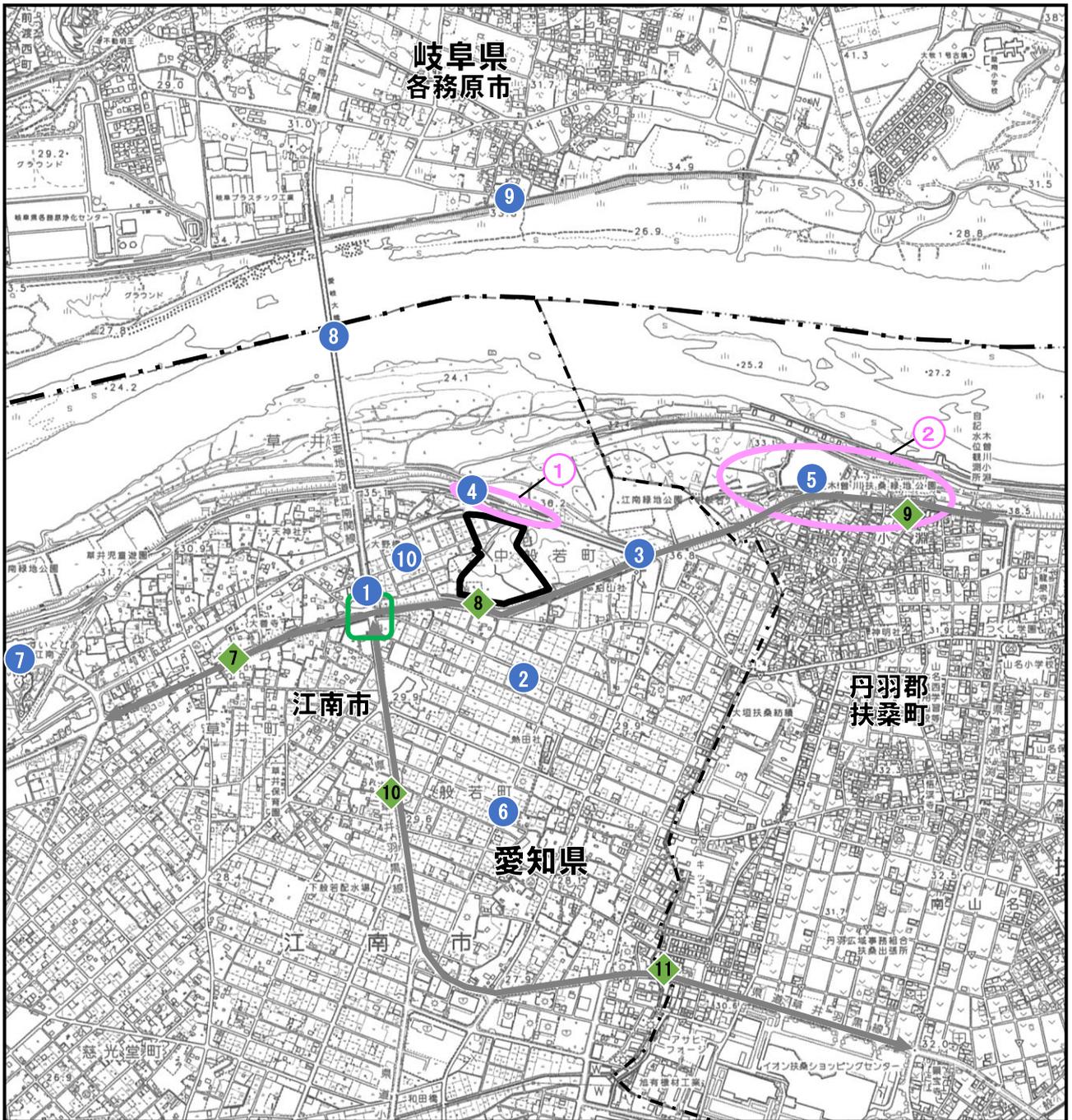
この地図は、「江南市都市計画基本図 No. 02 1:2, 500」を使用したものである。



1 : 5, 000

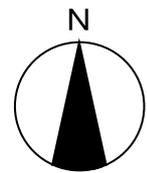


図-2 調査地点位置(2)



凡 例

-  事業実施区域
-  県境
-  市町境
-  主な走行経路



1 : 15,000



この地図は、各務原市発行「1 : 15,000 各務原市全図」を使用したものである。

図-3 調査地点位置(3)